

平成26年度租研会員の税制改正意見集

平成25年10月

公益社団法人 日本租税研究協会

は し が き

本冊子は、本年7～8月に、(公社)日本租税研究協会における会員各位の平成26年度の税制改正に向けて、各会員から寄せられた意見・要望を集約したものです。

これは、租研事務局において各意見・要望を項目別に分類したものであり、同じ項目について異なる意見や相反する意見が含まれておりますが、会員各位の意見・要望を、基本的に全てそのまま掲載してあります。

なお、平成26年度税制改正に向けての(公社)日本租税研究協会としての意見については平成25年9月6日に「税制改正に関する租研意見」を既に表明しております。

平成25年10月

公益社団法人 日本租税研究協会

目 次

国税の部

I 法人税

1 法人税法

(1) 実効税率の引き下げ	1
(2) 受取配当等の益金不算入	2
(3) 有価証券の評価	5
(4) 減価償却資産の償却等	5
(5) 資産の評価損	8
(6) 役員給与等	8
(7) 寄附金	9
(8) 貸倒損失	9
(9) 引当金	9
(10) 欠損金	11
(11) リース資産の償却等	12
(12) 租税法規定と会計基準の乖離調整	13
(13) 特別法人税の廃止	14
(14) その他	15

2 連結納税制度

(1) 連結納税制度全般の整備	18
(2) 適用対象子会社の範囲	19
(3) 子会社欠損金の持込制限の緩和	20
(4) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価	20
(5) 連結納税制度に係る計算規定の整備	21
(6) 申告・納付期限の延長	21
(7) 連結納税グループからの離脱	21

3 グループ法人税制

(1) 特定支配関係の判定	22
(2) その他	22

4 組織再編税制

(1) 組織再編成に係る適格要件の緩和	23
(2) 組織再編成に係る計算規定・評価方法等の整備	24
(3) 国際的組織再編税制の整備	26

5 租税特別措置法（法人税関連）

(1) 試験研究費の特別控除	27
(2) エネルギー需給構造改革促進税制・グリーン投資税制	29
(3) 交際費の損金算入	30
(4) 特定資産の買換に係る特例措置の延長・恒久化	30
(5) 土地譲渡益課税（土地重課）の廃止又は延長	30
(6) 特定目的会社・投資法人に係る課税の特例	31
(7) 海外投資等損失準備金等	32
(8) 地震・災害・公害対策等の特別措置	33
(9) その他	34

6 国際課税関連

(1) 移転価格税制	37
(2) 外国税額控除制度	39
(3) 外国子会社合算税制	41
(4) 外国子会社配当益金不算入	48
(5) 租税条約	49

II 所得税

1 所得税法

(1) 所得税制度全般	53
(2) 給与所得関係	53
(3) 所得控除	53
(4) 源泉所得税	55
(5) 支払調書等の提出義務	56
(6) その他	58

2 租税特別措置法（所得税関連）

(1) 金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置	58
(2) 公社債市場の活性化に向けた税制措置	59
(3) 特定口座制度の利便性向上に係る税制措置	60
(4) NISA（少額投資非課税制度）の恒久化、拡充及び簡素化のための税制措置	61
(5) 投資信託等に係る税制措置	61
(6) 個人投資者のリスクテイクを支援するための税制措置	62
(7) 居住用財産の買換特例	63
(8) その他	63

3 確定拠出年金税制の見直し

Ⅲ 相続・贈与税等

(1) 相続税の基礎控除の見直し	66
(2) 死亡保険金の相続税非課税限度額の拡充・維持	66
(3) 世代間の資産移転を促進するための相続・贈与に係る税制措置	67

Ⅳ 消費税

(1) 消費税制度全般	69
(2) 仕入税額控除	70
(3) 申告・納付期限の延長	75
(4) その他	76

Ⅴ その他の国税

(1) 印紙税	77
(2) 登録免許税	78

地方税の部

Ⅰ 地方税全般

(1) 地方税制度全般の抜本の見直し	81
(2) 地方税制度の簡素化	81
(3) 法定外税	82
(4) 連結納税制度の導入	82
(5) その他	83

Ⅱ 住民税・事業税

(1) 申告納付先の一元化	84
(2) 外形標準課税の廃止	84
(3) 外形標準課税の算定方法・記載様式の簡素化	85
(4) 外形標準課税における課税標準の見直し	85
(5) 法人住民税額の計算	87

Ⅲ 事業所税

(1) 事業所税の廃止	88
(2) 課税標準の見直し	88
(3) みなし共同課税の廃止	88
(4) その他	88

IV 固定資産税

(1) 償却資産に対する固定資産税の廃止	90
(2) 償却資産税の評価額算定方法と法人税法上の減価償却制度の統一	91
(3) 固定資産税の負担の軽減	92
(4) その他	94

V 不動産取得税・軽油引取税

(1) 不動産取得税	95
(2) 軽油引取税	95

その他の部

I 環境・エネルギー税制

(1) 地球温暖化対策のための税の見直し	97
(2) 環境負担削減へのインセンティブ	97

II 自動車税制

(1) 自動車関係諸税についての軽減・簡素化	98
(2) 自動車税のグリーン化の拡充	98

III 納税環境の整備

(1) 納税者権利憲章の法制化	99
(2) 更正の請求期間の延長	99
(3) 電子申告・納税システム	99
(4) 社会保障・税番号制度	100

国税の部

I 法人税

1 法人税法

(1) 実効税率の引き下げ

【理由】

- ・ 欧州・アジア諸外国との税率格差を是正し、研究開発税制等の真に有効な政策的措置と合わせ、日本企業の国際競争力を確保する。
- ・ 日本企業の国際競争力回復、震災復興のために、税率引き下げは最低条件。
- ・ 平成24.4.1より法人実効税率が5%引下げられたものの、法人税率の引下げ競争が進む諸外国に比べて我が国の法人実効税率は未だ高い状況にあるため、わが国企業の国際競争力強化・対内直接投資の促進等の観点から、法人税率の引下げを要望する。
- ・ 我が国の国際競争力を高めるため、また、海外からの直接投資を引き出すためにも、法人実効税率の更なる引き下げを要望する。
- ・ 法人実効税率については引き下げられたものの、諸外国と比較して依然として高いため、更なる引き下げを要望する。
- ・ 税収に占める法人負担の割合をみると、我が国の法人負担割合は諸外国と比し高く、また競争企業の成長が著しい中国、韓国等のアジア諸国との格差は依然として大きい。国際的なイコールフットィング確保の観点から、法人の所得に対する税率の引下げが不可欠である。
- ・ 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」において法人実効税率が引下げられたが、わが国の地方税も含めた法人実効税率は欧州主要国や、アジア諸国に比べて未だ高い水準に位置していると言える。

今後も激しさを増すグローバル競争に打ち勝つには、わが国企業の国際展開に於ける競争力を更に向上させ、また内外からの投資を促進し国内雇用を維持・増加させることが求められ、それは日本経済の活力に繋がると同時に、東日本大震災からの復興にも資することから、更なる法人実効税率の引下げを要望する。また、引下げに当たっては、その効果を減殺せぬよう本来の趣旨に鑑み、課税ベースの拡大とならないことを要望する。

- ・ 国際的なイコール・フットィングの観点から、まずは、30%を目途とした引下げを要望する。
- ・ 日本の立地競争力を高めるため、また企業の投資意欲向上のためにも、主要国並（25%程度）の水準への早期引下げを要望する。
- ・ 税制改正により法人税率の5%引下げ（約40%→35%）が行われたものの、世界各国の実効税率（OECD諸国26%、アジア諸国24%）と比べると未だ高い水準にある。産業の国際競争力の低下や企業の海外流出を防ぐためにもアジア諸国と均衡する水準、すなわち25%程度まで速やかに引き下げるべきと考える。
- ・ 競合するアジア諸国や欧州各国との比較において、依然高水準にある我が国の法人実効税率につき、国際的なイコールフットィングを確保し、国際競争力を強化するためにさらなる引下げを要望します。
- ・ 税収に占める法人負担の割合をみると、我が国の法人負担割合は諸外国と比し高く、また競争企業の成長が著しい中国、韓国等のアジア諸国との格差は依然として大きい。国際的なイコールフットィング確保の観点から、法人の所得に対する税率の引下げが不可欠である。
- ・ わが国の法人実行税率は約35%となったが、依然として国際的な20～30%の水準と比べて突出している。日本と同じく世界最高水準であった米国でも大幅な法人実効税率の引き下げの動きが出ていることから、我

が国企業の国際競争力を高め、製造業の国内立地を維持するとともに、国内雇用を確保するためには、法人実効税率の更なる引下げが不可欠である。

震災復興期間終了後直ちに、少なくとも欧米並みの実効税率30%まで引下げできるよう、法人税だけでなく、地方法人二税のあり方も含めた検討を行い、具体的な道筋を示すべきである。

- ・ 平成24年4月より法人税率が25.5%まで引き下げられたが、未だに日本の法人税率は国際的に高い水準にあり、国際的な競争力の確保のためにも、さらなる法人税率の引き下げを要望する。
- ・ アジア諸国やOECD諸国に比べて未だに法人税率が高い水準にあるため、法人実効税率を更に引き下げる。また、法人実効税率の引下げに伴う財源措置として課税ベースの拡大とならないことを要望する。
- ・ 我が国の法人実効税率は38.01%と20%台が中心のアジア諸国と比較すると10%以上も乖離が生じている。このまま諸外国と比べて高い法人実効税率が続けば、日本国内における企業活動の維持・強化が困難となり、空洞化懸念が更に高まることになるため、実効税率の速やかな引下げが必要。

また、地方法人特別税は「偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの措置」とされており、消費税引き上げにより偏在性が是正されるタイミングで廃止すべき。

簡素化の実現のために、法人住民税、法人事業税の廃止あるいは徹底した合理化を進めるべき。

- ・ 税収に占める法人負担の割合をみると、我が国の法人負担割合は諸外国と比し高く、また競争企業の成長が著しい中国、韓国等のアジア諸国との格差は依然として大きい。国際的なイコールフットィング確保の観点から、法人の所得に対する税率の引下げが不可欠である。
- ・ 経済のボーダーレス化が進む中で、我が国の法人税率の実効税率が高いことが、国際競争力の低下をまねていると思慮されるため。
- ・ 中長期的なイコールフットィング（特に競合相手となるアジア諸国）の観点からもさらに実効税率を引き下げ現在の国際水準である25%に近づける必要がある。
- ・ このままでは国内産業の空洞化がますます進み、日本だけが国際的に取り残される状況にある。法人税には、現在東日本大震災の復興財源手当の一つとして、復興特別法人税が3年間時限的に付加されており、実効税率は38%となっている。速やかに実効税率本体のさらなる引き下げの検討に着手し、付加税措置が終了すると同時に、法人実効税率本体をさらに引き下げるべきである。

なお、地域間の税源偏在を是正するため、地方法人特別税が税の抜本改革までの期間の暫定措置として設けられている。平成26年4月の消費税率の引き上げに合わせ、地方法人特別税は廃止すべきであり、あわせて法人事業税、法人住民税を、国税化すべきである。企業は通常、特定の地域の垣根を超えて活動しており、その点で地方法人所得は、各自治体固有のものではなく自治体共有の財源と捉えるべきである。国が一括して徴収し、各自治体に公平に配分するべきである。

また、実効税率の引き下げに伴う税収中立を前提とした課税ベース拡大（平成23年度改正における欠損金控除前所得の80%制限、250%定率法から200%定率法への引下げなど）は、企業の実質負担率を引き上げる場合もあるので、課税ベース拡大を伴わない実質的な実効税率の引き下げを行うべきである。

- ・ 国と地方を合わせた我が国の法人実効税率は、平成23年度税制改正において引き下げられたものの、なお諸外国と比べて高水準である。国際競争がますます激化する中で、国際競争力を維持、強化し、国内の産業空洞化を防ぐために、法人実効税率の引下げは、非常に有効である。については、是非とも引き下げていただきたい。

(2) 受取配当等の益金不算入

1) 連結法人株式等及び関係法人株式等以外の株式等に係る受取配当等に対する益金不算入割合の引上げ

【理 由】

- ・ 連結納税制度導入による税収減を補填するための措置として、関係法人株式等以外の株式等（出資比率25%未満）に係る受取配当等に対する益金不算入割合が80%から50%に引き下げられた。

国内における法人間の二重課税の幅を大きくするものであり、再度の引き上げを要望する。二重課税を完全に排除するためには、100%益金不算入が望まれる。

- ・ 関係法人以外の法人に係る受取配当については、二重課税防止の観点から全額益金不算入とし、また、関

係法人及び関係法人以外の法人の受取配当に係る負債利子控除を撤廃すべきである。

- ・ 現状の制度では連結法人株式等及び関係法人株式等以外の株式にかかる配当等の50%は二重課税となっている。二重課税を排除し、また国際競争力を高めるため、益金不算入割合を100%とすることを要望する。
- ・ 受取配当に対する課税は二重課税であるので、制度の改正をお願いしたい。
- ・ 受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、連結法人株式等、完全子法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を引き上げること(50%→100%)

受取配当等の益金不算入制度は「二重課税の排除」を目的とした制度であることや、諸外国と比べて不利のない取り扱いとする観点から、益金不算入割合は50%から100%に引き上げることが然るべきと考えます。

- ・ 受取配当金の益金不算入制度は、配当を支払う法人の段階において既に法人税が課税されていることから、受け取った段階でさらに益金に算入し課税すると二重課税となるため、これを排除する目的で定められており、わが国法人税制の根本をなす制度である。

それにもかかわらず、受取配当金の益金不算入制度は、昭和63年度の税制改正において益金不算入割合がそれまで100%であったものが80%に変更された。さらに、平成14年度の税制改正において連結納税導入時の税取減に対応するため、その財源措置として連結法人株式及び関係法人株式以外の株式に係わる益金不算入割合が80%から50%に制限され、同時に特定利子の規定が廃止されている。

このような措置は、同一所得に対する二重課税の排除という制度本来の趣旨に逆行することはもちろん、企業集団としてのグループ経営を進展させることにより事業を推進する商社等のグループ会社数の多い企業には特に税負担を強いる不公平な結果を招いており、是正すべきである。

- ・ 二重課税排除の観点から、受取配当の全額益金不算入の徹底を要望する。
- ・ 二重課税の排除という本来の制度目的が果たされていない。
- ・ 関係法人株式等以外の株式等にかかる配当等の50%は二重課税となっている。二重課税排除の趣旨に沿って、持分割合に係わらず、全額益金不算入とすることを要望する。

また、外国子会社配当についても、国内への利益還流を促すため、100%益金不算入とすることを要望する。

- ・ 二重課税防止の観点から、受取配当金の益金不算入割合を100%とすること。
- ・ 二重課税の完全な排除の観点から、持株割合に係らず全額益金不算入とすることを要望します。
- ・ 同一所得に対する二重課税の排除のため、全ての国内株式において二重課税の排除の観点から益金不算入割合を100%に引上げること。これが実現されない場合には配当金の益金不算入制度を見直しを行い、持分比率を問わず国内法人(連結納税子法人を除く)からの配当について95%を益金不算入とすることを要望する。
- ・ 完全子法人株式、関係法人株式いずれにも該当しない株式からの配当に係る益金不算入割合を現行の50%から引き上げ、100%益金不算入とすること。法人が所有する株式等に係る受取配当等は既に利益の配当等を行う法人において法人税が課税されており、同一所得に対する二重課税の排除を徹底するため。今なお、アメリカ・完全子法人株式、関係法人株式いずれにも該当しない株式からの配当に係る益金不算入割合を現行の50%から引き上げ、100%益金不算入とすること。イギリス・ドイツなどの主要国(70~100%)と比較して劣後しており、イギリス並みの100%益金不算入の導入を図るべきであると考えます。
- ・ 受取配当金については、課税済み利益に対する二重課税となっているため、全額益金不算入としてほしい。
- ・ 二重課税の防止のため、持分割合にかかわらず全額不算入とすることを要望する。
- ・ 配当金は、法人段階で既に課税されている利益から支払われており、本来二重課税排除の観点から全額益金不算入とすべきである。不算入割合50%は、連結納税制度創設に伴う財源措置として80%から引き下げられたものであり、他制度の創設に伴う財源不足を補うために、安易に受取配当に財源を求めるべきではない。
- ・ 二重課税排除の観点から、連結法人株式等および関係法人株式等以外からの受取配当についての50%縮減措置を廃止していただきたい。

2) 負債利子控除の撤廃・簡素化等

【理由】

- ・ 通常の事業会社は株式取得のために借り入れることはなく、負債利子控除はそぐわない。存続する場合でも、事務効率化のため、負債利子控除を定率計算としてほしい。
- ・ 現行の負債利子の計算は、株式等を取得する目的ではないことが明らかな借入金等に係る負債利子まで含めることとなっている。これら借入金等に係る負債利子については、借入目的の疎明を前提として、控除する負債利子に含めないように改正すべき。

また、金融機関は、資金の貸借による利ざやを獲得することを業としていることから、このような業態の特殊性を勘案した負債利子の算定方法、例えば外形標準事業税の純支払利息のように、受取利息と支払利息をネットするといった算定方法の創設を要望する。

- ・ 負債利子の計算は、繰延ヘッジ処理による損益の額のうち、支払利子の額に対応する部分の金額を加算又は減算する規定となっているが、金融業においては法の趣旨に応じた特例（資産負債ネット算入等）を設けていただきたい。

金融機関の行うデリバティブ取引は、個別の負債のヘッジに対してよりもむしろALM全体のコントロールのために行うものであり、現状の規定では両建になっているヘッジ取引の負債スワップのみを算入するなど、所得計算上、弊害が大きくなってきているため。

- ・ 受取配当に係る負債利子控除については、特定利子制度を復活し、特定利子については負債利子に含めないようにすべきである。

(注) 特定利子

①社債の利子（社債発行差金を含む）

②金融機関及び国等から借入金でその返済期間が3年以上のものにかかる利子

③商品の販売等の対価として受け取った手形の割引料

- ・ 損害保険会社の積立勘定（その運用財産が株式等でないものに限る）から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外（平成25年度期限切れ）

法人が受け取る株式等の配当金（受取配当）については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、「二重課税の排除」を目的とした「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられています。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されています。

しかしながら、平成14年度税制改正において、連結納税制度導入に伴う財源措置の一つとして本制度の縮減が行われ、負債利子控除の対象外であった特定利子制度が廃止されるとともに、益金不算入割合が80%から50%に引き下げられました。

本制度の縮減は、従来から二重課税の指摘を受けていた取扱いをさらに拡大するものであり、税理論に反した課税強化と言わざるをえません。このような課税強化は、法人の株式保有意欲を減退させ、株式市場の健全な発展にも少なからぬマイナスの影響を与えているものと思われます。

平成14年度税制改正において、連結納税制度導入に伴う財源措置の一つとして本制度の縮減が行われ、負債利子控除の対象外であった特定利子制度が廃止されました。そうした中で、特定利子の一つであった損害保険会社の積立勘定の利子（予定利息および契約者配当）については、「特別利子」として平成25年度までの租税特別措置として負債利子控除の対象外とされています。

損害保険会社が積立保険の保険料を管理・運用する「積立勘定」は、保険業法に基づく制度であり、その設置に係る認可上、特定の商品に係る積立勘定を除き、積立勘定内で株式を運用することが認められておりません。また、もし万一税理論を無視した課税強化が行われれば、積立保険の契約者に還元すべき運用成果が著しく減少して契約者に不利益を及ぼすことになりかねません。したがって、積立勘定（その運用財産が株式等でないものに限る）から支払われる利子は、租税特別措置としてではなく、本法による恒久措置として負債利子控除の対象外とされて然るべきと考えます。

3) 受取配当等の益金不算入規定における「関係法人株式等」の定義見直し

【理由】

- ・ 現行の「発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の100分の25以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合」の100分の25以上を100分の20以上に改正することを要望する。

会計上の関連会社は、議決権比率20%以上（15%以上の影響力基準適用会社は除く）であることから、平仄を合わせていただきたい。

(3) 有価証券の評価

1) 有価証券の期末評価方法について、利息法による償却原価法を認めること

【理由】

- ・ 国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：IFRS：以下IFRSとする）を強制適用される法人は有価証券の償却原価法について利息法が適用されることになる。一方税務上は定額法しか認められないため、会計上、税法と同じく償却原価法を採用していた上場企業にとっては利息法への変更と共に財税差の集計管理も併せて対応しなければならなくなるため、有価証券の保有種類、保有量の大きな銀行にとっては膨大なシステム対応コストや実務負担が増加することになる。

2) 自己査定等による無税償却の認容と損金算入要件の緩和

【理由】

- ・ 銀行等の金融機関は、有価証券の期末評価を資産自己査定と同じ基準での無税償却を可能とすることを要望する。或いは、貸出金等の債権が貸倒損失以外にも個別貸倒引当金の損金算入が可能となるように、有価証券に関しても損金算入要件の緩和を要望する。

銀行等の金融機関は業種特性として有価証券を大きなボリュームで保有。現行は発行法人が破綻した場合等極めて厳格な損金算入要件のため、巨額な財税不一致額を発生させている。このため、財務・税務の二つの償却基準への習熟が求められ、事務負担・管理負担が過大となっている。

3) 第三者割当の有利発行による受贈益課税

【理由】

- ・ 有利発行があった場合における有価証券の取得価額の規定（法令119④四）については、株主割当等の場合が除かれるのみとなっているが、第三者割当であったとしても、既存株主としての持分に係る希薄化損失相当は当該取得価額を構成しない（つまり、受贈益課税の対象から除かれる）ような規定に改正することを要望する。

有利発行による第三者割当増資を引き受けた場合、他の株主から価値が移転する部分のみならず、自らが増資前から保有していた株式の価値から自らへの移転部分についても、受贈益課税の対象になるものとして取り扱われている。しかしながら株主割当増資で有利発行が行われた場合との比較や、担税力の問題を考えると、せめて既存持分の希薄化損失部分は控除した上で受贈益を算定の方が経済合理性が認められると考える。

(4) 減価償却資産の償却等

1) 損金経理要件の撤廃

【理由】

- ・ 損金経理要件が無くとも課税上の弊害が生ずると思われず、当該要件によって納税者は非常に煩雑な申告調整実務を強いられている。今後IFRS導入により、更なる会計と税務の乖離が進むことが予想され、実務対応が極めて困難となるため、撤廃を要望する。
- ・ 減価償却に関する損金経理要件を撤廃すること。

- ・ IFRSにおいて会計基準の見直しが進み、会計と税務の乖離が大きくなりつつある昨今の現状を考慮すると、会計処理を税務処理の要件とすることは、税務メリットを志向する企業にとって投資意欲を減退させる一因となっているため、損金経理要件の撤廃を要望する。
- ・ 減価償却に関する損金経理要件を撤廃すること。
- ・ IFRSにおいて会計基準の見直しが進み、会計と税務の乖離が一層、大きくなることが予想されるため、減価償却費について損金経理を要件から撤廃して頂きたい。
- ・ IFRS導入に伴い固定資産の減価償却計算は、税務と会計の乖離が大きくなると予想されるため、減価償却費について損金経理を要件から撤廃していただきたい。
- ・ 税制改正の繰り返しにより実務が煩雑であり、会計上の減価償却との差がますます広がっている。会計上の償却費が税法上の償却費より小額であるケースも多く、税制改正の本来目的を達成していない。
- ・ 企業会計に関する規定が複雑化し、IFRSを中心として国際的な調和化が図られる現状においては、税務上の損金算入限度額について会計上の損金経理額を上限とする規制は、企業にとって過重な負担を強いる可能性があるため、撤廃して欲しい。

2) 少額減価償却資産の損金算入制度の拡充・限度額の引き上げ

【理由】

- ・ IT機器の増加、設備の高額化・件数増等を考慮し、少額減価償却資産の損金算入限度額を中小企業と同様30万円に引き上げすべきである。
- ・ 現在、10万円以上の減価償却資産を取得した場合には、資産計上して毎期減価償却を行なうこととなっているが、300万円の上限撤廃の上、この基準を30万円まで引き上げることがを要望する。中小企業等については、すでに（暫定的ではあるが）30万円未満の減価償却資産は一時償却可能となっている。事務の簡素化のため（中小企業以外の企業なら尚更）、法人全てについて、基準を引き上げるべきである。
- ・ 税制の簡素化及び経済の活力維持を図るため、取得価額30万円未満の少額減価償却資産を即時損金算入とすることを要望する。
- ・ 少額減価償却資産の損金算入限度額につき、簡素化の観点から現行の100千円未満を300千円（少なくとも200千円）未満へ引き上げること。

3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

【理由】

- ・ 我が国経済の活性化には、地域経済や雇用の担い手である中小企業の活発な経済活動が不可欠である。本制度により、中小企業の事務負担が軽減されるとともに、小規模企業を中心に設備投資が促進される。
- ・ 地域経済や雇を支える中小企業の活力維持のため、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を延長していただきたい。

4) 一括償却資産の損金算入制度の廃止

【理由】

- ・ 10万円以上20万円未満の減価償却資産については、中小企業の少額減価資産の損金算入の特例制度を除き、一括損金算入は認められず、3年間で損金算入している。投資促進を税制面から支援すること及び事務処理負担の軽減を図るため、一括償却資産の制度廃止と一括損金化を要望する。
- ・ 一括償却資産については企業会計上は費用として処理されております。税務申告で加算処理が必要となっております。会計処理と整合性を持つことにより会計と税務の乖離の低減に結びつきます。したがって、少額かどうかの判定を20万円未満とし、一括償却資産の損金算入規定を廃止していただきたい。
- ・ 一括償却資産の3年償却制度を廃止することを要望する。

5) ソフトウェアの償却期間の短縮

【理由】

- ・ 急速な技術革新によるソフトウェアの短命化は著しく、経済実態に合わせた見直しが必要。自社利用ソフト

トの耐用年数を3年に短縮していただきたい。またソフトウェアの少額減価償却資産の損金算入限度額を100万円に引き上げていただきたい。

- ・ 研究開発費は発生時に全額損金処理することを認め、特に企業会計と税務会計の乖離が甚だしく納税実務に多大な負担がかかっている研究開発用資産および自社利用ソフトウェア開発費については新会計基準の会計処理に合わせ即時償却を可能とすること。

6) 電話加入権の損金算入

【理由】

- ・ 電話加入権の実勢相場は下落傾向にあり、将来の電話加入権の廃止の方向を踏まえ、現在は減価償却資産に該当しない電話加入権を損金算入できるよう要請する。
- ・ 資産性がなくなっている実態に即し、一時損金算入を認めるよう要望したい。
- ・ 電話加入権については、譲渡が認められており、市場が形成されているという理由から、資産性があるものとして減価償却ができないとされている。しかしながら、昨今、市場における一般電話加入権の売買価格も低下し、資産性が薄れていると言われている。したがって、取得価額10万円未満の少額資産と同様、一時の損金算入を要望する。

7) IFRS導入による減価償却資産の初年度適用の際に生ずる償却費戻し益（剰余金修正）の課税所得からの排除

【理由】

- ・ IFRS導入により、減価償却資産の初年度適用を行うと、過去の償却費の戻し益が剰余金修正により入り、その後IFRS基準に基づき償却されていく。過去の償却費の戻し益について、導入時の課税所得に反映されないよう措置されることを要望する。

8) 定率法償却率の見直し

【理由】

- ・ 法人税率の引下げの財源確保の為の課税ベースの拡大手段として、平成24年度より減価償却資産の定率法償却率に変更（現行定額法償却率の250%を200%に引下げ）されたが、国際競争力の低下や企業の海外流出防止という観点で、法人税率引下げ効果を減殺するものであり、再度見直すことを要望する。
- ・ 国際的競争力を維持し強化するために設備投資は早期に償却を行う必要があるため、定率法の償却限度額について250%定率法を復活してほしい。

9) 経済実態を反映した減価償却

【理由】

- ・ 固定資産の経済的価値の減少に応じた減価償却費を損金計上を要望する。
IFRS上、経済的価値の減少に応じた減価償却計算が求められており、IFRSへ移行する場合、追加のシステム対応が要求される可能性がある。

10) 特別償却等の税制上の優遇措置の導入

【理由】

- ・ 生産設備の新陳代謝を促進するため特例期間を設け、期間中に取得した一定の要件を満たす設備の特別償却等、税制上の優遇措置を導入すべきと考える。

11) 減価償却制度の見直し

【理由】

- ・ 平成20年度改正で機械装置の資産区分の大括り化が実施され、大きな効果を得た。建物についても同様の改正をお願いしたい。

(5) 資産の評価損

1) 有価証券の評価損・減損損失の損金算入要件の緩和

【理由】

- ・ 有価証券評価損の企業会計と税務会計の乖離について、実務の煩雑さを解消する観点から税法上の判定要件を緩和し、企業会計と同様の基準とすること。また、有価証券の評価損に係る損金経理要件を撤廃し、退職給付信託資産（有価証券）についても一般の上場有価証券と同様の基準で評価損の計上を認めること。
- ・ 有価証券の減損損失について、会計上減損実施後株価が回復した部分について損失計上を認めないこととされているが、翌期以降、再度株価が下落した部分について損金算入を容認してほしい。会計制度との調和を図ることが、事務負担の軽減など企業の競争力確保のために資すると考えられるため。

2) 固定資産の評価損・減損損失の損金算入要件の緩和

【理由】

- ・ 固定資産の減損損失について公正妥当な経理処理として会計上容認されたものについて、法人税法上も損金算入を容認してほしい。会計制度との調和を図ることが、事務負担の軽減など企業の競争力確保のために資すると考えられるため。
- ・ 固定資産の経済的価値の減少に応じた減価償却費を損金計上を要望する。合わせて、固定資産の減損損失の損金計上が可能となる措置を要望する。
大きく毀損した固定資産の減損損失に関して税務上は損金算入が認められないため、システム上二重簿価管理が要求され、実務負担が大きい。

(6) 役員の給与等

損金算入要件の緩和

【理由】

- ・ 会計上で役員給与の費用処理が強制された背景（役員給与も役員報酬と同様に職務執行の対価）も踏まえ、税務上も役員給与（給与に相当する部分）の損金算入要件の緩和を要望する。少なくとも上場会社において株主総会決議を経て支給される役員給与については支給金額の客観性も担保されていると考えられるため、損金算入要件の大幅な緩和を要望する。
- ・ 役員給与については、不当に法人税負担を回避することを防止することを目的として、定期同額給与、事前確定届出給与及び利益連動給与のいずれにも該当しないものについて損金不算入とされているが、業績に応じて臨時的に報酬を変動させることは、職務執行の対価として合理性があることから、役員給与については、原則損金算入を認めることを要望する。
- ・ 役員への給与については、定期同額給与、事前確定届出給与又は利益連動給与のいずれにも該当しない場合にはその全額が損金不算入とされる。この制度の趣旨は法人の利益を恣意的に変動させ、法人税の負担を不当に減少することを防止することであると解されるが、社会通念上相当と認められる役員給与は役務提供の対価であることから損金算入を認めるべきである。

上記の改正がなされない場合においては、以下の点について改正の検討を望む。

- ①法令が実務を反映した内容でないため、多くの通達やQ&Aが出されており、制度がより複雑なものになっている。特にQ&Aにより、損金算入のための新たな要件が付加されているようにも思われる部分があることから、法令の抜本的な改正が望まれる。
 - ②実務上、日割りで役員給与が払われることがある（例：6月25日から6月30日までなど）が、この場合の定期同額給与の考え方が不明確である。
 - ③使用人兼務役員に関する規定の見直しを望む。たとえば、金融業界においては、個人ごとにボーナスの額が異なることは当然であり、比較使用人を用いて算定する方法には限界がある。
- ・ 法人税基本通達9-2-46は、①株主総会決議要件 ②出向契約要件の二要件を満たさない場合は、法人税法34条の定期同額給与、事前確定届出給与に該当せず、損金の額に算入されないことを想定していると考え

えられる。しかし、法人税法34条の条文上は、(国税庁の通達解説に示されたような)「あらかじめ定められたところから従って支給される」ことや「株主総会等での決議」を要件とはしていない。法人税基本通達9-2-46は、法人税法34条を適用して損金の額に算入される場合の例示としての形式基準を掲げたものでなく、これらの要件に該当しないものでも、ただちに損金不算入とすべきものではないことを明確にする必要がある。

(7) 寄附金

1) 損金算入要件の緩和及び損金算入限度額の拡大

【理由】

- ・ 寄附金については、たとえ震災復興支援目的であっても、損金算入要件が通常の寄附と同様の要件となっており、寄附を行う際には慎重な検討を要している。より早い復興を行うためにも、災害からの復興支援目的の寄附については、損金算入要件の緩和を要望する。
- ・ 企業の社会貢献を促すためにも、一般寄附金の損金算入限度額の拡大を要請する。

2) 損金算入限度額計算における完全子会社法人株式の償却損相当額の扱い

【理由】

- ・ グループ法人税制の導入に伴い、完全子法人株式の消却損相当額を資本金等の額から減額することとされたが、これが寄附金の損金算入限度額を減少させる結果を招いている。グループ法人税制の影響により、今後完全子法人を清算する度に資本金等の額が減少し、寄附金の損金算入限度額を減少させることは制度趣旨として違和感があることから、改善していただきたい。

3) 100%グループ内の法人間の寄附金

【理由】

- ・ 100%グループ内の法人間の寄附金について、寄附した法人で損金不算入、寄附を受けた法人で益金不算入とする取扱いについて、取引時には双方の法人とも寄附の意図はなく、その後実施される税務調査で寄附金と指摘を受けるケースが大半だと考えられる。その場合、寄附を受けた法人で減額更正されると聞いたが、税務調査の影響が他の法人に及ぶことは事務処理が煩雑となるため廃止していただきたい。
また、本取扱いについては、単体課税の法人の所得の計算としては違和感がある。
さらに、親会社において寄附修正事由として子会社株式の簿価を修正し利益積立金の調整が必要である点も、事務処理が煩雑であるため、見直して頂きたい。

(8) 貸倒損失

損金算入要件の緩和

【理由】

- ・ 有効な意思表示に基づく非関連者間の債権切捨て、債権放棄並びに債権譲渡については税務上も容認すること。
- ・ 関係会社の整理・支援損について現行の要件を緩和し、経営悪化段階での支援を弾力的に認めること。

(9) 引当金

1) 貸倒引当金制度の復活

【理由】

- ・ 個別貸倒引当金の対象となる債権は、その殆どが回収の見込めない状態のものであり、かかる債権の損金算入を認めなければ企業財務の健全性を損なう恐れがあるため、個別貸倒引当金の復活を要望する。
- ・ 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金制度を存続してほしい。個別評価金銭債権に係る貸倒引当金はそのほ

とんどが回収見込みがないものであり、存続させてほしい。また、中小企業、金融・保険会社のみ貸倒引当金を引き続き適用できるのは、公平性を欠く。

2) 貸倒引当金の損金算入要件の緩和・拡大

【理由】

- ・ 回収不能の金銭債権に関する貸倒償却について、基準が厳格過ぎることから、不良債権の処分が進まず、また納税者のコストが増大しているため、担保物の処分以外に回収できる見込みのない金銭債権については、担保物の価値までの貸倒償却を可能として欲しい。
- ・ 一定期間取引を停止している場合の貸倒について、現実に回収の目途のないものについて損金算入を認めてほしい。継続的に行われる取引に限らず、原始取引であっても貸倒が生じる場合があり、経済的合理性を欠いているため。
- ・ 金融機関が実施している資産自己査定と同じ基準での無税償却を実施可能とすること。特に、自己査定直接償却（IV分類債権に対する財務上の直接償却）がなされた債権を、同額、同じタイミングで無税直接償却することを認める等を要望する。

各々の金融機関が保有する貸出等の金銭債権は、合併再編等もありそのボリュームが増大しており、不良債権に係る巨額の財税不一致額を発生させている。

そのため、償却実務担当者には財務・税務の二つの償却基準の習熟が求められ、その事務負担・管理負荷が過重となっている。そのため、貸倒れに係る無税償却・引当の範囲を拡大することを要望する。

なお、当該要望は欠損金の控除・繰戻還付制度の拡充と併せて導入することが、企業の置かれた環境に沿うものである。

- ・ 金融機関が既存の債務者における借入金を「資本性借入金」へ転換する場合に適用できる長期棚上げの個別貸倒引当金の繰入れについて、損金算入が認められる当該借入金にかかる弁済期限の基準を、5年超から3年超に緩和する。

個別貸倒引当金において長期棚上げという規定があるが、「長期」の概念としては、一般的に3年超という期間の概念も含まれると考えられないか。

銀行としては、DDSを検討する先は早期の債務超過解消が見込める先が対象であり、税務上の取扱いをより柔軟なものにすることにより、より一層のDDS活用が見込まれる（裾野が広がる）と思料される。

- ・ 法的整理手続き開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合（現行50%）を引き上げる等、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大することを要望する。

わが国金融界は長年の不良債権問題から脱却したものの、わが国経済の持続的成長に資する金融システムの維持や、中小企業者等の経営改善、事業再生支援を積極的かつ継続的に進める金融機関の取組みを一層促進する観点から、不良債権税制の拡充が重要である。また、将来の損失発生に備えた制度を拡充することは、企業の投資意欲を高める効果も大きい。

現在、会計上の引当金基準と税務上の無税基準が大きく乖離している状態にあるが、不良債権問題の再発防止や金融機関の自己資本の強化等の観点からは、金融機関が実施している自己査定等にもとづく会計上の償却・引当を税務上も幅広く認める等、債権毀損の実情に応じたものとするのが重要である。

3) 債権回収業者（サービサー）が取得した債権に係る貸倒損失の特例の創設

【理由】

- ・ 一般的に、サービサーは債権額より低い価額（例えば1円など）で金融機関等から債権を譲り受けることが多い。このことから、これらの債権につき債務者の資力を確認するためには、サービサーにおける債権の簿価（譲り受けた価額）よりも多額のコストを要する可能性が高く、法基通9-6-2に基づき貸倒損失の計上判断を行うことは合理的ではない。

したがって、サービサー等の場合の貸倒損失計上基準を緩和するよう、柔軟な取扱いを設けてはどうか。

(10) 欠損金

欠損金の繰越期間の延長・繰戻還付制度の復活及び控除制限の廃止

【理由】

- ・ ゴーイングコンサーンとして課税期間は本来永久であるべき点から、繰越控除期間の更なる延長を要望する。少なくとも米国並み（20年）にすべきである。また、平成24.4.1から導入された繰越欠損金の控除制限については、今後、廃止を視野に取扱いを検討すべきである。
- ・ 欧米諸国との税負担の不均衡を是正し、国際競争力を確保するため繰越し期間を撤廃して欲しい。また、欠損金の使用制限（80%）を見直し、従来通り所得全額から控除できるよう要望する。
- ・ 課税の公平性を確保するためには、欠損金の繰戻還付の不適用措置は撤廃するべきであり、またその上で、繰戻期間の延長が必要である。
- ・ 欠損金の繰越期間延長及び繰戻還付を復活させることは、企業の財政基盤の強化に資するものであり、安定的な事業運営をおこなっていくために、欠損金の取扱いについて見直すことが必要。なお、欠損金の繰戻還付については、法人税法に規定されているものの、中小企業を除き、財源措置として停止されているものであり、制度の本来の趣旨を踏まえ、措置の復活を要望。
- ・ 欠損金の使用を所得の80%を上限としている点を緩和してほしい。現行制度での繰越期間9年では、必ずしも十分な期間が確保されているとはいえない。
- ・ 欠損金の繰越期間延長及び繰戻還付を復活させることは、企業の財政基盤の強化に資するものであり、安定的な事業運営をおこなっていくために、欠損金の取扱いについて見直すことが必要。なお、欠損金の繰戻還付については、法人税法に規定されているものの、中小企業を除き、財源措置として停止されているものであり、制度の本来の趣旨を踏まえ、措置の復活を要望する。
- ・ 継続企業を前提として一時的な損失計上はやむを得ないところであり、欠損法人の早期黒字化を促進することが税収の安定化に直結する。また、繰越可能期間については、諸外国に比して期間が依然劣後している。大企業における欠損金につき、繰戻還付制度を復活させる、もしくは繰越期間を延長する（使用額には制限をかけない）ことを要望する。
- ・ 欠損金の期限切れが生じると、通算では利益が出ない企業に課税されることとなる。課税の公平性確保及び国際競争力強化の観点から、繰越期限の延長を要望する。
- ・ 欠損のある企業の早期業績回復を促すため、欠損金の80%制限の撤廃を要望する。
- ・ 欠損金の繰越控除期間が9年に延長されたが、欧米諸国に比べると未だ不利な状況にあることから、更なる延長を図るべきである。
- ・ 企業の財務体力が脆弱な状態において、繰越欠損金を保有しているにも拘らず課税所得が発生する仕組みとなっており、欠損金の繰越控除期間においても事業の継続性を阻害する要因となっている。
- ・ 赤字に陥ったのちの経営回復を短期に図ることが企業の収益力維持強化に資すると考えられるため、欠損金の控除制限について廃止してほしい。
- ・ ゴーイング・コンサーンとしての企業の経済活動は継続的に行われておりますが、欠損金の期限切れが生じると、通算では利益が出ない企業に課税されることとなります。課税の公平性確保および国際競争力強化の観点や長期的視野での投資拡大を後押しするためにも、諸外国に比べ不利な条件（英・仏・独・豪・香港・シンガポールは無期限）である繰越期限を無期限にする、また使用制限を廃止するよう要望します。
課税の公平性を確保するとともに、欧米諸国との税負担の不均衡を是正し、国際競争力を確保するために、現在停止中の繰戻還付制度を復活し、2年に延長するよう要望します。
- ・ 繰越欠損金の繰越期限を米国並みの20年に延長することを要望する。繰越欠損金の放棄が生じることが、直近の所得で課税されることによりキャッシュフローを悪化させるため、企業として長期的視野に立った研究開発などにマイナス影響が出ている可能性がある。国際的競争力の醸成のために必要である。
- ・ 繰越欠損金の使用制限80%を撤廃することを要望する。直近の所得で課税されることによりキャッシュフローを悪化させるため、企業として長期的視野に立った研究開発などにマイナス影響が出る可能性がある。国際的競争力の醸成のために必要である。
- ・ 欧米諸国との税負担の不均衡を是正し、国際競争力を確保するため現在停止中の繰戻し還付制度を復活す

ると共に繰越し期間を少なくとも米国並み（20年）に延長して欲しい。

- ・ 繰越欠損金の使用制限（80％）制限の撤廃。少なくとも、復興税課税期間は、適用を延期すべきである。繰越欠損金の使用制限が適用されることにより、国際競争力の低下を招くばかりか、事務負担の増大を引き起こす要因となっている。80％使用制限にともない、使用期限が9年に延長されたものの、期限内で回収しきれない繰越欠損金が発生しうる可能性が出てくるため、国内への投資の足かせとなり得る。

- ・ 大企業の繰戻還付凍結措置解除とともに、繰戻還付（1年間）の期間の延長を要望する。また現行繰越控除期間は、9年となっているが、繰越期間を無期限とすべきである。

我が国の欠損金制度は欧米諸国に比べ繰越控除期間が短く、企業の国際競争力の維持・強化を図る観点からも不利である。また企業にとって課税上の期間損益の通算は、中長期的に将来を見据えた経営を行う上で、非常に重要である。

- ・ 当業界の投資は資源開発等回収期間が長期に亘るものが多く、税務上の欠損金の繰越可能期間は、キャッシュフローに影響を与え投資の意思決定を大きく左右する。投資に対する積極性を確保し我が国経済の国際競争力の維持向上のためにも、欠損金の繰越可能期間の延長または無期限化および控除制限の撤廃をお願いしたい。

- ・ 本制度は、平成4年度の税制改正で、財政面の理由から還付を停止するとして創設されたものである。中小企業については平成21年度税制改正にて不適用制度が廃止されたが、欧米先進国はいずれも還付制度を維持しており、税制の国際的イコールフットイングの観点から、企業規模に関係なく早期に廃止していただきたい。

- ・ 本制度は欠損金の繰越控除制度と同様に本法上の措置であり、繰戻し還付の適用を一般的な制度として速やかに復活させるべきである。

- ・ 欠損金の繰越控除の制限（現行、繰越控除前の所得金額の80％相当額）を撤廃するとともに、繰越期間を少なくとも10年に延長することのほか、繰戻還付制度の凍結措置を解除し繰戻期間（現行1年）を延長することを要望する。

繰戻還付制度は資本金1億円以上の企業に対する適用が停止されているが、この取扱いを廃止することを要望する。

法人税における欠損金の繰越控除・繰戻還付制度は、事業年度ごとの課税負担の平準化を通じ、経営の中長期的な安定性を確保するものであり、わが国企業の投資意欲や競争力を高めるうえで極めて重要な制度である。また、金融機関にとって景気後退期における不良債権の規模は大きく、その処理に伴い発生する欠損金の控除について十分な措置を設ける必要がある。しかしながら、繰越控除制度の繰越期間は、欧米主要国との比較において明らかに見劣りする。また、繰戻還付制度については、平成21年度改正において凍結が一部解除されたものの、対象が中小企業等に限定されているほか、繰戻期間が1年とされていることから、十分な措置が講じられているとは言い難い。

- ・ 繰越欠損金の控除期限は9年（80％制限）であるところ、10年（制限無し）まで延長する。また、繰戻還付制度についても、資本金1億円以上の企業に対する適用停止措置を廃止することも要望する。

(11) リース資産の償却等

1) リース税制とリース会計基準の統一化

【理由】

- ・ 所有権移転外ファイナンスリースについて、基本的処理は税財で合致しているものの、具体的な手続き（償却期間、償却方法等）が異なることから、税・財不一致となり複雑な申告調整が必要。この現状を踏まえ、申告稼働軽減の観点から、税務と財務の具体的な手続き統一化を要望する。

2) 所有権移転外ファイナンスリースに係る特例措置の導入

【理由】

- ・ 所有権移転外ファイナンスリースは平成19税制改正により、賃貸借取引でなく売買取引とみなされることとなったにもかかわらず、設備投資促進等の目的で設けられた各種優遇税制においては、税額控除のみの

適用となっており、特別償却の適用が受けられない。同一の経済活動に対して税法上の優遇措置の適用の可否が異なることは不合理・不公平であり、特別償却を認める取扱いを要望する。

3) リースフリーレントの税務処理の明確化

【理由】

- ・ 税法の解釈を明瞭化し、不要な会計と税務との差異を解消するため、税務上のリース取引に該当しないリース（所謂「オペレーティング・リース取引」）について、フリーレント期間がある場合、リース料総額をリース期間に均等按分する費用計上を可能とする規定の明確化をする。

(12) 租税法規定と会計基準の乖離調整

1) 乖離調整・IFRSへの対応

【理由】

- ・ 我が国の法人税制は、企業会計と密接に関係しているため、IFRSの見直しが課税ベースの拡大など、法人税における課税所得計算に影響を及ぼさないよう税制上の対応を図るべきである。既存の減損・資産除去債務等の基準についても、更正妥当な会計処理と税務の整合を図るべきである。
- ・ 法人は「確定した決算に基づき」申告書を提出しなければならないことから、法人税法と会社法との不可分の関係が生ずる一方、会計基準の国際的なコンバージェンスが進む中で、税務会計と企業会計の相違が拡大していく状況にあるが、コンバージェンスにより安易な課税ベースの拡大とならぬよう、また申告調整の増加による事務負担への影響も含め、企業競争力強化の視点から、税制上の対応を図る必要がある。
- ・ 昨今、金融商品会計、退職給付会計、減損会計や引当金処理など、企業の実情を適正に評価しその結果を財務会計上に反映させる動きが強まっている。
一方、税務会計の世界では財務会計により要請されているそれらの会計処理について、原則損金不算入としているケースが多く、企業の税務実務担当者レベルでは財務関係と税務会計の差異の掌握に腐心し、事務負担が増大している。企業にとっては決算早期化、開示の早期化のネックとなっているのが現状である。また、税務当局側にとっても税務会計と財務会計の差異拡大が実態の掌握を困難なものとしていると思われる。
このような状況において、棚卸資産の低価法による評価については税務会計側が財務会計側の動きと平仄を合わせる取扱いをご考慮いただいたことは実務担当者として誠に有り難く、他の項目についても財務会計にて合理的で適正に会計処理されたものについては税務会計側でも損金処理を認めることを引き続きご検討頂きたい。
- ・ IFRSの適用により、会計と税務の一層の乖離が懸念される。税制簡素化の観点より、早期より適切な税制措置の検討を望む。
- ・ 昨今、企業会計制度の変更（IFRSへの収斂）が進み、税務会計との乖離がますます拡大しており、二重基準に伴う申告調整項目の増加によって判断と手続きの両面で煩雑化を招いていることから、税務上の取扱いを企業会計上のそれに極力一致させ、簡素化を図ること。
- ・ 近年、会計基準の国際的な収斂に向けて企業会計基準の改正が加速化している中で、確定債務主義をとる税法との乖離がますます拡大する傾向にあり、計数処理を複雑化し、企業の事務負担を増加させている。特に賞与引当金および退職給付引当金等については、労働の対価等を基準として発生主義に基づいて費用計上されるべき性質のものであり、企業会計基準に準じて損金算入できるよう、見直していただきたい。
- ・ IFRSの適用においては、会計上の利益が現状に対して大きく変化することが考えられるが、税制上の整備を遅滞なく十全に行うことで税務と会計の乖離および実務上の煩雑さを最小限にとどめていただきたい。

2) 研究開発費用関連の損金算入

【理由】

- ・ 企業会計と税務会計が大きく乖離しているため、企業会計に準じて即時償却を要望する。

3) 外国法人の資本剰余金からの配当

【理由】

- ・ 日本の税法に基づき、外国法人の資本の部を資本金等と利益積立金に分解し、みなし配当を計算する必要があるが、会計では帳簿価額の減少を行う取扱いとなっており、税務と会計で整合的であることが望ましい。また、実務上の問題として、剰余金の概念が日本と異なるケースや、配当原資の詳細について発行体に通知義務がないケースが多く、投資目的で保有割合が低い場合には発行体からの情報収集が困難である。そのため、外国法人の資本剰余金からの配当については、会計と同様に帳簿価額の減少の処理を認めるべきである。

4) 職給付引当金に係る損金算入の認容

【理由】

- ・ 平成14年度の税制改正において、連結納税制度創設に伴う課税ベース拡大の措置として退職給与引当金制度が廃止されたが、企業会計においては退職給付引当金を計上することとされている。税務上も損金として認めることにより法人税法上の課税所得と会計上の利益の乖離を防ぐことができ、確定決算主義に沿うものでもあることから、退職給付引当金の繰入について、損金算入を認めることを要望する。

(13) 特別法人税の廃止

企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃

【理由】

- ・ 企業年金等の積立金に係る特別法人税の課税停止措置については平成26.3末で適用期限を迎えるが、本税制は企業年金等の運用成績に関わらず、積立金残高に対して外形的に課税されるため、特に運用が悪化する局面において企業財務に大きな影響を与えることから、課税の廃止を要望する。
- ・ 企業年金及び確定拠出年金は、公的年金を補完し、勤労者の老後生活の維持・安定を図る上で大きな役割を担っており、急速な少子・高齢化が進展する中、その重要性はますます増大しております。退職年金等積立金への課税は資産運用に悪影響を及ぼすほか、国際的にも例を見ない課税となっており、「拠出時・運用時非課税、給付時課税」の原則に基づき、現在課税が停止されている特別法人税については制度を撤廃すべき。
- ・ 年金税制については、拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則に基けば、拠出時・運用時は受給者の年金資産形成経過であり、遅延利子相当という特別法人税の考え方は認められず、同一課税客体への重複した課税を避けるため、本来受給時のみに課税すべきであるため。
- ・ 確定給付企業年金、厚生年金基金を中心とする企業年金ならびに確定拠出年金は、公的年金を補完する制度として、勤労者の老後生活を保障する上で重要な役割を担っていますが、我が国の急速な少子高齢化の進展に伴い、その重要性は従来以上に高まるものと考えられます。これらの年金制度においては、現在、約1.2%の税率（地方税を含む）で特別法人税が課されることになっていますが、昨今の厳しい運用環境下での1.2%の負担は極めて大きく、企業年金制度の持続性や受給権の保全にも支障をきたすこととなります。さらに、退職給付会計により企業年金の積立不足額が負債計上されることになっているため、財務諸効率の悪化を通じ企業格付にまで影響を及ぼすことになりかねません。また、確定拠出年金の場合、企業型年金のみならず、個人型年金の積立金に対しても特別法人税が徴収されることになっており、当該制度の普及・発展の大きな障壁となることが懸念されます。そもそも諸外国の企業年金制度においては、積立金に課税するといった例はなく、国際的整合性の観点からも大きな問題であると言えます。試算によれば、仮に特別法人税が復活となった場合、25年間の積み立てで年金給付水準が約20%削減されてしまうこととなります。よって、より豊かで安定した老後生活を確保するため、また、公的年金を補完する企業年金制度の健全な発展のために、適用凍結ではなく特別法人税の撤廃を要望します。あわせて、事業主が勤労者の財産形成のために資金を拠出する制度である財形給付金契約や財形基金契約の積立金に対しても特別法人税が課されていることから、財形給付金契約および財形基金契約の積立金に係

る特別法人税についても撤廃を要望します。

- ・ 社会環境やライフスタイル等の変化により、近年国民の勤労形態に多様化が見られるようになってきました。また一方で、経済環境の変化や退職給付会計の導入により、年金制度が企業経営に及ぼすリスクは従来以上に意識されるようになってきています。こうしたことを背景に、企業年金制度について従来の確定給付年金から確定拠出年金へ移行する動きが見られるようになってきています。

こうした、いわば時代の要請を受けた新しい企業年金である確定拠出年金が健全に発展・普及するためには、市場のニーズに応えた商品設計を可能とする制度拡充のための税制上の手当てや、経済環境にそぐわない税制を見直すなどの環境整備が不可欠です。

特別法人税は、年金の積立金残高に対して約1.2%（地方税を含む）の税金を課すものです。当該負担は極めて重く、万一課税された場合には、確定拠出年金制度の普及に対する大きな障害になると思われます。

国民の自助努力を促し、確定拠出年金制度を発展・普及させるためには、年金資産に対する運用時の課税を撤廃することが有効と考えます。現在、個人型年金および企業型年金の積立金に対する特別法人税は、平成25年度までの経過措置により課税停止とされていますが、本税は制度として廃止すべきであると考えます。

- ・ 運用口座にある年金資金全体を課税標準とする資産課税であり、運用損益に係わず課税されるため、年金資産が多いほど納税額が増えることになる。健全な企業年金制度維持のために廃止を要望する。
- ・ 企業年金制度の持続的な発展のため、特別法人税の廃止を要望する。
- ・ 企業年金積立金（年金資産）に係る特別法人税は、制度間の中立性・公平性を欠く等の理由から撤廃すること。
- ・ 拠出時・運用時は非課税、受給時に課税という年金税制の国際的な基本原則の観点から、運用時に課税する現在適用停止中（平成26年3月31日まで凍結）の企業年金積立金に対する特別法人税を速やかに撤廃するよう要望します。
- ・ 退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）については、平成26年3月31日迄で課税停止措置の延長期限切れとなる。特別法人税の存在が、確定拠出型年金制度の普及や、企業年金法の下で運用されている確定給付型年金も含めた企業年金制度全般の将来の運用期待に多大な影響を与えることが懸念されるため、撤廃を要望する。
- ・ 企業年金に関する特別法人税は、企業年金積立金に課税する制度で、掛金の拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則に反するものとなっている。本税制は平成26年3月末まで課税が凍結されているものの、元来課税の原則に反しており、制度そのものを廃止すべきである。
- ・ 現在、我が国では、少子・高齢化が急速に進展しており、公的年金制度の改革論議が盛んに行われています。こうした状況の中、国民の老後の生活を安定させるためには、公的年金制度と私的年金制度の相互補完による所得確保がますます重要な政策課題となっています。その施策の一環として、平成13年10月に確定拠出年金制度が導入され、同制度は企業型において採用が徐々に増えるなどの傾向が伺えますが、個人型を含め未だ十分に普及されたものになったとはいえません。

勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現し、直接金融市場の重要な担い手としての年金基金等の発展を促すため、平成26年3月末まで課税凍結される積立金の特別法人税を撤廃すべきです。なお、主要先進国で積立金に課税する例はありません。
- ・ 退職年金等積立金等に対する法人税は、平成25年度まで課税が停止されているが、運用時と受給時の双方に課税する方式そのものが不相当であると考えられることから、退職年金等積立金に対する法人税の課税は廃止していただきたい。

(14) その他

1) 外国の事業体に係る課税の明確化

【理由】

- ・ 外国の事業体の日本における税務上の取扱いが明らかでないことから、課税上の取扱いについて予見可能性が低く、外国の事業体を利用した投資取引等の障壁となっている。
- ・ 諸外国の代表的なエンティティについて、立法的に法人又は組合の取扱いを明確に区分できるような基準

を作ることを要望する。取扱いが不明確であることが、企業の自由な活動を阻害していると思われることから、明確な基準を立法により定立することが必要と考えられる。

- ・ 平成22年度の税制改正において、中小法人向け特例措置の大法人の100%子会社に対する適用に制限を設ける改正が行われた。

現行法では、株主が慈善団体に寄付することを最終目的とした「慈善信託」となっている外国法人が、大法人による完全支配関係がある法人に該当するか否かを判定する場合、①平成19年の新信託法施行後に設定された慈善信託は、法法143⑤二ハに規定する法人課税信託の受託法人に該当する（すなわち中小法人には該当しない）と解され、②新信託法施行前に設定された慈善信託は、受益者が特定していないものとして受託者（＝委託者）の資本金により判定を行うものと解されている。

しかし、②の場合において、受託者に完全支配関係を有する親会社が存在する場合、その最上位の海外親会社に関する情報を入手することは困難なことも想定される。また、中小法人向け特例措置の適用制限は、親会社の信用力により資金調達や事業規模の拡大等が可能とされる中小法人を対象に設けられた規制であり、慈善信託により実質的な株主が存在しないような外国法人が本規定の制限を受けることは本規定の制度趣旨に合致しないものと考えられる。したがって、慈善信託が株主である外国法人は本規定の制限を受けないよう法令で手当てすることが望まれる。

2) 組合に係る課税の明確化

【理由】

- ・ 組合の取扱いについて立法により明確な取扱い（出資・残余財産・損益分配）を示すことを要望する。取扱いが不明確であることが、企業の自由な活動を阻害していると思われることから、明確な基準を立法により定立することが必要と考えられる。
- ・ 匿名組合契約に基づく利益の分配に係る計算方法を法令上整備すること。匿名組合事業における支出金額のうちに寄附金又は交際費等に該当する金額があるときは、営業者がそれらを支出したのとして営業者の所得金額を計算することが、法人税基本通達14-1-3の逐条解説で示されているが、「等」の範囲が明確とされておらず、税務調整を営業者のみで行うべきかにつき、疑義が生じることがある。匿名組合事業から生じた税務調整項目は、損益分配比率に応じて、営業者及び匿名組合員に帰属するものと取り扱うことが妥当であると考えられるため、その旨法令で明確化していただきたい。
- ・ 出資割合と損益分配割合が異なる場合の帰属損益額の計算方法の詳細を明らかにすると共に、この場合の構成員における課税関係を法令上明記すること。平成17年の有限責任事業組合法の成立により、出資割合と損益分配割合が異なる任意組合等の組成が可能となった。しかし、この場合の組合員の帰属損益額の計算については、法人税基本通達14-1-2（注）2において出資の価額を基礎とした割合を用いて計算する方法が例示的に示されているにとどまっている。したがって、法人税法施行令等でその計算方法の詳細について定められることが望ましい。
また、損益分配割合が出資割合と異なる場合、たとえば受取配当等益金不算入制度など出資比率により課税関係が判断される規定の適用にあたり、構成員の課税関係について実務上判断に迷うことがあるため、この点についても法令で明らかにされることを望む。
- ・ 減価償却資産の償却方法及び棚卸資産の評価方法は、法人税基本通達14-1-2（注）3において、組合事業を組合員の事業所とは別個の事業所として選定することができることとされているが、外貨建資産等の期末換算方法の選定については何ら明記されていない。組合事業に係る外貨建資産等の期末換算方法の選定についても減価償却資産の償却方法等と同様に、組合員の事業所とは別の事業所として選定できる旨を明確化していただきたい。

3) 合同会社に対する構成員（パススルー）課税の導入

【理由】

- ・ 業界再編、事業再編を促進するため、合同会社に対するパススルー課税の導入を要望する。
- ・ 合同会社での構成員（パススルー）課税を認めるべきである。日本再興戦略では事業再編を推進する企業に対する税制等必要な措置を講ずることとされているが、事業分割等により誕生した新会社の立上げ時の損

失を親会社に取込み、親子会社間の損益通算を可能とすることによって、業界再編・事業再構築を促すことが期待できる。

4) 信託税制における課税上の取扱い

【理由】

- ・ 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして所得税及び法人税を課することとされており、また、受益者が2以上ある場合には、信託財産に属する資産及び負債、収益及び費用の全部をそれぞれの受益者が「その有する権利の内容に応じて」有するものとされている。そしてこれらの考え方は、例えば優先劣後構造といった質的に異なる受益権を有する複数の受益者が存在する場合においても適用されるものであることが、財務省による平成19年度の税制改正の解説（P.294~295）に記載されている。

しかし、このように質的に異なる受益権を有する者が存在する場合における、資産及び負債、収益及び費用のその各受益者への帰属のルールは明らかにされていないことから、法令上新たに規定を設けていただきたい。

5) ストック・オプション付与に係る費用の付け替え

- ・ 親会社が自社株式オプションを子会社の役員・従業員に付与する場合又は子会社が自社の役員・従業員に親会社株式オプションを付与する場合における、親子会社間の費用の付け替えの税務上の取扱いを明確にしていきたい。

また、親会社では従業員であるが子会社で役員である場合における取扱い及び源泉税の取扱いも併せて明確にしていきたい。

6) 金融商品会計

【理由】

- ・ ヘッジの有効性の判定に係る実務対応コストは、積極的なヘッジ導入による企業競争力の増強を阻害する要因となり得るため。

7) 外貨建資産等の換算方法

長期外貨建債権等が短期外貨建債権等に該当することとなった場合の取扱いを定めること

【理由】

- ・ 外貨建債権債務の換算方法を選定する場合には、その「取得日」の属する事業年度に係る確定申告期限までに届出書を提出する必要があるが、換算方法を選定しない場合には、法定の換算方法を選定したものとされる。たとえば長期外貨建債権等を取得した場合において、法人が換算方法について届出書を提出しなかった場合には、法定の換算方法である「発生時換算法」を選定したものとされる。

この場合において、以下の点が不明確であることから、何らかの取扱い方法を示していただきたい。

- ①この長期外貨建債権等が何年か後に短期外貨建債権等に該当することとなった場合には、新たに短期外貨建債権等を取得したわけではないものの、この段階で新たに「期末時換算法」の選定を行ってもよいのか。
- ②それとも、当該外貨建債権等につき取得時に届出をしなかった場合、長期・短期共に法定換算方法である「発生時換算法」を選定したものと取り扱われ、「期末時換算法」を適用したい場合には、すでに選定している換算方法を変更するものとして、換算方法の変更申請書を提出する必要があるのか。
- ③上記の変更申請書を提出しなければならない場合、換算方法の変更をすることができないこととされている3年間（法基通13の2-2-15）の縛りは適用されるのか。もし適用される場合、たとえば債権等の受領等の期限がその事業年度終了日の翌日から2年を経過した日の前日である外貨建債権を取得したときは、会計上は長期外貨建債権として取り扱われるにもかかわらず、税務上は取得時に短期外貨建債権の換算方法を選択しておかなければならない。この選択を失念した場合は、税財一致を図ることができないことになる。

8) 繰延資産の縮減・廃止

【理由】

- ・ 税法上の繰延資産の範囲については、法令等において具体的に示されている公共的施設の負担金等の他、「自己が便益を受けるために支出する費用で、支出の効果が1年以上に及ぶもの」という包括的な概念規定が設けられている。このため、どのような支出が税法上の繰延資産であるかの判別が困難であるとともに、償却期間となる「支出の効果の及ぶ期間」の判定も容易ではない。この規定の解釈の違いによる課税の問題も生じることから税法固有の繰延資産は縮減・廃止するべきである。

9) 繰延資産の範囲の明確化

【理由】

- ・ 法人税法施行令14条6号ホに規定する「自己が便益を受けるために支出する費用」について、その便益の具体的内容や範囲が不明確なことから、税務上判断が困難なケースが多い。したがって、「自己が便益を受けるために支出する費用」に該当する場合を限定列挙する等、その範囲を具体的に明確化することを要望する。

10) 確定給付企業年金、厚生年金基金における過去勤務債務等の柔軟な取扱い

【理由】

- ・ 近年における市場環境の変動性の高まりや、退職給付に係る会計基準の改正による積立不足の即時認識の適用に合わせて、年金制度においても積立不足額を即時に償却する方法の選択を可能とすることなど、中長期的に過去勤務債務償却を図るだけでなく、母体企業が負担可能な場合には早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして一括償却も可能とすることを要望します。その他、受託保証型確定給付企業年金に切り替えるにあたっての積立不足額の一括償却の導入等、受託保証型確定給付企業年金以外の確定給付企業年金から受託保証型確定給付企業年金に切り替えるにあたっての柔軟な取扱いを可能とすることを要望します。

2 連結納税制度

(1) 連結納税制度全般の整備

【理由】

- ・ 連結納税制度は平成22年度改正で改善がなされたが、①子会社が持ち込んだ繰越欠損金をグループ内で通算できるようにする、②海外子会社も対象に含める、③開始・加入時における子会社資産の時価評価を全廃する、等制度の更なる改善を図るとともに、申告書の添付資料を削減する等事務負担の大幅な軽減を図ることにより、連結納税制度導入のハードルを引き下げることが望ましい。
- ・ 連結納税制度には、企業実態に即していない種々の問題点が存在するため、以下の点について見直すことを要望する。

①法人事業税、法人住民税等地方税も、連結納税の対象に含めるべき。

②資産の時価評価規定の見直し

③連結納税グループ対象範囲の要件緩和

連結納税制度の対象は、小規模子会社も含めた膨大な会社数となり、大きな事務コスト負担が生じるので、売上高、課税所得等、一定の規模以下の事業者は対象外とすべき。

④特定連結欠損金の使用制限撤廃

特定子法人が保有する連結納税開始・加入前の欠損金（特定連結欠損金）の控除は、その欠損金を有する個社の所得金額を限度としているが、当該制限を撤廃し、連結納税開始・加入時に持込可能な欠損金は、全て連結所得から控除可能とすべき。

当業界においても、90年代以降、大手企業の合併等、企業再編が繰り返されているが、当該制度への移行を見送らざるを得ない企業が多数存在している。

- ・ 昨今の企業グループ経営の実態に即し、以下の点について連結納税制度を見直していただきたい。

- ①地方税（法人住民税・事業税）への連結納税制度の導入
 - ②資本金1億円以下の子会社の交際費損金算入
 - ③連結納税制度における連結対象子会社の範囲の緩和
 - ④取用控除限度額の個別会社毎の合算化
 - ⑤寄附金限度額の資本金部分について個別会社毎の合算化
 - ⑥連結納税加入時の時価評価対象資産および譲渡損益の調整対象資産の基準金額（10百万円）の引上げ
- また、グループ法人税制については、中小特例の適用に関する親会社の資本金等の規模基準の撤廃をしていただきたい。

- ・ ①子会社が持ち込んだ繰越欠損金をグループ内で通算できるようにする。
- ②海外子会社も対象に含める。
- ③開始・加入時における子会社資産の時価評価を廃止する。

制度の更なる改善を図るとともに、申告書の添付資料を削減する等事務負担の大幅な軽減を図ることにより、連結納税制度導入のハードルを引き下げることがを要望したい。

- ・ グループ企業の再編を通じた競争力強化とそれに伴う経済の活性化を一層促進する観点から、連結納税グループへ加入する連結子法人の繰越欠損金の持込制限の撤廃や、連結子法人の保有資産に対する時価評価課税の撤廃もしくは緩和、さらには連結子法人の範囲の拡大等、現行の組織再編・連結納税制度の見直しを含めた企業グループに関連する税制の見直しを図ることを要望する。

わが国では、企業グループの一体経営の推進や柔軟な組織再編を可能とするための法制度・会計制度が整備されるなか、税制面では、連結納税制度が平成14年度税制改正において整備され、さらに平成22年度税制改正ではグループ法人税制の導入や連結納税制度の見直しが実施された。連結納税制度の創設以来、同制度の採用企業数は着実に増加しつつあるものの、租税回避の防止のための措置等により、米国等と比べて積極的に活用されているとは言い難い面がある。

(2) 適用対象子会社の範囲

1) 連結納税適用対象の拡大・緩和

【理由】

- ・ 連結納税の対象を100%持分企業に限定していることは、効率的なグループ企業経営にあたって、積極的な連結納税の導入を阻害する要因となり得るため、連結納税適用対象会社を拡大すること（持分100%⇒80%）。
- ・ 現状の連結納税制度における連結対象は、すべての完全支配会社となっているが、経済実態や事務手数軽減の観点から適用要件を見直すこと。
- ・ 連結納税の対象範囲について、米国並みの80%保有にまで拡大することで、グループ会社の経営の自由度を拡大し、産業競争力の強化に寄与することが可能となる。また、連結納税加入時時価評価の要件を緩和することで、これまで以上に連結納税制度の採用が拡大することが期待される。
- ・ 連結子法人の対象範囲について、一定規模以下の完全子会社は対象にしない等、企業に選択性を持たせる規定を設けることを要望する。

大規模な企業グループになると、連結納税への影響が少ない小規模な子会社を有しているケースも多く、それらの完全子会社は連結納税の事務負担に対応が難しい状況であったとしても強制的に対象となり、それが制度導入を躊躇する要因にもなっているため。

2) 選択制度の導入

【理由】

- ・ 連結グループを経済的に一体のものとする連結納税制度の趣旨からすれば、100%保有でない子会社までも実質的に支配をしていれば対象に含めるべきである。また、規模の小さい子会社まで強制的に加入させることは、税額計算上影響が軽微にもかかわらず、事務作業負担が増加し、非効率となるため、企業による選択を認めるべきである。

(3) 子会社欠損金の持込制限の緩和

【理由】

- ・ 平成22年度税制改正において、子会社欠損金の持込制限の条件が緩和されたが、時価評価対象外法人のみならず時価評価対象法人も、連結納税適用時及び子会社加入時において、子会社の繰越欠損金は持込できるものとし、かつ、連結納税後の当該子会社の所得と相殺できるようにすべきである。
- ・ 連結開始事業年度前に個社で発生した特定連結欠損金について、連結納税に持ち込めるようにはなったものの、個別所得金額から控除するという制約があり、連結納税制度選択の足かせの一つとなっているため、控除制限の撤廃を要望する。
- ・ 特定連結欠損金（その会社の調整前所得額を限度として控除制限）について、連結所得に充当できるようにしてほしい。
- ・ 平成22年度税制改正において、一定の子会社欠損金の持ち込みが可能となったが、対象となる取引は極めて限定されている。国内100%子会社の買収案件において、連結納税導入会社は買収対象会社の繰越欠損金が消滅することとなる為、競合他社との競争上不利な状況となっていることから、通常の株式買収の場合であっても、連結加入した当該法人の所得とのみ相殺できる特定欠損金として持ち込むことが可能となるよう、持ち込み制限を緩和頂きたい。連結グループ全体の所得との相殺はできないことから、持ち込み制限の本来の趣旨が損なわれることはない。これにより連結納税制度導入の促進効果も期待される。
- ・ 繰越欠損金の持込制限は、積極的な企業買収による企業競争力の増強を阻害する要因となるため、連結グループに加入する子法人等の繰越欠損金の持込制限を撤廃することを要望する。

(4) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価

時価評価の廃止・緩和

【理由】

- ・ 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価について撤廃されたい。その実現が困難な場合、例えば過去5年間の出資比率が50%超であることとするなど除外要件を緩和されたい。
- ・ 法令上、自己創設の営業権も時価評価対象資産となる固定資産に含まれるが、他の時価評価対象資産と異なり、将来の超過収益をもとに課税額を求めることは、本来の趣旨（単体納税期間の課税関係をいったん清算させた後に連結納税に移行するのが適当であるという趣旨）に反する。加えて、算定コスト、事務手続きともに納税者にとって大きな負担である。
- ・ 当該規定により企業の100%子会社化の妨げとなる恐れがあるため。
- ・ 連結納税開始時・加入時における資産の時価評価の要件を撤廃、もしくは時価評価除外要件の拡大をすること。
- ・ 効率的なグループ経営と円滑な企業再編（完全子会社化）の障害事項であり廃止を要望します。（廃止が実現されない場合であっても、5年超50%以上の資本関係のある子会社を時価評価対象外とするなど緩和すべきである。）
- ・ 時価課税による税金負担や時価評価に係る実務対応コストは、積極的なグループ再編による企業競争力の増強を阻害する要因となりかねないため、新たに完全支配関係となる子会社の保有資産に対する時価評価課税を撤廃する又は時価評価不要要件の緩和を要望する。
- ・ 5年以上50%超の支配関係がある場合やみなし共同事業要件を満たす場合については、欠損金切り捨て、時価評価の対象外とすることを要望。連結納税開始・加入は、単体課税で言うところの合併に相当するとも考えられるため、グループ内適格合併において欠損金の引継を認める場合の要件と平仄を合わせることに合理性があり、グループ企業経営を促進すると考えられる。
- ・ 国内100%子会社の買収案件において、連結納税導入会社の場合は買収対象会社において時価評価課税が生じることとなり、競合他社との競争上不利な状況に置かれている。特に買収対象会社の営業権については、時価評価により多大な課税が生じる懸念があり、M&Aの実行において非常に大きな障害となっている。資産の時価評価課税の趣旨は、資産の含み損益を単体課税において精算し、連結グループに持ち込むことを防

止するものであるが、営業権については、連結グループ加入後直ちにその利益を実現することは通常不可能であり、また将来の収益力に起因する営業権に対して入口で課税を行うことは不合理であることから、営業権を時価評価課税の対象外として頂きたい。これにより連結納税制度導入の促進効果も期待される。

(5) 連結納税制度に係る計算規定の整備

1) 収容換地等の場合の特別控除

【理由】

- ・ 収容換地等の場合の連結所得の特別控除の限度額を、各連結法人ごとに損金算入限度額を計算した後に連結グループ全体で再度損金算入限度額（5,000万円）と比較するのではなく、連結法人各社で5,000万円ずつとすることとしていただきたい。公共事業における土地の買収を容易にすると同時に、公的強制措置により生じた利益に対する課税の軽減を図るという趣旨から考えると、収容換地等の場合に各社に特別控除限度額が与えられるべきだと考える。

2) 連結子法人の交際費損金算入

- ・ 資本金1億円以下の連結子法人について、単独納税時に認められていた限度額までの交際費損金算入を容認すること。

3) 連結納税下における外国税額控除制度の見直し

- ・ 連結納税制度下では、連結グループをまとめて一法人のように捉えて控除限度額（控除枠）を算定し、連結納税グループ全体の国外所得に占める各社の国外所得の割合で控除枠を按分することとされているが、連結納税グループ内の各社で国外所得の金額に偏りがあると、控除枠を使い切れない法人、控除枠が足りない法人が出てきてしまうという不合理が連結納税グループ内で起こってしまう。

連結納税グループを一納税主体としてとらえるのであれば、グループ内で控除枠の不均衡が起る現行按分方法を改善し、負担直接外国税額等の割合等、より公平な控除枠按分方法を採用して頂きたい。

(6) 申告・納付期限の延長

【理由】

- ・ 仮決算に基づく中間申告を採用した場合、2ヶ月以内に申告業務を完了することが困難なため、確定申告と同様に2ヶ月の申告期限の延長及び納付期限の延長を要望する。
- ・ 連結納税制度導入企業にあっては、その手続きの複雑さに鑑み、また、近年税務調査の終了日が繰り返り下がっていることも勘案し、法人税の法定納付期限を現在の事業年度終了後2ヶ月から3ヶ月に延長すること。

(7) 連結納税グループからの離脱

1) 離脱子法人株式の帳簿価額については修正の対象から除外すること

【理由】

- ・ 子法人が連結納税グループ加入前に有していた剰余金を連結納税グループ加入後に親会社に配当する場合、株式売却等により当該子法人が連結納税グループから離脱する際には親会社の投資簿価修正の対象となるが、二重課税排除の観点から、これを修正の対象から除外すること。
- ・ 連結グループという1つの納税主体内での二重課税や二重控除を防ぐために設けられた制度であり、連結納税制度特有の追加の納税を意図したものではないと考えられるが、連結納税加入前に計上された剰余金があった連結子法人株式を、当該剰余金を配当した後に譲渡する場合、帳簿価額修正により当該配当分も譲渡益として課税されることになる。

仮に、連結納税を導入していない場合には、配当益金不算入制度により課税が生じないことから、連結納

税による追加の納税が生じていることになるため、連結納税加入後に増加した利益積立金を超える配当を行った場合には帳簿価額修正の対象とされないように改正することを要望する。

2) 離脱の場合の申告期限の延長

【理由】

- ・ 連結期間中に新設した連結子法人について、申告期限の延長の適用に関する特例を設けていただきたい。連結期間中に新設された連結子法人が連結グループから離脱する場合において、その離脱の日を含むみなし事業年度における法人税の申告について申告期限の延長の規定の適用を受けるためには、その申請書を新たに提出する必要がある。しかし、連結子法人が連結グループから離脱する場合における申告期限の延長申請書の提出期限に関しては何ら定めがないことから、実務上、離脱日を含むみなし事業年度においては申告期限の延長の適用はできないと考えられている。したがって、青色申告の承認期限の特例（法人税法122条1項5号）と同様、離脱の場合の特例を設ける必要があると考える。

3 グループ法人税制

(1) 特定支配関係の判定

1) 強制適用の見直し

【理由】

- ・ グループ法人税制については、グループ企業間の資本取引等の税制メリットを必ずしも享受できず、中小企業特例のメリットを失う企業グループも存在し、さらにこれら企業グループについては必ずしも財務基盤が強くない状況において、当該税制により追加的な事務負担、システム更改等の費用負担が発生することから、強制適用の廃止を要望する。

2) 再開発権利変換時におけるグループ法人税制適用の改善

【理由】

- ・ グループ法人税制により課税繰延べの適用を受けている不動産について、市街地再開発事業により権利変換を受けた場合に課税繰延べ措置が継続されるよう改善する。
グループ法人税制により課税繰延べの適用を受けている資産についても、市街地再開発事業により権利変換を受けた場合に課税の繰延べを適用することが、市街地再開発事業を促進する上では必要である。また、グループ法人税制の趣旨に鑑みて、市街地再開発事業により資産がグループ外へ出ていく場合には、課税の繰り延べを認めたとしても、課税上の弊害は無いと思料される。

(2) その他

1) 資本関係資料提出義務の緩和

【理由】

- ・ グループ法人税制の導入に伴い、完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図について、確定申告書に添付することが義務付けられたが、税務独自の書類を別途作成する必要が生じ、相当な事務負担となっている。
そもそも、グループ法人税制の対象外である海外会社についても記載する必要がある点については疑問であり、せめて記載の対象を国内会社とするように改正頂きたい。

2) グループ法人税制における譲渡損益調整資産の範囲拡大

【理由】

譲渡直前の簿価1,000万円という基準をやめ、含み損益1,000万円とすることを要望する。無形資産・自己創設営業権など、含み益は大きいが簿価がゼロという資産があり、現状の譲渡損益繰延規定では、これらが譲渡

損益調整資産から外れてしまう。このため、グループ内の自由な資産移動について制約があると考えられること。連結加入・非適格株式等においては含み損益に着目した規制とされており、そのような規制に変更する事実に実務上の困難は存在しないと思われること。

4 組織再編税制

(1) 組織再編成に係る適格要件の緩和

1) 欠損等法人の組合による特定支配関係の判定

【理由】

- ・ 組合による特定支配関係の判定の基準を緩和していただきたい。
内国法人が一の組合契約における組合員による特定支配関係を有することとなった後に、その組合契約に1名でも新たな組合員が参加した場合には、その時点で新たに特定支配関係を有することになってしまう。

2) 民事再生法や裁判外紛争解決手続（Alternative Dispute Resolution：ADR：以下ADRとする）の手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資した場合の特定支配関係

【理由】

- ・ 民事再生法やADRの手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資した場合の特定支配関係の考え方を整理することを要望する。
民事再生法やADRの手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資する場合がある。たとえば無償減資前に50%超の株式を有しており、かつ、増資後も引き続き50%超の株式を有する場合には、100%無償減資によっていったん特定支配関係が切れてしまうことになるのか、疑義のあるところである。
公正な第三者の手続きにより進められる民事再生法やADRの下での公的・私的整理の場合には、欠損等法人を恣意的に利用することを防止する法57の2及び法60の3の規定を適用する必要性がないことから、上記の場合には特定支配関係が継続していることとするよう、法令化されることが望ましい。

3) 全部取得条項付種類株式によるスクウィーズ・アウト（SQO）後の合併

【理由】

- ・ TOB+全部取得条項付種類株式方式で、少数株主に会社法234条もしくは172条の定めにより対象法人が現金を交付するSQOをした後、買収ビークルであるSPCが対象法人に合併される場合に、SQOと合併が一連の取引として取り扱われ、現金交付を伴う合併として非適格合併として取り扱われないことを明確にしていきたい。
SQOと合併は私法上独立した取引であり、SQOにおいて少数株主に金銭を交付したことが、合併において金銭を交付したことにはならないと考えるが、一部でこのリスクを懸念する声があり、実務で混乱があるため。

4) 先行設立した受皿会社に対する共同吸収分割の適格要件緩和

【理由】

- ・ 認可事業の場合、受け皿会社を先行設立し許認可を取得させた後に当該会社に共同吸収分割を行う必要がある。このとき規模要件及び事業関連性要件を満たせず非適格再編となる事例が多いが、認可事業でなければ本来は共同新設分割を実施し適格再編となるべきものであり、適格要件の緩和を要望する。

5) 自社株等対価TOBに係る課税の繰延

自社株式又は親会社株式をもって買付けの対価とする一定の公開買付けの場合において、当該公開買付け対象会社の株主の帳簿価額による課税を繰り延べるとともに、当該自社株式又は親会社株式を特定口座に受け入れる措置を講じること。

【理 由】

- ・ 自社株等対価TOBは現物出資と構成されると考えられますが、税法上、完全支配関係を有する法人間の再編の場合を除き、移転資産に係る事業の移転が適格要件になりますが、TOBの場合、完全支配関係はなく、株式の移転においては事業の移転は生じないため、非適格現物出資になると考えられます。この場合、株主は、TOB対象会社株式について時価で譲渡したものとして課税が行われることとなり、TOB実施会社の自社株等について時価で取得したものとされます。

しかも、TOB対象会社の株主は、保有するTOB実施会社株式につき売却代金を受領しておらず、支払原資がないにもかかわらず課税関係が生じることとなります。この場合、受領したTOB実施会社株式について、納税資金を捻出するために市場で売却する行動が予測され、当該売却に伴う株価下落により、自社株等対価TOB自体が利用されなくなるといった弊害が考えられます。

また、TOB対象会社の個人株主については、新たに交付されるTOB実施会社株式が特定口座に受け入れられないことにより、当該自社株等対価TOBに応じることが敬遠されることが考えられます。(2007年、フリージア・トレーディング株式会社が技研興業株式会社を資本下位会社であるフリージア・マクロス株式を対価としてTOBを実施しましたが、すべて一般口座からの応募とし特定口座における受入れは行われませんでした。また、本件TOBでは買付け条件の変更を含む2度の期間延長を行いました。買付け予定数に満たない株式の取得に留まりました〔買付け予定数1,332,000株のうち応募株式数179,000株(13.4%)〕。)

2011年の通常国会において、新興国を含めたグローバル市場における競争激化に対し、我が国産業の国際競争力強化を目的として、産活法が改正され、自社株等対価TOBの拡充策が講じられましたが、この改正趣旨を貫徹するためにも本措置は必要不可欠と考えられます。

(2) 組織再編成に係る計算規定・評価方法等の整備

1) 期中に株式交換・株式移転が行われる場合の完全子法人の簿価純資産の計算

【理 由】

- ・ 期中に行われる株式交換・株式移転の直前における完全子法人の株主の数が50人以上の場合に、完全親法人における完全子法人株式の取得価額は完全子法人の簿価純資産価額を基に算定することとされているが、当該完全子法人の簿価純資産価額に関する計算の規定を整備していただきたい。

株式交換・株式移転の直前における完全子法人の株主の数が50人以上の場合の完全子法人の簿価純資産価額の計算は、その株式交換・株式移転が期中に行われる場合において大きな事務負担となっており、また計算方法について規定が明確でないため、実務上混乱が生じている。そのため、直前の事業年度末の純資産価額を使用することを認めていただきたい。直前の事業年度末の純資産価額を使用することが認められない場合には、計算方法に関する規定を定めていただき、例えば、適格分社型分割や適格現物出資等の場合の規定(税務署長に届出の上、分割等の前日を事業年度の終了の日とした場合に計算される減価償却費や繰入限度額に達するまでの個別評価の貸倒引当金を損金算入することができることとされている規定)と同様の規定を、株式交換・株式移転が期中に行われた場合の完全子法人の簿価純資産額の算定にも適用できるよう明らかにしていただきたい。

2) 資産調整勘定と営業権の関係に関する税務上の取扱いの明確化

【理 由】

- ・ 資産調整勘定と営業権の関係に関する税務上の規定の解釈が必ずしも明確でない。現在の規定では、たとえば、資産調整勘定を有する法人が連結子会社として連結納税に加入する際に、すでに資産調整勘定として課税を受けた部分が営業権として再度時価評価の対象となってしまうように思われる。

3) 減価償却費等の損金算入に関する届出書の撤廃

【理 由】

- ・ 適格分社型分割による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書につき、提出の撤廃ないし申告書に添付するよう、変更してほしい。

4) 非適格株式交換・株式移転における時価評価資産としての営業権の時価算定方法の明確化

【理由】

- ・ 非適格株式交換・株式移転の際に時価評価課税を受ける営業権の額の算定方法について、法令等で明確にしたい

非適格株式交換・株式移転の際に時価評価課税を受ける営業権の額が、①買収金額と時価純資産額との差額か、②①の金額から買収プレミアムを除いた金額か、③財産評価通達等に基づいて算定した金額か、実務上問題となることがあるため。

5) 種類株式を発行していた場合の資本金等の額の明確化

- ・ 二種類の株式を発行していた法人が、一方の種類株式の全てを償還した場合における、償還した株式に係る資本金等の額の取扱いを明確にしたい。

6) 同日に2つの組織再編成行為等を行った場合の取扱いの明確化

【理由】

- ・ 同日に2つの組織再編成行為等を行った場合の取扱いとして、実務上、たとえば以下のような疑問点が生じているため、この取扱いについて法令上明確にしたい。

- ①4月1日付で非適格現物出資を受け入れた法人が、同日付で非適格合併を行い被合併法人となった場合、被合併法人の最終事業年度末は3月31日となるが、非適格現物出資の受け入れ処理をどのように行えばよいのか。
- ②4月1日に親会社Pが非適格分社型分割によりA子会社を設立し、同日にA子会社株式を分割資産とする非適格分割型分割でB社を設立した場合、B社の設立事業年度開始時にA社との間に完全支配関係があったと考え、B社の設立事業年度よりB社及びA社は連結納税制度を適用することができるか。
- ③連結親法人が連結子法人へ譲渡損益調整資産を譲渡した日と、その連結子法人株式を第三者に譲渡した日が同日である場合の、譲渡損益の繰延べ等の規定（法61の13）の適用関係はどのように考えるべきか。
（以下例示）

（前提）

当社は3月決算法人で、子法人1社と連結納税を適用している。当社はその連結子法人に対し、9月1日付でまず譲渡損益調整資産を譲渡し、同日にその連結子法人株式を第三者に譲渡した。

- (i) 法61の13①により、連結親法人において、①連結離脱日の前日（8月31日）までの期間及び②3月末までの期間についてみなし事業年度が生じる。
- (ii) 法61の13①により、完全支配関係のある他の内国法人に譲渡損益調整資産の譲渡をした場合には、譲渡をした日の属する事業年度において譲渡損益は繰り延べられる。
- (iii) 法61の13③により、譲渡をした内国法人と譲受法人との間に完全支配関係を有しないこととなったときは、その前日の属する事業年度において譲渡損益を戻し入れる。
- (iv) したがって、条文上は、(i)②の事業年度においては譲渡損益が繰り延べられ、(i)①の事業年度において未だ繰り延べていない譲渡損益を戻し入れることとなる。

7) 業界再編・事業再構築を促進させるための優遇措置の創設

【理由】

- ・ 業界再編・事業再構築の促進を目的とする再建計画の中で行われる債務免除についても、債権者側では債権の無税償却、債務者側で期限切れ欠損金（特例欠損金）を使用できる優遇措置を創設する。

現状でも法的な再生手続のみならず 私的整理ガイドラインや事業再生ADR制度といった早期事業再生のための再生手続に対して税務上のメリット（債務者における債務免除益に対する特例欠損金の損金算入、債権者における債権の無税償却）が付与されているが、原則、債務者が経営危機に陥っていることが条件になっている。

業界再編や事業再構築を促進するためのインセンティブとして、債務者が経営危機に陥る前の早い段階における再建計画についても、これらの税務メリットが付与されれば、日本の産業競争力を強めることになる。

8) 適格組織再編の範囲拡大

【理由】

- ・ 適格要件を緩和し、会計と同様に、企業グループ内の取引（共通支配下の取引）は移転直前に付された適正な帳簿価額により計上する。

会計と税務との差異解消により、組織再編成を活性化させるため（たとえば適格現物分配について、現行100%支配関係がない限り税務上は時価による譲渡と看做すが、会計上はグループ企業からの現物分配であれば簿価による移転となるため、税務処理のためだけに分配資産の時価を算定しなければならない）。

9) 「特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入」制度の適用範囲見直し

【理由】

- ・ 現物出資、現物分配を「特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入」の範囲から除外する。
現物出資や現物分配は資産の出資・分配に過ぎず、有機的一体となる組織（企業、事業等）の再編とは異なるため。実務上もこれらを組織再編とは捉えられていない。

(3) 国際的組織再編税制の整備

国際的組織再編税制における適格要件の明確化等

【理由】

- ・ 企業活動のグローバル化の深化においては、適正な資本関係の構築すなわち外国の国内及び国と国とをまたがり実施される組織再編が必要不可欠であるが、わが国税制においては、かかる組織再編における課税関係が必ずしも明確となっておらず、わが国と異なる海外の制度下で行われる組織再編が「日本における制度的取扱いを前提としている一定の要件」を充足しているかどうか検討を行う際に、判断に窮することが少なくない。国際競争力の観点からも、クロスボーダー組織再編を円滑に行い、また、課税関係の予見可能性を高めることは急務であり、法令において明確化を図ることを要望する。
- ・ 外国法人の組織再編時において、①当該組織再編が税制適格か税制非適格かということ、②源泉徴収税額、③純資産移転割合等を金融商品取引業者等が判別することは非常に困難です。これは、外国法人は我が国法人税法の適用を受けないことから、税制適格又は税制非適格の要件に特に留意することなく組織再編を行うほか、当該外国法人の組織再編時における純資産移転割合等が公表されないからに他なりません。

このため、金融商品取引業者等は、当該組織再編時において、みなし配当に係る源泉徴収の要否及びその徴収税額、保有株式の取得価額の純資産移転割合等による調整の有無及び調整額等を判定することが非常に困難になっているという税務上の問題が指摘されています。このように税務上の取扱いが不明瞭かつ非常に複雑化してしまっていることから、個人投資者と金融商品取引業者等との間で紛争となる事例も発生しています。

また、外国法人が、資本剰余金配当（現物配当を含みます。）や自己株公開買付け（有価証券を対価とする公開買付けを含みます。）等を実施する場合においても、当該外国法人は我が国法人税法の適用を受けないため、我が国株主等に対し純資産減少割合の通知又は公表等が行われず、金融商品取引業者等は保有株式の取得価額の調整の有無及び調整額等を判定することは非常に困難となっています。

このため、法人の組織再編時等における税務上の取扱いについて、ポートフォリオ投資を行う投資者及び金融商品取引業者等にとってフィジビリティがあり、また、簡素で分かりやすいものとするため、みなし配当に係る課税方式や取得価額などの見直しをお願いいたします。

- ・ EU域内のクロスボーダーマージャーが実質的に日本の会社法の合併と同様の法的効果を持つ場合は、法人税法上「合併」と取り扱うことを明確にすること。

2012年4月に日本租税研究協会から公表された「外国における組織再編成に係る我が国租税法上の取扱いについて」により、外国の組織再編成の取扱いが明確化されて、大変に有意義であった。諸事情により、ク

ロスボーダーの組織再編成については、検討対象から除外されたものと理解しているが、EU域内のクロスボーダーマージャーに限定していただければよいので、それが実質的に日本の会社法の合併と同様の法的効果を持つ場合は、法人税法上「合併」と取り扱うことを明確にいただければ、日本企業のEU域内の組織再編成の促進に寄与するものと考えます。

5 租税特別措置法（法人税関連）

(1) 試験研究費の特別控除

1) 試験研究費の特別控除制度の適用期限の恒久化

【理由】

- ・ 科学技術の水準が格段に向上し、更なる革新的成果の創出が求められる中、試験研究費の税額控除制度はイノベーション促進に不可欠な税制措置であることから以下の措置を要望する。
 - ①上乗せ部分（増加型・高水準型）について、適用期限を撤廃し、恒久化
 - ②本体部分（総額型）については、下記措置。
 - ・ 控除限度額：法人税額の30%を恒久化
 - ・ 繰越控除の期間延長（5年間）とその要件緩和（増加要件の廃止）
- ・ 研究開発促進税制の増加型及び高水準型については、平成26.3末までの時限的拡充措置であるが、我が国の技術開発を支援し、併せて経済を活性化する等の観点から、適用期限の延長を要望する。
- ・ わが国が、技術立国を目指し、中長期的な持続的経済成長を実現するためには、民間企業の研究開発を推進することが不可欠であり、本税制の果たす役割は極めて大きい。
 - については、試験研究費の額が増加した場合等の①税額控除制度の延長と、②研究開発促進税制の拡充として、試験研究費の税額控除限度額の引き上げおよび試験研究費の税額控除限度超過額の繰越期間の延長を認めていただきたい。
- ・ イノベーションの加速による成長力・競争力強化のため、研究開発費を増加させる企業や研究開発比率の高い企業に対する投資インセンティブが強化される。

2) 連結納税下における試験研究費の税額控除

【理由】

- ・ 連結納税法人間で適格現物分配が行われた場合の被現物分配法人における平均売上金額等の計算において、試験研究用資産の移転があった場合にのみ現物分配法人の売上等をカウントすることとする等の取り扱いに改正することを要望する。適格現物分配に係る被現物分配法人において税額控除を適用する場合、その平均売上金額等に関して現物分配法人の数値を加算することとされており、試験研究用資産の移転がない場合でかつ一定の届出をする場合にのみその加算が不要とされている。この規定において、分割等のように現物分配法人側で数値をマイナスとするような調整規定や宥恕規定が設けられていないことから、届出をしない場合には単純に売上が連結グループでダブルカウントされることとなり、不合理な結果となるが、そもそも試験研究用資産を現物分配するケースは稀であり、企業側の認知度が低い取り扱いであると考えられることから、実態に則した適用が可能な規定への改正が望まれる。

3) 控除限度額の撤廃又は引上げ・控除限度額超過額の繰越期間の延長又は恒久化

【理由】

- ・ 我が国企業の国際競争力強化のためには、本税制のさらなる拡充が必要である（控除限度額の緩和又は繰越控除期間の延長を9年へ）。また試験研究費の範囲とされる人件費の金額について、税務上の要件を一般に公正妥当と認められる原価計算に基き計算された配賦金額を認めると明示していただきたい。
- ・ 総額方式の控除限度額算定につき税額基準30%が暫定的措置として規定されたが、これを恒久化することを要望する。企業の研究開発投資は恒常的テーマであり、産業再生や経済活性化の観点から、以前より促

進税制の見直し、特に限度額の拡大は望まれていたところであるため。

- ・ 我が国企業の国際競争力の維持・向上には継続的な研究開発投資が必須であり、研究開発を行う企業のインセンティブを高めるためにも税額控除限度額の30%の恒久化を要望する。
- ・ 開発投資は景気動向や企業業績の好不調に伴って戦略的に増減するものではあるが、毎年継続的に相当程度の投資を行っているのも事実である。不景気時は課税所得の減少に伴い控除限度額も減少するため、多額の限度超過額が発生し繰越すことになるが、この不景気時に行った投資分も確実に税額控除できるよう、繰越期間の延長もしくは繰越期間制限の撤廃を要望する。
- ・ 当年度の試験研究費が前年度の試験研究費を下回った場合でも繰越控除ができるよう、当該要件の撤廃を要望する。
- ・ 研究開発は競争力の源泉であり、巨額の研究投資を維持し続けなければならないものです。海外企業との国際競争に打ち勝ち、また、医療・健康、エネルギー（省エネ社会）、自動車、社会インフラ（交通、防災・減災）、農業等の成長分野に必要なIT・エレクトロニクスのイノベーションのための研究開発を後押しすべく、研究開発促進税制を拡充し、使いやすい税制へ見直すよう要望します。
- ・ 研究開発は、我が国経済成長の礎である企業の競争力を維持・強化し、今後、科学技術立国として成長を続けるための糧である。

経済のグローバル化により、企業の国際的な機能分散化が進む中で、新製品開発・新技術開発に資する研究開発拠点の国内立地を維持・促進するためにも研究開発税制は極めて重要である。諸外国では、わが国を上回る30～40%という高い税額控除率、控除限度超過額に対する長期の繰越期間あるいは繰越期間に税額控除できなかった限度超過額の還付などが認められていることから、税額控除率を国際的に優位な水準へ引上げるとともに、景気動向や業況にかかわらず研究開発活動水準を維持できるよう、控除限度超過額の繰越期間の延長や繰越控除要件の緩和、その他の制度の拡充等により、諸外国を上回る制度へと再構築を図るべきである。

- ・ 総額型の税額控除限度額が、法人税額の30%に拡大されたが、これを恒久化（維持・拡大）してほしい。国際競争力の源泉ともなり得る研究開発活動を促進させるために必要。
- ・ 成長戦略の一環として、総額型の税額控除割合の引き上げや繰越期間の延長、要件の緩和を要望する。
- ・ 試験研究費の総額に係る税額控除限度額を当初法人税額の30%とすることを要望。国際的競争力の維持向上のためには継続的な研究開発投資が不可欠であり、そのインセンティブを高める必要がある。
- ・ 研究開発促進税制の拡充

①総額に係る税額控除制度

- ・ 税額控除限度額30%の恒久化
- ・ 税額控除限度超過額の繰越期間を現行
1年から3年に延長

②増加額に係る税額控除制度

- ・ 制度を恒久化
- ・ 税額控除限度超過額の繰越期間を現行
1年から3年に延長

研究開発は企業の競争力の源泉であり、それを支援する税制は非常に有効。

諸外国においては産業の国際競争力強化の為に研究開発促進税制の拡充が行われている。日本の国際競争力を維持・強化し、持続可能な経済成長を実現する為には、研究開発への税制インセンティブを強化する必要。

- ・ 主要国の繰越期間は5年～無期限のところが多く、国際競争力の確保という点では、5年程度の繰越期間を要望したい。
- ・ 平成21年度から23年度まで時限的に認められた試験研究費の総額に係る税額控除度の税額控除限度額の引き上げ措置（法人税額の20%を30%へ引き上げ）を恒久化すること。
- ・ 試験研究費の税額控除限度超過額の繰越可能期間について、現行の1年間を5年間に延長すること。また、当該年度の試験研究費の額が前年度の実績額を下回らないという控除限度超過額の繰越要件を撤廃すること。
- ・ 当期の試験研究費の総額に係る税額控除限度額については、平成26年度までの時限措置として法人税額

の30%までとする改正が行われたが、復興特別法人税の適用が終わる平成27年度以降も恒久的措置として頂きたい。控除限度額に達してしまうケースにおいては、国内での研究開発促進のためのインセンティブとしての効果が薄れてしまうため税額控除限度額の恒久的な拡大が必要である。

4) 特別研究税額控除制度の改善

【理由】

- ・ イノベーションの促進に向けて、社外リソースの有効活用も重要であり、現行制度の利用が容易なものとなるよう、特別試験研究費（産学官連携・希少疾病用医薬品）に係る税額控除分を総額型の控除限度額と別枠化するよう要望する。
- ・ 人件費については、税務上の要件が別途定められている為、試験研究費の範囲が会計上の研究費が異なる部分がある。円滑な研究開発の為には間接部門のサポートも必須であり、特別除外する理由が見当たらない。したがって、一般に公正妥当な原価計算の元で配賦された費用であれば、そのまま試験研究費として認めることを明示して頂きたい。

5) 研究開発費の損金算入

【理由】

- ・ 会計制度との調和を図ることが、事務負担の軽減など企業の競争力確保のために資すると考えられるため、会計上容認される研究開発費について法人税法上も損金算入を容認してほしい。

6) パテントボックス制度の創設（知的財産権等の無形資産から獲得する所得は低税率課税とする制度）

【理由】

- ・ 国内での知財権保有および商業化を促進するとともに、研究機能（人材、知的財産など）の海外流出による空洞化を防止し、研究機能の国内立地を促進する観点より、制度創設を要望する。
- ・ 研究拠点の海外流出を防ぎ、本邦の研究開発拠点としての立地競争力を強化する観点から、欧州諸国で導入されているパテントボックス制度の導入を要望する。
- ・ 日本では、知的財産権などの無形資産を国内に保有し、収益獲得段階において商業化するインセンティブが乏しい状況。無形資産の移転防止や研究開発拠点の海外流出の防止など、立地競争力を維持・強化するため、パテントボックス税制を創設すべき。

(2) エネルギー需給構造改革促進税制・グリーン投資税制

1) グリーン投資減税の拡充及び適用期限の延長

【理由】

- ・ 平成23年度改正により一定の省エネ・低炭素設備等への投資を行った場合、30%の特別償却が可能となり、中小企業は7%の税額控除も選択できることとなった。しかし電力需給対策への対応および日本の低炭素技術の国際競争力強化の観点から、対象設備の範囲を拡大するとともに、即時償却と税額控除の選択を中小企業以外でも選択可能とするよう要望する。
- ・ グリーン投資減税においても100%即時償却を認めて頂きたい。省エネ・省CO₂設備は同様の従来設備と比較して高額になりやすいので、中小企業が限りある資金の中で設備投資をする際に100%即時償却が認められれば、中小企業にとって減税効果は大きく、省エネ・省CO₂設備を選択するインセンティブが高くなり採用が促進される。
- ・ 再生可能エネルギー導入拡大に寄与する設備を取得した場合の即時償却や税額控除の導入（電池、LEDランプ等）を要望する。

2) 地球温暖化対策・環境改善関連の研究開発費への優遇税制の創設

- ・ 地球温暖化対策・環境改善関連の研究開発費への優遇税制を創設すること。

(3) 交際費の損金算入

1) 交際費損金算入の見直し

【理由】

- ・ 資本蓄積、冗費節減をその旨とした交際費の損金不算入制度につき、大会社において全額を損金不算入とする必要はなく、事業遂行上不可避な支出もあるため一部損金算入を認めるべきである。また、社会通念上必要と認められる慶弔費等は課税対象外とする等、その範囲の見直しも行われるべきである。
- ・ 交際費等は、経済活動の潤滑油としての役割を有しており、企業活動が継続する限り必要なものである。従って、企業規模及び金額に関係なく、業務上の経費として損金算入を認めていただきたい。
- ・ 消費支出の回復による経済活性化の観点から、景気の刺激策となりうる交際費について、企業規模に応じて損金算入を認める措置を要望する。

2) 取引先等訪問時に持参する少額の手土産（@3千円以下）費用の損金算入

【理由】

- ・ 平成18年度に事業の円滑化に必要な5千円以下の社外飲食費用（役職員間の飲食を除く）について損金算入が認められた。取引先等を訪問する際に持参する少額の手土産も事業の円滑化に必要なもので一般的商慣行として定着しており、飲食費用と同様に一定金額（例えば、@3千円）以下の贈答費用については無条件で損金算入を認める措置の創設を要望する。

(4) 特定資産の買換に係る特例措置の延長・恒久化

【理由】

- ・ 本税制については、既に創設後約40年が経過しており、企業が設備投資を行う際の重要な判断材料として一般的に定着していることから、国庫補助金や保険金等の圧縮記帳制度と同様、法人税法上の制度として恒久化を要望する。また、圧縮限度額については、現行の80%から100%とする取扱いを要望する。
- ・ 本制度を時限措置ではなく恒久化し、先行取得期間を1年から3年に緩和すべきである。
- ・ 不動産の流動化を促進するため、特定の資産の買換えの場合の課税の特例（租税特別措置法第65条の7）の第9号要件（特定事業用資産の買換え）の恒久化と、特定事業用資産買換時の圧縮記帳における圧縮限度額を譲渡資産売却益の100%（現行は80%）に引き上げることを要望する。
- ・ 所有期間が10年を超える固定資産の買換えの場合、資産の譲渡から生じた利益の8割を圧縮できる制度がある（圧縮記帳）。本制度は時限立法であるが、恒久的な制度として頂きたい。
当該圧縮記帳制度は、固定資産の買換えの際に課税の繰り延べを認める制度であり、固定資産を譲渡して得た収入を新たな固定資産の取得資金とした場合に、結果として担税力を伴う現金収入が無くなることに対する措置として機能している。また、固定資産の買換えに伴う課税の繰り延べを認めることは、固定資産の買換え、すなわち設備投資を促進することにつながるため、経済効果が大きいと思料される。
- ・ 平成26年12月31日までとされている特定の事業用資産の買換え等の特例措置（一定の要件を満たした事業用資産（不動産）の買換えについては、資産の圧縮記帳をすることにより、資産の譲渡益について繰り延べることを可能とする措置）について、その適用期間を延長することを要望します。
- ・ 特定資産の買換えの課税の特例のうち、本特例は事業者にとって長期保有資産を有効に利用して設備投資の促進が図れる重要な制度であるので、適用期限の延長を要望するものです。

(5) 土地譲渡益課税（土地重課）の廃止又は延長

【理由】

- ・ 本措置法は、バブル期の土地投機に起因する地価高騰の抑制を目的とするものであり、長期所有土地の譲渡はこれらに該当しないことから、本制度を廃止していただきたい。
- ・ 優良な土地が提供されることを通じ、住宅取得やオフィス用地として利用されることを促進するため、以

下の要望をする。

- ①法人の土地譲渡益（一般・短期）に対する追加課税制度（一般：10%の追加課税、短期：5%の追加課税）の適用停止期間の期限（平成25年12月31日）を延長する。
- ②個人の不動産業者等が短期所有土地等を譲渡した場合の重課の適用停止期間の期限（平成25年12月31日）を延長する。

(6) 特定目的会社・投資法人に係る課税の特例

1) 特定目的会社の特定目的借入による証券化

【理由】

- ・ 特定目的会社の支払配当の損金算入要件に、特定社債の機関投資家による保有見込みに加えて、特定目的借入の機関投資家に対する貸付もその選択肢とすることを要望する。

現行税法上、特定目的会社の支払配当の損金算入要件の一つとして、①1億円以上の特定社債の公募による発行、②特定社債の機関投資家のみによる保有見込、③優先出資の50人以上による引受け、④優先出資の機関投資家のみによる引受けのいずれかが選択肢として認められているが、資産の流動化に関する法律上認められている特定目的会社の資金調達手段の一つである特定目的借入の機関投資家に対する貸付もその選択肢に加えることにより、私募又は私売出し市場の活性化を図るとともに、不動産ファイナンス市場へ長期資金を呼び込むことが期待できる。

2) 投資法人の一時差異調整制度の導入

【理由】

- ・ 導管性要件を満たす投資法人において、会計上の利益（配当等）と税務上の課税所得との間に会計と税務の制度の不一致に基因する期間一時差異が生じた場合につき、当該期間一時差異が永久差異とならないよう投資法人の課税所得の調整制度（会計上の利益が税務上の課税所得を超える場合の当該超過額に相当する支払配当等の損金算入限度規定の廃止並びに欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用対象からの除外）を導入すること及び特定目的会社についても同様の制度措置を導入することを要望する。

投資法人においては、一定の導管性要件を満たす場合、その支払配当等を損金の額に算入することが認められているが、現行法上は、その配当等の損金算入額は、税務上の所得の金額を限度とされている。従って、会計と税務との間で期間損益の認識時期に基因する差異（期間一時差異）が生じた場合、当該支払配当等の損金算入額の限度規定のために会計と税務との間の期間一時差異が解消されず、投資法人の所得の金額の計算上における永久差異となることから、投資法人において課税負担が生じることになる。

平成21年度の税制改正により、導管性要件が改正され、会計と税務の乖離が導管性要件に与える影響が緩和されたが、会計と税務間において一時差異が生じた場合の所得の計算における調整制度は、税務上、未だ整備されていないため、一時差異が生じた場合、当該差異に基因する課税負担が投資法人に生じることになり、税法により設けられた導管性機能を十分に発揮する上での制度上の障害となっている。

会計基準のコンバージェンスにより、今後、会計と税務の乖離が更に拡大する可能性があり、その様な状況下において投資法人がその導管性機能を維持する為には、会計・税務の一時差異に基因する課税の調整制度（支払配当等の損金算入限度規定の廃止並びに欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用対象からの除外等）が不可欠である。

特定目的会社についても上記同様である。

- ・ 課税所得が会計上の利益よりも多額であることに起因して行われる利益超過分配について、その金額をみなし配当として損金算入の対象とする措置を講じることにより、税会不一致の生じた場合であっても多額の資金流出が発生しないよう改善することを要望します。

3) 投資法人の合併に伴う利益分配の損金算入事業年度の明確化

【理由】

- ・ 投資法人の合併に際し、被合併法人の投資法人に係る投資主に対し利益の分配として交付する金銭の額の

うち、合併最終事業年度の直前事業年度の利益分配に相当する金額の当該直前事業年度における損金算入の可否の明確化並びにそれに係る手続規定等の整備を要望する。

一定の導管性要件を満たす投資法人が支払う配当等は、所得の金額の計算上、損金の額に算入されることとされており、投資法人が合併により解散した場合において、当該合併に際し被合併法人の投資法人に係る投資主に対し利益の分配として交付された金銭の額も損金算入の対象となる旨、平成21年度の税制改正により明確化されたが、その損金算入の対象事業年度については、不明瞭な部分がある。

投資法人が合併する場合において、合併最終事業年度の直前事業年度に係る利益の配当等の決議が、合併期日までに行えず、合併期日後に、合併最終事業年度に係る利益と当該直前事業年度に係る利益を一括して合併交付金としてその投資主に支払うこととなった場合における当該合併交付金のうち直前事業年度に係る利益の分配相当額の直前事業年度における損金算入の可否、並びに、損金算入を認める場合の要件及び手続き規定等の明確化が不可欠である。

- 4) 複数の投資法人が合併し、一の投資法人とした場合に投資法人資産に生じる「正ののれん代」の導管性の判定式における取り扱いを改善すること

【理由】

- ・ 投資法人の導管性要件を維持する観点から、配当可能利益の90%超配当の算定式において、のれん償却額がある場合には、配当可能利益の額からのれん償却額の百分の七十に相当する金額を控除することを可能とすることを要望します。

- 5) 期末の決算において、一定の要件を満たして期末未処分利益の90%超の分配を行った投資法人内に留保された分配後期末未処分利益については、翌期の導管性の判定から除外する措置を講じること

【理由】

- ・ 期末利益の一部を分配支払・法人税納税後に翌期に繰り越した場合、この繰越し利益は翌期中に投資法人が獲得した損益と通算されて、翌期末の未処分利益として90%超配当要件の対象となる配当可能利益の一部となり、課税対象となるため、内部留保することが困難となっています。そこで、期末の決算において、一定の要件を満たして期末未処分利益の90%超の分配を行った投資法人内に留保された分配後期末未処分利益については、翌期の導管性の判定から除外する措置を講じることにより、投資法人においても一定の範囲で内部留保を可能とするよう要望します。

- 6) 投資法人において期末の決算において、一定の要件を満たして期末未処分利益の90%超を分配した場合には、内部に留保される利益について課税を免除する措置を講じること

【理由】

- ・ 投資法人において期末の決算において、一定の要件を満たして期末未処分利益の90%超を分配した場合には、内部に留保される利益について課税を免除する措置を講じることにより、仮に税会不一致が発生した場合であっても、追加的な課税の発生を回避することを可能とするよう要望します。

(7) 海外投資等損失準備金等

1) 海外投資等損失準備金制度の延長

【理由】

- ・ 非鉄金属業界は、鉱物資源の安定供給を確保するために海外鉱山開発に積極的に取り組んでいるが、資源の多くが発展途上国に賦存しており、政治的・社会的にリスクが大きく、多額の資金が長期間必要であることに加え、近年の非鉄金属価格の高騰も加わって、資源確保競争が激化し、開発リスクが増大している。

海外鉱山開発を巡るますます増大する投資リスクに対する軽減措置として、本制度は非常に重要な役割を果たしているが、厳しさを増す投資環境の中で海外鉱物資源確保への資金投入を促進するため、資源探鉱事業法人および資源探鉱投資法人に係る準備金積立比率を90%から従前の100%に戻した上、それ以外の法人の準備金積立比率は、現行のまま延長していただきたい。

電力の安定供給のためには、良質かつ膨大な量の発電用燃料が必要であり、将来の燃料資源を確保するために海外のエネルギー資源開発に積極的に参加する必要がある。このため、非常のリスクの多い海外事業への円滑な参加及び電気事業経営の安定化を図るため、現行制度の適用期限の延長を要望する。

- ・ 電力の安定供給のためには、良質かつ膨大な量の発電用燃料を要します。国際間の資源獲得競争が激化する中、電気事業者は、将来の燃料資源確保のため、非常にリスクの大きい海外エネルギー開発に積極的かつ継続的に取り組む必要があります。

また、本措置の恩恵により、良質の資源を安定的に確保することは、電力の安定供給に資するものです。このため、現行制度の適用期限の延長を要望します。

- ・ 資源エネルギーは、国民生活や産業活動において必要不可欠である一方、我が国では供給の大部分を海外に依存しており、市況の不安定性や地政学リスクなど、供給構造上の懸念を多く抱えているわが国が将来にわたってエネルギー資源を安定的に確保するためには、内国企業による自主探鉱開発が極めて重要であり、「海外投資等損失準備金」の継続を通じて、企業が抱える投資リスクが軽減されることで、企業の資源開発活動の維持・拡大が期待できる。

2) 探鉱準備金・海外探鉱準備金制度および新鉱床探鉱費・海外新鉱床探鉱費の特別控除制度（減耗控除制度）の維持・存続

- ・ 鉱業は、採掘に伴い減耗し、かつ、再生不可能な減耗性資産である鉱物資源を経営基盤としている。一般の製造業の場合、固定資産に投下した資本は減価償却費として期間費用配分して回収するが、鉱業の場合は、固定資産に対する減価償却費の回収のみでは企業の存続は不可能である。すなわち、鉱山会社が事業を継続するためには、鉱物の採掘に伴って減耗する埋蔵鉱量を極めてリスクが高い探鉱開発によって補填し続けることが絶対的要件となる。

更に、鉱業は事業場が鉱床の賦存地域に限定されること、鉱床は開発が進むにつれ次第に僻遠化、深部化し、その結果、必然的に探鉱開発コストが増大する等の特殊性を有している。

従って、鉱山会社の実体資本を維持し、安定した経営基盤を確立して事業を継続するためには、鉱物資源に特有な減価償却とも言うべき減耗控除制度は不可欠である。

我が国の減耗控除制度は、昭和40年に租税特別措置法に規定され、以後、制度延長を重ねてきた。また、昭和50年には、対象を海外の自主開発鉱山にも広げ、海外減耗控除制度が制定された。

この海外減耗控除制度については、制定当初から国際間、国内における資源開発をめぐる状況が大きく変化した結果、税法の制度設計と現実の社会の動きとに齟齬が生じ、その乖離が拡大したと考えられてきた。これを受け、平成25年度税制改正において、対象法人や海外自主開発法人の要件拡大が行われ、制度の見直しが実現したところである。

少資源国でありながら、技術立国であり、輸出により経済を支える構造を有する我が国としては、国力の維持という点で、資源の安定確保に対する施策の重要性は今後ますます増してくる。こうした観点から、期限未到来ではありますが、維持・存続に対し継続的なご理解をお願いしたい。

(8) 地震・災害・公害対策等の特別措置

1) 企業が行う地震・津波・液状化現象等に対する防災・減災対策について税制上の優遇措置の創設

【理由】

- ・ 国土強靱化に資するため、防災・減災害対策に対する恒久的な税額控除等を要望する。

2) 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

【理由】

- ・ 近年は、国内外において、地震・台風・洪水などの巨大自然災害が頻発しており、各地に大きな被害をもたらしています。損害保険会社は、発生の際・規模の予測が困難な巨大自然災害に対しても、確実に保険金支払を行うという社会的使命を担っており、平時から保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより保険金支払原資を確保するように努めています。

平成16年度の多額の保険金支払と異常危険準備金の取崩しを受けて、保険監督会計では、平成17年度以降、火災保険について伊勢湾台風規模の損害を基準として早期・計画的に異常危険準備金の積み増しを行う制度が導入されました。また、税制面では、火災保険等の積立率は、平成17年度税制改正により4%（うち2%は経過措置）、平成25年度税制改正により5%（うち3%は経過措置）に引き上げられております。損害保険会社は、こうした保険監督会計・税制の取扱いに則って異常危険準備金残高の積み上げに努めてまいりました。

しかしながら、平成23年度には、東日本大震災、タイ洪水に加えて、台風や集中豪雨などへの保険金支払が発生したため、異常危険準備金の残高が大きく減少しました。平成24年度においても、タイ洪水について引き続き多額の保険金支払が発生したことや爆弾低気圧、台風などによる保険金支払が発生したため、2年連続で異常危険準備金の残高が減少することになりました。

平成25年度税制改正により、大幅に減少した異常危険準備金の残高を早期に積み上げていくための積立率については措置がなされたものの、残高の上限となる洗替保証率については、平成3年度の台風19号、平成16年度の複数の台風、平成23、24年度の複数の災害への保険金支払を考慮しますと、現行の30%（業界全体で5,000億円レベル）では十分とは言えない状況にあり、40%への引き上げを要望いたします。また、積立率に関して、残高率が30%を超える場合には、本則積立率（2%）が適用されることとなっておりますが、これについても40%への引き上げを要望いたします。

3) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の延長

【理由】

- ・ 金属鉱業等の鉱山においては、閉山後も環境有害物質を含む坑廃水が永続的に流出するため、事業者（鉱業権者）には鉱害防止が永久的に義務付けられているという特殊性がある。

このため、金属鉱物の採掘等の事業の用に供される坑道及び捨石又は鉱さいの集積場の使用終了後における鉱害防止事業の確実かつ永続的な実施を図ることを目的に、昭和48年に「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」が制定され、同法の実効を上げるため、税制上の措置として本制度が創設された。

については、同法の趣旨に鑑み、鉱害防止事業の円滑かつ確実な実施のため、本制度を是非延長していただきたい。

4) 一般公害防止用設備の特別償却制度の延長および縮減設備の復活

【理由】

- ・ 非鉄金属業界は、資源の安定供給を図るべく生産力を増強してきたが、同時に、巨額の投資を行って、生産過程において生じ得る公害を防止する努力を続けている。

また、公害防止や環境保全に対する法的・社会的要請を背景に環境基準の強化が図られる中、公害防止設備のための投資は近年一段とその必要性を増している。

しかしながら、非鉄金属価格は国際相場によって価格が決定される構造となっていることから、これらのコストを製品価格に反映させることができず、大きな負担となっている。

については、公害防止に係る設備投資の早期回収を図り、更に一層の公害防止投資を促進させるために本制度は必須であり、是非延長、また縮減された設備については復活していただきたい。

(9) その他

1) 当初申告要件の廃止拡大

【理由】

- ・ 平成23年度税制改正において、法人税の当初申告要件が廃止されたが、租税特別措置法上においては適用額制限が見直されたに過ぎず、当初申告要件は存知している。納税者の利便性向上のため廃止を要望する。
- ・ 租税特別措置法における当初申告要件及び適用額の制限に関する改正の概要の解説において、「修正申告又は更正の請求により」と規定されておりますが、税務調査に基づく税務当局の職権による「更正」処分が含まれると解釈することは読み取れません。法令改正により「更正」処分も含めていただくことを要望致し

ます。

税務調査の結果に基づいて当局からの「更正」処分を受けた場合に、この「適用額の増額」が受けられないとしますと、納税者・法人としては事実上「修正申告」によることしか対応の選択肢はないことになり、調査結果について納税者・法人が納得できない場合の異議申し立てや不服審査請求の道が事実上閉ざされてしまうことになり課税の公平原則に反することになると考えます。

- ・ 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例について、当初申告要件（書面等の添付及び保存）の規定を廃止することを要望する。

2) ベンチャー企業への投資促進税制の創設等

【理由】

- ・ 新規イノベーションの源泉となるべき研究開発型ベンチャーの育成は、我国の科学技術の飛躍、発展に極めて重要である。国内ベンチャー企業の資金調達を容易にする方策として、企業によるベンチャー投資を促進すべく、制度創設を要望する。
- ・ 新規参入や新事業が生まれやすい環境を醸成し、日本経済の再生につなげるため、エンジェル税制における適格企業の範囲の拡大や、法人によるベンチャー企業への出資に対する税制優遇措置の導入を図る等、制度の拡充を図ることを要望する。

平成9年度に創設された個人投資家に対する税制の優遇措置「エンジェル税制」は、平成20年度にベンチャー企業への投資額を総所得金額から控除できる大幅な優遇措置の拡充が行われ、当該年度にエンジェル税制を新たに利用した企業への投資実績は一時的に増加したものの、日本のエンジェルによる投資活動は、欧米に比べると未だ活発とは言い難い状況にある。

リスクの高い事業に新規に挑戦するベンチャー企業の多くは、担保能力に限界があること、売上が十分でないこと等から、創業・シード期から成長期における間接金融による資金調達に限界があり、リスクマネーをいかに供給できるかが初期のベンチャー企業の成長を左右することとなる。

3) 税務調査により当局から「更正」処分を受けた場合

【理由】

- ・ 平成23年度改正に伴い、当期の所得に対する法人税の額に変動があった場合は、「修正申告又は更正の請求」により適用を受ける金額を増額させることが出来るようになったが、税務調査による「更正」処分の場合には対象外になっており、課税の公平性の観点より、当局の職権による「更正」も含めるよう要望する。

4) 雇用促進税制の対象となる雇用者の範囲の拡充

【理由】

- ・ 雇用の安定化及び拡大に資するため、有期雇用社員を無期雇用社員へ雇用変更した場合の税額控除措置の導入を要望する。

5) 人材投資促進税制等の復活

【理由】

- ・ 企業の人材投資の充実により、生産性の向上を実現し、競争力の強化を図るため、人材投資促進税制（増加教育訓練費の税額控除（平成20.3.31廃止）及び中小企業者等における教育訓練費の税額控除（平成24.3.31廃止））の復活を要望する。

6) 設備投資促進税制の拡充

【理由】

- ・ 平成25年度税制改正において、2年間の時限措置として設備投資促進税制が導入されたが、当該税制の対象設備は機械装置に限られており、適用要件のハードルも高い。あらゆる業種で投資を促進させ、成長戦略の目標である2016年までの投資額70兆円の達成を目指す観点から、対象設備の拡充（無形固定資産、建物等）及び適用要件の緩和を要望する。

なお、適用要件の緩和は、投資拡大の目的を鑑みると投資額10%超の要件は適当である一方、より多くの企業に投資拡大を促すことを考えると、投資額が減価償却費を超えることは要件から除外すべきである。

政府は日本再興戦略の中で、今後3年間を集中投資促進期間と位置づけ、民間企業の設備投資促進のための思い切った投資減税を行う方針を示している。

民間企業による設備投資促進を実効性あるものとするため、事前の許認可や申請を要しない使い勝手がよく、簡素な仕組みとするとともに、大企業にも特別償却に加え、税額控除を認めるべきである。対象資産についても老朽化投資や防災投資を広く認め、新製品・高付加価値製品の製造や生産能力の増強、生産の効率化、省エネ、耐震化、更新等については新陳代謝と認めるとともに、生産設備のみならず附帯・周辺設備、構築物のほか、ソフトウェア等も含めるべきである。

設備投資促進のため、投資減税だけでなく、償却資産に係る固定資産税も廃止すべきである。

- ・ 成長戦略の一環として、「新陳代謝」投資に対する税額控除制度の導入を要望する。

7) IT投資促進税制の創設

【理由】

- ・ 情報基盤税制の廃止以降、IT投資に関する優遇税制は皆無であるが、企業の国際競争力確保のためIT投資は不可欠と考えられることから、過去IT投資促進税制が創設された主旨（*）等を鑑み、IT投資全体を幅広く推進する新たな税制の創設を要望する。

*ソフトウェア、ハードウェアの双方のIT投資を促進することで、企画・開発・生産・販売等の全ての段階における企業経営の効率化と新たなビジネス・モデルの創出を加速し、我が国産業の競争力を強化する

〔想定する税制措置の例〕

<クラウドコンピューティング事業に係る機器設備に対する税制優遇措置>

国内事業者のクラウドコンピューティングサービス（以下「クラウド型サービス」）提供において、通信コストまたは情報の保管・処理及び活用に係るコストを大幅に削減させるとともに、国内のクラウド型サービス提供用の新規設備の積極的な導入を促進させ、以って情報通信産業の発展及び国際競争力を向上させる観点から、固定資産税の課税標準額軽減や当該機器設備に係る耐用年数の短縮（法定：9年⇒経済的耐用年数：6年、固定資産税も同様）等の措置を要望する。

<検索エンジンソフトウェア開発費の特別償却又は税額控除>

検索エンジン開発には多額の費用を必要とするが税制上のサポートがない等の状況を踏まえ、事業者コストを削減することにより国内における次世代検索サービス開発を加速させ、以って情報通信産業の発展及び国際競争力を向上させる観点から、上記の措置を要望する。

8) 復興特別法人税額から控除する復興特別所得税額

【理由】

- ・ 復興特別法人税の額から復興特別所得税の額を控除することとなっているが、復興特別法人税は平成24年4月から3年間課税されるのに対して、復興特別所得税は平成25年1月から25年間課税されることとなっており、3月決算法人の場合、平成26年3月期以降は、復興特別所得税の還付を受けるためだけに復興特別法人税の申告書を提出することとなり、非効率的である。

復興特別所得税については、法人税から控除することができるように改正することを希望する。

- ・ 源泉徴収された復興特別所得税額は、復興特別法人税額から控除できることとなっているが、復興特別所得税の課税期間（25年間）は復興特別法人税の課税期間（3年間）に比べて長期にわたるため、復興特別法人税の課税期間終了後も還付請求のために復興特別法人税の申告書を提出しなければならない。

事務負担軽減の観点から、復興特別法人税の課税期間終了後は、源泉徴収された復興特別所得税額は法人税額から控除できるよう要望したい。

9) 原子力発電施設解体準備金

【理由】

- ・ 40年以上の運転を前提とした現行の原子力施設解体引当金制度が実態に合わせて見直されることから、税制についても改正すべきである。

10) 都市の国際競争力の向上に必要な税制

【理由】

- ・ 海外からの投資を呼び込むことにより、我が国の大都市をアジアにおけるビジネスの中核拠点とするため、以下の要望をする。

我が国の大都市に、世界中からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込む魅力的なまちづくりを推進し、アジアの中核となる国際的なビジネス拠点を形成するとともに、国際会議等の国際交流の拡大を図るために、国家戦略特区における税制支援措置の創設、都市再生促進税制および国際戦略総合特区に係る税制の拡充を行うこと。

11) 国際戦略総合特区に係る特例の延長・拡充

【理由】

- ・ 国際戦略総合特区制度の恩典を拡充することにより、同制度の利用を促進するため、以下の要望をする。
国際戦略総合特区内における法人税の特例（指定を受けた法人の認定事業に係る所得の20%控除、または認定事業の用に供する投資の15%（建物は8%）税額控除等）について、事業者の指定等の期限（平成26年3月31日）を延長するとともに、控除額を大幅に拡充する。

12) 中小企業投資促進税制の適用期限の延長

【理由】

- ・ ソフト・ハード両面からの情報化投資をはじめとして、中小企業の前向きな投資を後押しする本税制により、中小企業の設備投資が活性化され、生産性の向上が図られる。
- ・ 中小企業は、地域経済における雇用機会の創出と確保、地域住民の多様なニーズに応じた財・サービスの提供等、地域経済の発展に多大な貢献をしている。

しかしながら、その経営基盤は弱く、経済社会環境の変化への対応力は十分であるとはいいがたく、今後とも技術革新等に努め、環境変化に対応し発展を遂げていくために、本制度の果たす役割は重要である。ついては、是非とも延長していただきたい。

6 国際課税関連

(1) 移転価格税制

1) 国外関連者定義の見直し

【理由】

- ・ 現行税制では持分50%以上の法人は形式基準により国外関連者と判定され、移転価格税制の対象となる。しかし、50%丁度の場合（例えば、50:50のJVのケース）は必ずしも支配権を有しているとは限らず、形式基準による判定では移転価格税制の本来趣旨（支配権を利用した海外への恣意的な所得移転の防止）から外れた税務執行が行われる可能性もある。国外関連者の判定にあたり、形式基準より実質支配関係の有無が優先されるよう法改正を要望する。
- ・ 出資比率（50:50）の合弁企業の場合、実際には支配していない（合弁相手の承認を要する等）にもかかわらず、移転価格税制の対象となるのは不合理である。
- ・ 持株比率50%の会社は、実質的に支配する関連者がいない限り、価格操作ができないことは明らかであるため、措置法の条文上で移転価格税制の適用対象外とすることを要望します。
- ・ グローバル経営のインフラとして、対象範囲の見直し（株式保有比率50%以上から50%超へ）、及び、執

行の柔軟化を要望する。

- ・ 持分基準について、日本以外の多くの国で基準としている50%超へ見直しをすること。
- ・ 国外関連者から、企業が事実上コントロールできない50%出資先を除外し、「50%以上」を「50%超」とすること。

また、企業が事実上コントロールできない実質支配基準における法人役員数による支配判定につき、「2分の1以上」を「2分の1超」とすること。

制度適用の対象となる国外関連者の定義として、発行済株式数の50%以上の保有が定められているが、持分が50%ずつの合弁事業等の場合には、必ずしも支配権を有していない。同様に実質支配基準における法人役員数による支配判定においても、法人役員数が50%ずつとなるケースでは必ずしも実質支配できていない。従って形式判断基準の見直しを要望する。

- ・ 50:50では支配関係があるとはいえないため、出資比率50%以上を50%超に見直すことを要望する。
- ・ 国外関連者要件については、国外関連者の定義が現行50%以上の出資となっており、企業支配の実態が十分に反映されていないため、これを50%超に見直し法制化すべき。
- ・ 国外関連者の定義に関する出資比率による形式基準では、持分50%ずつの合弁事業の場合、実質的に支配力を有していない場合でも国外関連者と認定される。については、国外関連者の定義を「出資比率50%以上」から「50%超」に見直ししていただきたい。
- ・ 「特定事実」の存在による実質的支配基準での国外関連者の判定は、基準が必ずしも明確ではなく、税務当局の裁量の範囲が大きい制度となっている。本基準で国外関連者と判定する際は、税務当局に挙証責任があることを法令レベルにおいて明確化することを要望する。

2) 相互協議および事前確認制度の強化・迅速化

【理由】

- ・ 執行の現場と相互協議担当当局との事前の連携を強化し、予め二重課税リスクを低減させるなど、企業が国際競争力を失うことのない執行のあり方を要望する。
- ・ 移転価格税制において、当局側で重要な制度であるAPA（事前確認制度）の手続き・審査の更なる迅速化（税務当局の審査の一元化等）が可能となる体制を構築すること。また仮に十分な損益が見込めない事業であっても前向きに対応すること。

3) 無形資産に関する取扱いの明確化

【理由】

- ・ 平成19年6月の移転価格事務運営要領改正で、無形資産の取扱いの明確化が図られたが、事務運営要領は移転価格税制に関する事務運営の基本方針、調査時の留意事項等を定めたものに過ぎない。無形資産の定義については国際的なルールと整合性をとった上で、法令レベルにおいて明確な規定を置くことを要望する。また、OECD移転価格ガイドラインの改正にて既に規定された第9章（事業再編）や、今後の更なるガイドライン改訂作業に対応するための国内制度改正、執行についても、納税者の理解や納得を得ながら進めることを要望する。

4) 移転価格税制の執行の見直し

【理由】

- ・ 平成19年度税制改正において、相互協議の合意に至るまでの期間、わが国の課税（増額分）の納税を猶予すると共に延滞税を免除する措置が講じられたものの、猶予相当額の担保供託が義務付けられている。また会計上は更正通知を受領すると財務諸表に当該金額を損益計算書上に反映させる必要がある。租税条約締結国との移転価格課税の場合には相互協議合意後でなければ、更正そのものを出来ない制度とすることを要望する。
- ・ 移転価格税制の執行に関し、課税当局が更正処分に先立って二重課税回避の対応をする旨の事前合意を相手国政府から得ることを執行の要件とすることを税法化すべき。少なくとも、相手国政府と二重課税の解決に向けた有効な協議を行うことについての合意を得ることを移転価格税制執行の要件とすべき。

- ・ 企業の税務リスクを少なくし、グローバル活動を円滑にするために、二国間による対応的調整等、二重課税排除の徹底に向け制度運用の適正化を進めるべきである。

①租税条約締結国との移転価格課税の場合は、相互協議後でなければ更正できない制度とすること。

②移転価格事務運営要領におけるグループ内役務提供取引に係る価格設定は、企業の実際のビジネス形態に則していない面もあるので、グループ内役務提供取引を移転価格税制の対象外とすることも含め、企業の実態を踏まえた価格設定とすべきである。

③平成22年度の税制改正において、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類の範囲が省令により定められたが、実際にはどのような資料を作成・保管すべきかよくわからないので、ガイドライン等でより明確化すべきである。

新たな需要開拓のため新興国市場等海外への進出が求められている当業界にとって、移転価格税制の重要性は一段と高まり、本制度に関する更正処分による二重課税等の税務リスクは無視できない状況となっている。

5) 国外関連者寄附金課税の見直し等

【理由】

- ・ 国外関連者との取引に係る課税について、寄附金課税を適用するのか、移転価格課税を適用するのかによって、相互協議の可否、更正の期限等が異なる。わが国において寄附金課税が行われた場合、相互協議の対象とならず二重課税が排除されない蓋然性が高いことから、国外関連者との取引に係る課税は原則として移転価格税制を適用することを明確にすることを要望する。

6) 相互協議決着に伴うオープンイヤー修正一括調整規定の創設（相互協議の合意年度での一括調整等を選択可能な規定の創設）

【理由】

- ・ 事務の簡素化・効率化のため、APAなど相互協議の結果としての過年度の所得修正は最終年度で一括修正を行う規定を導入することを要望する。

7) 過大申告年度と過少申告年度の通算制度の創設

【理由】

- ・ 移転価格税制では年度単位で移転価格の妥当性が検証されるが、更正期間（最長6年）内には、独立企業間価格に照らして日本の所得が過小となる年度だけでなく、過大となる年度もある。現行税制では、過小年度のみが更正の対象となるが、公平性の観点から、過大年度についての減額更正、又は、過小年度との通算措置の創設を要望する。

(2) 外国税額控除制度

1) 控除限度額の繰越期間の延長・限度超過額の損金算入制度の創設

【理由】

- ・ 外国税額控除は、外国所得税の額と控除限度額との差額を控除限度超過額として翌年以降3年間繰越すことができることとされているが、当該3年の期間内に外国で支払った額以上の法人税等が国内で発生しない場合には、控除しきれない額が発生することとなる。

外国税額控除の目的である国際的二重課税防止の観点から、繰越期間の延長、もしくは繰越期間に関わらない全額控除を要望する。

- ・ 企業業績が低迷すると、控除対象外国税額がありながらも控除限度額がないために、外国税額控除を受けられない恐れがある。また、所得税額控除においては、欠損状態においても還付を受けることができるため、外国税額控除においても平仄をあわせるべきである。また、一層の二重課税排除のためには、最終期間内に外国税額の控除不足が確定した場合に損金算入を認めるべきである。

- ・ 繰越控除余裕額に控除限度超過額を充当する場合、控除未済として繰越さず、国税同様即時還付すること

を要望する。二重課税排除の機会が損なわれ、企業に過度の税負担を強いるおそれのある取扱いは見直されるべきである。

- ・ 二重課税回避のため、控除限度超過額の繰越期間を現状の3年から欠損金の繰越期間と平仄を合わせて9年とすることを要望する。
- ・ 二重課税回避のため、切り捨てられることとなった控除限度超過額を損金算入できる制度の創設を要望する。
- ・ 租税条約がない国等に於いて、相手国等の税法に於いて適正に外国法人税が課され、かつ、本邦でも課税される性質の所得（キャピタルゲイン等）は国外所得に該当する規定を導入すること。二重課税の排除を行うには適正な国外所得金額の把握が不可欠であり、二重課税の排除の適用に当たっては租税条約の締結の有無は本来関係のないものである。従い、相手国等の税法に於いて適正に外国法人税が課されるものについては制度の趣旨に照らし国外所得とする取扱いを明確化することを要望する。
- ・ 国外所得と税額発生時期のタイムラグや控除枠が十分に確保できない等の理由から、外国税額控除制度の利用が制約される事態が発生しているため、控除限度額の繰越を現行の3年から5乃至7年へ延長すること。また、繰越期間経過後は控除限度超過額の損金算入を認めること。
- ・ 二重課税の完全な排除の観点から、限度超過額、控除余裕額の繰越期間を、少なくとも5年以上に延長することを要望します。
- ・ グローバル経営のインフラとして、繰越期間の延長等を要望する。
- ・ 事業再構築の一環として海外子会社の売却等を行い、海外において売却益が発生するような場合において、控除限度額等の繰越期間が3年とされていることから、部分的に国際的二重課税が発生するケースが生じ得る。二重課税の防止という法の趣旨から繰越期間を少なくとも9年に延長するよう要望する。
- ・ 外国税額控除は、当初申告時に「損金算入方式」と「税額控除方式」の選択制となっており、当初「税額控除方式」を選択して3年の繰越期限内に控除を受けられないと、全額社外流出となり損金算入も受けられない制度となっている。繰越期限に「3年」という制限が設けられている条件下で、予測のつかない選択を強いられ、かかる税負担が生じるのは本来公平であるべき税負担の観点から好ましいものではない。このような納税者不利の制度については是正が必要と考える。少なくとも期限切れとなった年度に自動的に損金算入を認めるべきである。
- ・ 所得に係る外国税金はその属性として損金であり、タックスレシートが徴収できない等の理由により外国税額控除の適用を受けられなかった外国税金については損金算入を認めるべき。
- ・ わが国の外国税額控除限度超過額や控除余裕額の繰越期間は諸外国よりも短い規定になっており、二重課税排除の観点からも延長が必要。
事務負担の観点や、資金還流促進の観点から、「一括限度額方式」を維持すべき。
- ・ 外国税額控除の控除限度額・控除余裕額の繰越期間の延長（3年 ⇒ 9年）。繰越欠損金の繰越期間と一致させることを要望する。
- ・ 繰越期間に控除できなかった外国税額を損金参入することにより二重課税を部分的解消するために、控除不能となった繰越外国法人税の損金参入を要望する。
- ・ 外国税額控除制度は内容的に不十分であるので、以下のように見直すべきである。
 - ①直接外国税額控除 繰越期間 現行3年の年数拡充
 - ②外国子会社配当益金不算入制度 益金不算入割合 95%から100%へ拡充国際的な二重課税を排除する制度として、わが国企業の海外事業展開を支える重要な役割を果たしているが、わが国の税額控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間は3年と、税額を控除しきれないケースもある。
- ・ 外国税額控除制度は、わが国企業の海外展開を支え、国際的な二重課税を排除する制度として重要な役割を果たしている。

しかしながら、わが国金融機関において、過去に海外子会社の売却等に伴う売却益が発生したものの、現行の外国税額控除制度において繰越控除限度額（余裕額）や繰越控除対象外国法人税額（限度超過額）の対象期間が3年とされていること等の理由から、部分的に国際的な二重課税が発生したケースがあり、こうした問題はあらかじめ解決しておく必要がある。

外国税額控除制度における繰越控除限度額および繰越控除対象外国法人税額の繰越期間（現行3年間）を、

欠損金の繰越期間（現行9年）に合わせるかたちで延長することを要望する。

2) 外国税額控除の控除限度額計算に用いる法人税額は試験研究費の税額控除前の法人税額とする。

【理由】

- ・ 外国税額控除制度は国際的二重課税の排除を目的とした制度であるため、試験研究費の税額控除などその他の税額控除制度の適用額によって制約を受けるべきでない。

3) 外国税額控除における控除限度額計算の簡便化

【理由】

- ・ 外国税額控除の控除限度額の計算における国外所得の算定について、共通費用、共通利子等の算定にかかる負荷が非常に大きい。例えば、共通費用、共通利子等を全世界総収入と国外収入等の比で按分して算定する方法等、簡便な計算方法を認めることを要望する。

4) 国際課税の見直し（国際課税原則）

【理由】

- ・ 国際課税原則の「総合主義」から「帰属主義」への見直しに当たっては、外国税額控除適用上の国外所得の算出において内国法人に過度な負担が発生することのないよう、実務にも配慮した簡易なルールの策定を要望する。

国際課税原則の見直しに伴う体制整備のための十分な準備期間を設けることを要望する。

平成25年度税制改正大綱の検討事項には、いわゆる国際課税原則を見直すこと、すなわち「総合主義」にもとづく従来の国内法上の規定を、OECD 承認アプローチ（Authorised OECD Approach：AOA：以下AOAとする）に沿った「帰属主義」にもとづく規定に見直すとともに、これに応じた適切な課税を確保するために必要な法整備に向け、具体的な検討を行うことが明記されている。

邦銀は支店形態で海外進出を行っているケースが多く、この「国際課税原則」の見直しに伴い外国税額控除適用上の国外所得の算出にAOAが導入された場合、海外支店を本店等から分離・独立した企業であると擬制して国外所得を計算するといった体制整備が必要となり、多大なコストと時間を要することが想定される。

(3) 外国子会社合算税制

1) 外国子会社判定に係る租税負担計算の見直し（トリガー税率等）

【理由】

- ・ 英国も2015年度より法人税率が20%へ引き下げられるが、租税回避を意図しない海外進出にも関わらず、現地税制改正に伴い、タックスヘイブン税制の対象になってしまうことは予見性確保の観点から問題と考えられるため、更なる引き下げを要望する。
- ・ 国際的な法人税率引下げ競争が行われるなか、各国の標準税率は20%というトリガー税率に近いものになっており、これを基準に軽課税国判定を行う現行の制度は昨今のトレンドに沿っていないことから、トリガー税率の引下げ（20%⇒15%）を要望する。
- ・ 実効税率については、先進諸国においても20%以下となる国がある近年の背景に考慮し、軽減税率の判定を標準税率による判定とし、また、判定基準を20%未満へ引き下げるべきである。
- ・ トリガー税率が現行20%であるが、近年の諸外国の法人実効税率引下状況（タイ：2013年1月に20%、英国：2015年4月に20%の予定）を踏まえ、トリガー税率を15%に引き下げていただきたい。外国に多くの子会社を有する企業にとって、現在の制度に基づく申告業務は膨大で負担が大きい。今後、諸外国の法人実効税率引下により、負担がさらに増大する懸念がある。
- ・ 英国は平成27年（2015年）より法人税率を20%にまで引き下げることがアナウンスしている。英国以外の国においても、法人税率引き下げが目立ってきており最早20%の法人税率が軽課税国とは言える環境がない。そのため例えば、トリガー税率を18%等に変更する若しくは法人税率の70%未満の国などへの変更

をお願いしたい。

- ・ 平成22年度税制改正において軽課税国の判定基準（租税負担割合）が25%から20%に引き下げられたものの、世界の平均法人税率は引き続き低下し、現在では約23%であることから、現状の判定基準では世界平均をわずかに1割程度下回っただけで軽課税国と判定される。また、我が国企業が多く進出する英国やタイにおいても法人税率の20%への引下げが予定されており、さらなる租税負担割合の引き下げが急務と考えられる。具体的には、軽課税国の判定基準を現在の復興特別税を除く法人実効税率36%の半分である18%まで引き下げを要望する。
- ・ 諸外国では法人税率の引下げを実施しており、タイが20%に引下げられた他、英国も20%の引下げを予定している。20%以下が軽課税国とは言えなくなることが想定され、早急に20%未満への引下げを要望する。
- ・ 特定外国子会社等の判定基準となる租税負担割合が25%から20%に改正されたが、法人税率引き下げにより法定実効税率が20%以下となる国が多くなっている現状に鑑み、更に租税負担割合を緩和すること。
- ・ 外国関係会社の本店が法人の所得に対して課される税が存在しない国に所在する場合には、本店所在地以外の税負担を含めた租税負担割合が20%を超えていたとしても、特定外国子会社等に該当する。一方で外国関係会社の本店所在地に極めて低率でも法人税が存在していれば、本店所在地以外の税負担を含めた租税負担割合が20%を超える場合には特定外国子会社等に該当しない。

外国関係会社の本店所在地国の状況に係わらず、外国関係会社の租税負担割合に基づいて特定外国子会社等の該当判定がされることを要望する。
- ・ 欧州、アジア諸国をはじめとする諸外国は法人実効税率の引下げを実施しており、英国においても平成27年4月に20%まで引下げを公表しています。タックスヘイブン対策税制の判定において「20%」が軽課税とは言えなくなる状況であり、企業がグローバル展開しているなかで、租税回避ではなく経済実態を持って活動している会社に制約を加えないよう、トリガー税率の引下げを要望します。
- ・ 諸外国では法人実効税率の引き下げを実施しており、現行のタックスヘイブン対策税制の判定において「20%」という基準は軽課税と言えない状況となっている。
- ・ トリガー税率を「日本の法人税率の一定割合以下」として機動的な見直しが可能な制度とし、法人税率の引き下げに合わせ現行20%より引き下げを要望する。

現行の20%の水準はシンガポールや香港等のアジア主要地域までが対象となっていることに加えて、英国が2015年4月に法人税率を20%に引き下げることから、日本の法人税率よりも著しく低いものに課税する制度趣旨に合致しない。
- ・ 軽課税国の判定基準を復興特別法人税を除いた実効税率36%の半分の18%とすることを要望する。

軽課税国の判定基準は元来法人税率の約50%とされており、平成22年度税制改正にて25%から20%に引き下げられた。しかしながら日本の法人税率は世界レベルで比較するとまだまだ高い水準であり、同時に軽課税国判定基準もその観点では高止まりしていると言えるため。

また、今後英国やタイといった国々が法人税率の引き下げを予定または実施しており、それらへの対策も必要である。
- ・ 税率の変更にしたがって遅滞無く変更することにより、立法主旨を説明するため、トリガー税率を20%の固定ではなく、日本の税率の半分以下と定義することを要望する。
- ・ 外国子会社において同一事業年度に生じた性質の等しい項目（株式譲渡益と株式譲渡損、為替差益と為替差損など）が現地で非課税の場合、当該損益を相殺した上で租税負担割合計算上の非課税所得（外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額）とするものの可否を明確にして頂きたい。
- ・ 軽課税国の判定基準である現行の税率20%については、近年の諸外国の法人実効税率引下状況を踏まえ、15%に引き下げをいただきたい。
- ・ 平成22年度改正によりトリガー税率が25%⇒20%以下に引き下げられたが、さらに18%程度まで引き下げを要望する。

タイ王国が本年度から、英国が来年度から、及びベトナムが平成28（2016）年度から、法人税率を20%に引き下げることが決まっており、適用除外要件を満たしていても法人税確定申告書別表への情報記載及び所用書類の添付が必要となることから、納税者における事務負担が過重に増大してしまうことになる。
- ・ 平成22年度税制改正に於いて軽課税国の判定基準（租税負担割合）が25%から20%に引き下げられたも

の、15%などさらなら引き下げをしてほしい。

- ・ 実体があるにもかかわらず、英国のように法人税率の引き下げのため、タックスヘイブンになってしまう地域がある。適用除外要件を満たしても、資産性所得の合算対象となる可能性があるため、トリガー税率の引き下げ、あるいは、その地域で資産性所得を稼得する経済的合理性がある場合の適用除外を要望したい。
- ・ 外国関係会社とその本店所在地国における連結納税制度に加入する場合に、特定外国子会社等に該当するかどうかの判定（20%判定）の方法を明確にすることを要望する。

現行税制の下では、外国関係会社が現地法令に基づき連結納税制度に加入している場合における税率20%判定の方法が明らかにされていない。

- ・ 国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応し、わが国企業の国際競争力を維持する観点から、トリガー税率を引き下げを要望する。

外国子会社合算税制における、いわゆる「トリガー税率」は現在「20%以下」とされているが、この水準ではシンガポールや香港等のアジア主要地域までが同制度の対象に含まれることとなる。

- ・ タックスヘイブン税制についてエンティティアプローチをやめ、資産性所得課税制度を拡張し、活動ベースでの課税を行う米国型の基準に全面的に移行することを要望する。英国等の主要先進国が税率を引き下げ中、従来のエンティティアプローチでは、企業の自由な海外投資の妨げになる局面もある。また後追的にトリガー税率を引き下げるとしても、引き下げることにより逆に、真に課税が必要な悪性のある活動・所得の補足が不十分になる懸念がある。

2) 外国子会社判定に係る租税負担計算の見直し（ホワイトリスト・ブラックリスト方式の導入）

【理由】

- ・ 多数の外国子会社を保有している会社にとって、個別に租税負担割合の計算を行うことは多大な稼働を要することから、一定条件を満たす国・地域に所在する子会社についてはタックスヘイブン税制の対象外とする、ホワイトリスト方式の導入を要望する。
- ・ 外国に多くの子会社を有する企業にとって、現在の制度に基づく申告業務は膨大で負担が大きい。租税負担割合の計算を免じるためのホワイトリスト方式を導入していただきたい。
- ・ 現行のタックスヘイブンに関する規定に加えて、「セーフリスト国」を新たに制定することを要望する。ここで言及する「セーフリスト国」とは、当該国に該当すれば、租税負担割合に拘わらず合算税制の対象としない国のリストを指す。「セーフリスト国」は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ等の国際的に信頼される税制度を有すると認められる国を指定することを想定する。

英国税制では、建物保有期間中の減価償却が認められない代わりに、建物売却時に、資産取得時から売却時までの物価上昇相当額を課税所得から控除（インデックスゼーション・アローワンス）できることとされている。日英両国において課税手法は異なるものの、建物価値の変動額を損金化できる税法となっており、謂わば、日本における減価償却累計額が英国のインデックスゼーション・アローワンスに相当するものと解することができる。現行の我が国のタックスヘイブン税制に照らすと、英国において建物売却を実行する年度には、インデックスゼーション・アローワンスの結果、租税負担割合が20%以下となることが想定され、この場合、我が国の所得との合算が必要となる。タックスヘイブン税制の本来の趣旨はケイマン等の軽税率国での租税回避を防ぐための制度であり、国際的に信頼される税制度を有する英国が合算税制の対象になることは制度趣旨と矛盾していると思われる。

- ・ 多数の子会社株式を保有している会社にとって、個別に租税負担割合の計算を行うことは事務作業が膨大となり負担となっているため、租税負担割合計算におけるホワイトリスト方式の導入を要望する。
- ・ 海外子会社全社の実効税率を毎年確認する必要があり、事務負担が甚大。各国間で税率の引下げ競争もあり、今後更に対象の拡大も想定されることから、対象国の明確化を強く要請する。

3) 外国子会社判定に係る租税負担計算の見直し（その他）

【理由】

- ・ 多国籍企業群を買収する場合、適正な資本関係の構築、買収後のシナジー効果、ガバナンス強化等の観点から、買収後さらに組織再編等を実施することが多い。資本階層の整理には株式の現物分配の利用が考えら

れるが、現物分配により現地法令上、意図せぬ非課税所得が生じることにより、タックスヘイブン税制の対象となることが懸念されることから再編を断念し、買収の目的を十分に達成できないケースがある。

また、海外子会社配当の益金不算入制度の導入以前においては、海外での稼得利益を海外において再投資に活用する目的で海外に中間持株会社を設立している事例が多い。このような間接投資を現物分配により本邦からの直接投資に切り替え、資本構成を整理したいとの要請があるが、上記同様、タックスヘイブン税制の対象となる虞があることから再編を断念せざるを得ないケースがある。

完全支配関係を有する特定外国子会社から内国法人への現物分配であれば、本邦の課税権が及ぶ範囲に変化はないことから、タックスヘイブン課税の対象とならないよう、租税負担割合の計算及び本邦法令に基づく合算所得の計算の規定について手当頂きたい。

- ・ 多国籍企業群を買収する場合における資本階層の整理には株式の現物分配の利用が考えられるが、本店所在地国の法令では現物分配により生じる株式譲渡益が非課税となり、タックスヘイブン対策税制の合算課税の対象となる場合には、その実行を阻害する要因となることから、現物分配により生じる現地法令上非課税となる譲渡益を非課税所得の範囲から除外することとし、非経常取引により租税負担割合が一時的に下がらないよう手当てされることを要望する。
- ・ 特定外国子会社等の所得を内国法人の所得と見做して課税する制度であるので、課税主体は内国法人である。よって、当該所得に課された税であれば特定外国子会社等に対して課された税とそれ以外の税を区分するのではなく、実質的に当該所得に対して課されているすべての税により租税負担割合を判定すべきである。
- ・ 連結納税制度を採用している場合の租税負担割合の計算方法が明確化されていないため、外国子会社が連結納税制度を採用している場合における、租税負担割合計算方法の明確化を要望する。

4) 外国関係会社の判定に係る株式保有割合の緩和

【理由】

- ・ グループの持株割合が10%しかない状態では、出資先法人の経営に対する影響力は乏しく、当該出資先法人に配当を実行させることは困難である。加えて、10%程度の少数株主にとっては財務諸表の入手が困難な場合もあるので適用法人となる保有割合を20%以上に緩和していただきたい。
- ・ 物流統括会社の場合、統括業務の機能が重要視され、資本関係は必ずしも必要はないと考えられるため、被統括会社の株式の一定割合を統括会社が保有する要件の緩和を要望する。
- ・ 外国関係会社の判定は、内国法人等により50%超の株式保有がなされているか否かで行われるが、例えば、内国法人の出資比率が50%以下であっても、残りを出資する外国法人が上場会社で、その株主に内国法人及び居住者が含まれると、間接的に出資比率が50%超となる場合がある。しかしながら、第3者である他パートナーの小規模な出資関係者を把握することは実務的に困難であるとともに、現行判定方法は支配関係の実態にそぐわない。
- ・ 課税対象金額の計算において控除される特定外国子会社の子会社からの配当に関して、内国法人の課税所得の計算と同様に租税条約による子会社要件の緩和の適用が出来ることを要望する。
- ・ 特定外国子会社等に該当するか否かを含め、判定、所得の計算には多くの情報を適時に収集する必要があるが、会計上の持分法が適用される会社に関しては、一定の情報を収集する素地があるものの、それ以下の保有割合の会社に関しては、十分な対応ができない場合やタックスヘイブン対策税制のためだけに多大な労力、追加のコストをかけて情報を収集する必要が有る場合がある。

タックスヘイブン対策税制の適用される内国法人の保有割合をも会計上の持分法と同じ20%以上に変更して頂きたい。

- ・ 外国関係会社の判定を行う場合において、外国子法人の株式を有する外国親法人が上場している場合の取扱いを整理することを要望する。

外国子法人の株式を内国親法人と外国親法人が50%ずつ保有している場合において、その外国親法人が上場しているときは、その株主に居住者、内国法人及び特殊関係非居住者が一人でもいれば、外国子法人は外国関係会社に該当することとなる。しかし、その上場している外国親法人の株主を一人一人確認することは実務上困難であり、その作業には相当な事務負担を伴うことが見込まれる。

また、たとえ外国親法人の株主に一人の居住者がいることが判明し、居住者、内国法人及び特殊関係非居

住者による持株割合が50%を多少超えたとしても、上場会社の株主が、上場会社を通じて外国子法人をコントロールする可能性は極めて低いと思われる。

そこで、たとえば外国親法人がいる場合に、その法人が上場しているときは、外国親法人の株式を50%以上有している株主のみの情報を入力し、居住者、内国法人及び特殊関係非居住者に該当するか否かを検討することとしたらどうか。

5) 適用除外基準の明確化・緩和

【理由】

- ・ 関連者取引基準は、特定外国子会社等が事業実体があるのかどうかを客観的な指標で判定する趣旨で導入されたものと理解している。外国子会社が、一定の従業員を有し、事業の用に供するための事務所・固定資産等を保有し、本店所在地で経営の意思決定を行っているなどの会社としての実体がある場合、関連者取引基準でテストを行う必要があるのか疑問である。そのため関連者取引基準の撤廃をお願いしたい。
- ・ 清算プロセスの間は、適用除外要件を満たすことは出来ず合算課税の対象になる場合がある。国によっては清算プロセスが長期に及ぶ場合があるが、それは租税回避を目的としているのではない。清算プロセス中の法人に関しては除外するように手当てをして欲しい。
- ・ 事業活動の多様化により、主たる事業の判定が複雑化しているため、判定基準をより明確にして頂きたい。
- ・ 銀行は海外業務を補完するため、諸外国に商業銀行子会社のほか、「貸金業」の子会社も保有しているが、預金受入を行うか否かを除いては業務に特段の違いはないことから、「貸金業」の場合も、商業銀行子会社の場合と同様に、実体基準、管理支配基準および非関連者基準を満たす場合には、外国子会社合算税制の適用除外とすることを要望する。
- ・ サービス業を営む法人が所在地国基準を満たすかどうかは、その役務の提供地（役務を提供する者の所在地）で判定するものと考えられるが、役務の提供を受ける者の所在地により判定すべきとする意見もあることから、明確化を望む。

6) 特定外国子会社の繰越欠損金の考慮

【理由】

- ・ 海外事業については、市場調査や市場開拓等の事前活動から着手し、中長期的な営業戦略を経た後に利益を獲得できるものであるにも関わらず、それまでの事前活動での欠損に対する配慮が無く、ようやく利益を獲たところで課税されるため、国内課税（繰越欠損金）との公平性が保たれないことから、特定外国子会社での欠損についての措置を要望する。
- ・ 繰越欠損金の利用を特定外国子会社等に該当する年度の欠損金に限定する理由が無いと思われる。
外国関係会社に該当していた年度の欠損金の使用、もしくは内国法人が各事業年度末時点で保有していた割合に応じて属性に関係なく欠損金の繰越が認められることを要望する。
- ・ 特定外国子会社等を清算するにあたり保有資産の処分が、清算に先行することがある。全体で見たとときには資産の処分益以上の清算関連費用が生じているにもかかわらず、資産の処分年度では合算課税され、清算年度で生じた欠損は切り捨てとなる。また、合計では費用過大の場合、利益処分もされないことから特定課税対象金額も切り捨てとなり、過度な課税と考えられることから、特定課税対象金額の範囲内で、清算事業年度に欠損金の損金算入を要望する。

7) 買収により取得した海外子会社の取り扱い

【理由】

- ・ 買収等により日本国の特定外国子会社に該当する事となった法人については、買収後3年間は組織再編を行うための猶予期間として適用除外措置を認めるルールを導入すべきである。
今後、日本企業による外国企業グループの買収が従来以上に増大することが見込まれるが、当該買収は租税回避を意図したものでないことから、ビジネス遂行目的での被買収外国企業グループの組織再編を円滑に行うためにも、一定期間猶予期間を設けることを要望する。
- ・ 現行のタックスヘイブン税制は株式取得後において即時適用されることから、株式取得以前に税制適用有

無を確認する必要がある、株式取得時における会社負担が非常に大きい。また、株式取得以前に税制適用有無の判断に必要な情報を取得することは困難性が高い。例えば、英国では株式取得時の適用猶予規定（1年猶予）が設けられているが、本邦法令においても同様に適用猶予期間を定めることを要望する。

- ・ 海外でのM&Aを促進するために英国で導入されている外国子会社合算税制の緩和措置の導入

①買収した海外子会社については、買収した年度の決算期では子会社合算税制の対象から免除

買収後に外国子会社合算税制の対象となる会社が含まれていることがある。このような事態は予測が不可能であり、合算課税が発生する場合には買収価値を毀損することになる。海外の企業を買収した場合には、日本法人の買収初年度の申告からは同制度を適用しないことを法律で規定願いたい。

②買収後に実施した事業／組織再編では外国子会社合算税制において課税を繰り延べる

海外企業グループ買収後に事業統合や組織再編を実施していくことになるが、これらの組織再編等を実施することにより、租税回避を意図していないにも関わらず、課税が生じることとなる。買収後のシナジー効果を最大化するためには組織再編等を迅速に実施することが日本企業の国際競争力強化のためには不可欠であり、特定外国子会社等の再編・整理が完了するまで一定期間（例えば買収後1年間：英国では現行2年を3年に延長予定）は特定外国子会社等の範囲から除外することを法律で規定願いたい。

- ・ 外国多国籍企業群を買収した後我が国企業が当該多国籍企業群を整理するために必要な期間として3年間グループ内組織再編から生じるキャピタルゲインに関し合算課税を免除する猶予期間を認める改正を要望する。

我が国企業による外国多国籍企業群の買収が増加しており、買収後のグループ内組織再編により非課税所得（キャピタルゲイン）が発生し思わぬ合算課税を強いられる事態が生じ、買収後のシナジー効果を上げることが困難なケースもある。

8) 適用対象金額の算定

【理由】

- ・ 現状では、法人税法第62条の5第3項から第6項までが本邦法令による適用対象金額計算から除かれているため、特定外国子会社が現物分配を行った場合、それが本邦における適格現物分配に該当するようなものであっても、含み益が適用対象金額に含まれてしまいます。日本でも課税されない適格現物分配に該当する現物分配については、適用対象金額から除いて頂きたい。

- ・ 軽課税国での投機的な所得を合算する趣旨であれば、取引を円滑に行うために長期保有しているような10年以上継続保有している株式や上場前から保有している株式は、保有目的が異なると考えられることから合算対象外とすることを要望する。

- ・ 外税控除額を算定する際、特定外国子会社等に課された外国税額に、調整適用対象金額に占める内国法人の課税対象金額に占める割合を乗じて算出されるが、調整適用対象金額に措置令39の15①四及び③の配当の額が加算されてしまうと、当該割合が小さくなってしまう。

当該配当が現地非課税扱いの場合、特定外国子会社等に課された外国税額の課税対象は当該配当以外であり、内国法人の課税対象である適用対象金額と近似するにも拘らず、現行の計算方法では外国税額控除額は過少に計算されてしまうため、改正を要望する。

- ・ 特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額のうち、特定外国子会社等の課税対象金額に対応するものが外国税額控除の対象となっているが、課税対象金額に対して課される外国法人税の範囲を、対象法人に対して課された税に限定せず、以下の株主課税を含む実質的に当該所得に課されているすべての税とすること

①剰余金の配当に課される源泉税、中間会社での課税

②パス・スルー課税により、対象法人の親法人で課される税

③CFC課税により、対象法人の親法人で課される税

特定外国子会社等の所得を内国法人の所得と見做して課税する制度であるので、課税主体は内国法人である。よって、当該所得に課された税であれば特定外国子会社等に対して課された税とそれ以外の税を区分するのではなく、実質的に当該所得に対して課されているすべての税が外国税額控除の対象とすべきである。

- ・ 資産性所得の部分適用対象金額の算定において、株式保有割合10%未満の株式等に該当するかの判定は、

株式を保有する特定外国子会社単位では無く、グループ全体を合計した持分割合で行うことを要望する。

グローバル企業のグループ経営の実態に鑑み、資産性所得の判定に関してもグループ全体の持分割合を基準にして頂きたい。

- ・ 基準所得金額の計算において本邦法令方式を選択し、完全支配関係（※）が内国法人と特定外国子会社等との間である場合には、平成22年度税制改正により可能とした適格現物分配と同様の関係にあることを鑑み、特定外国子会社等が保有する株式を簿価で内国法人に移転させ、現地法令上非課税となる株式譲渡益は課税の繰延として、租税負担割合の計算上の非課税所得に含めないこととするか、基準所得金額の範囲から除外することを要望する。

※被現物分配法人である内国法人と現物分配法人である特定外国子会社等との間に法人税法2条十二の七の六で定める「当事者間の完全支配の関係」もしくは「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」と同様の関係がある場合

- ・ 本店所在地国の法令上、一定の取引（オフショア取引に関連する取引等）に係る収益も費用も非課税として取り扱われる場合があるが、その対象範囲は国や制度により異なっており、一連の取引とみることが出来ない広範な取引が非課税対象となることがあるが、非課税となる所得だけが加算され内国法人の課税の対象となるのは過大な課税と言える。非課税となる損失も減算調整することを明確にすることを要望する。

9) 資料添付要件の緩和及び廃止

特定外国子会社等が適用除外要件を満たす場合に、適用除外の適用を受けるには、「確定申告書にこれらの規定の適用がある旨を記載した書面を添付」することが必須の要件となっているが、当該要件を廃止していただきたい。

【理由】

- ・ 合算課税の適用除外の取り扱いを受けるためには、別表17（二）等を確定申告期限までに整備する必要があるが、国際的に事業を展開している企業にとっては、対象となる会社が相当数にのぼり、確定申告期限までに対象会社ごとの別表17（二）・17（三の二）等を整備することは、著しく大きな事務負担となっている。

よって、当該確定申告書への添付要件を廃止していただきたい。

- ・ 複数の特定外国子会社等を保有する場合、添付要件となっている資料が膨大となり、事務負担が多いため、保存要件に変更して頂きたい。

また、特定外国子会社等の保有割合10%以上の各株主にタックスヘイブン対策税制に基づく申告義務が課されているが、主たる株主の対応が十分でない場合、保有割合が小さい内国法人は、法令の要件を充足できず、本来選択できる法令の選択が限定されてしまう場合がある。（例：本店所在地国の法令に基づき基準所得を計算したくても適時に本店所在地国の法令に基づく所得の計算結果を入手できない、届出に必要な情報が適時、適切に入手できない、納付を証明する書類が入手できず外税控除が適用できない等）

よって、当該要件を内国法人の中で保有割合が最大の株主に限定する、もしくは当該株主に他の株主への情報提供義務を課して頂きたい。

10) 二重課税調整規定の拡充

【理由】

- ・ 外国子会社合算税制によって合算された所得から配当があった場合、過去10年間に発生した特定課税対象金額の5%については、益金不算入（外国子会社配当益金不算入と併せ、100%の益金不算入）とすることができるが、二重課税を排除する観点から、この期間を廃止する措置が求められる。
- ・ 措法66の8の規定は、当期及び過去10年間に合算課税された所得からの配当の二重課税を排除するための規定であるが、合算課税前の所得から配当をする場合（たとえば、進行期の所得を原資に期中配当を支払う場合）には適用されない。

平成21年度税制改正前においては、このような配当を「特定剰余金配当等」と定め、この配当に係る二重課税の調整規定が設けられていたが、平成21年度税制改正後にはこのような措置が講じられていない。

特定外国子会社等が合算課税前の所得から配当をする場合にも二重課税が生じないよう、規定の整備が望まれる。

11) 定義の明確化

【理由】

- ・ LLC、LLPなど、会社以外の形態についても、本税制の対象となるのか明確化して欲しい。

(4) 外国子会社配当益金不算入

1) 益金不算入割合の引き上げ（全額）

【理由】

- ・ 本邦所得に加算すべきとされている5%分の根拠は不明瞭である。平成22年度税制改正にて、100%子会社からの受取配当金は全額益金不算入となっており、同様に海外100%子会社からの受取配当金に対しては全額を非課税とすることを要望する。
- ・ 現行、外国子会社からの配当に対して95%非課税措置が採られているが、残りの5%は課税されることとなり、国内外で配当の取扱いが異なる。海外で確保した利益を国内に還流させ、新たな投資と雇用につなげていくためにも、100%完全支配関係にある外国子会社からの配当等については、国内同様、その配当等の全額を益金不算入とすることを要望する。
- ・ 受取配当に対して関連する経費の発生はほとんどないことから、経費を5%とみなすことは過大であるため、二重課税の完全な排除および国内への資金還流促進のため、現状95%の益金不算入を100%としていただきたい。
- ・ 日本国内への更なる資金還流を促進するため、5%の制限を撤廃して、全額を益金不算入にして頂きたい。
- ・ 二重課税の完全な排除の観点から、全額益金不算入とすることを要望します。
- ・ 国内への資金還流の立法主旨の徹底ため、現状95%益金不参入を100%にすることを要望する。
- ・ 外国子会社益金不算入割合を現行95%から100%に拡充することを要望する。わが国の最重要な政策課題である成長力強化のためには、企業の自由な国際展開のための国際的な二重課税排除が必要不可欠であり、海外の経済成長をうまく取り込み、国外源泉資金を国内へ還流させるためにも、平成21年度導入された外国子会社益金不算入制度のさらなる拡充が必要。
- ・ 外国子会社からの配当益金不算入制度を企業が活用しやすくし、国内への資金還流を活発化するために、その障害となっている5%の費用相当額について制度の対象外とする規定を撤廃して欲しい。
- ・ 外国子会社の配当益金不算入制度は海外子会社に留保されている利益を日本に還流させるための制度だが、日本への資金還流を一層促進するために全額非課税を要望したい。

2) 出資比率要件の引き下げ又は廃止

【理由】

- ・ 平成21年度税制改正において外国子会社配当益金不算入制度が導入されたところであるが、海外子会社利益の国内還流をより促進するとの観点からも、出資比率要件を「25%以上」から「10%以上」に引き下げていただきたい。
- ・ 出資比率要件が現行25%であるが、タイなど外国人投資家の保有割合が25%に制限されている場合には、その要件を満たすことが困難である。国内への資金還流促進のため、出資比率要件を15%に引き下げていただきたい。
- ・ 資源の乏しいわが国にとって、国外での資源の安定的な供給先の確保は極めて重要であり、天然資源確保のための投資は必要不可欠なものである。一方、天然資源の権益を取得する為の投資金額は巨額であり、持分あるいは権益の25%以上を取得することは困難を伴う。

本邦への安定した資源供給の観点から、特定資源（天然ガス・石油等）に対する海外投資については持分保有要件を廃止し、外国子会社配当益金不算入制度の対象とすることを要望する。

3) 名義株に係る外国子会社配当益金不算入制度の適用

【理由】

- ・ 名義株の取扱いは、税務上、実質主義に基づいてその真実の株主を株主として取り扱うこととされており、内国法人受取配当益金不算入に係る通達（法基通3-1-1）や完全支配関係法人及び支配関係法人の判定（法基通1-3の2-1）、同族会社の判定（法基通1-3-2）、タックス・ハイブزن税制における外国関係会社の判定（措基通66の6-2（注））等で明らかにされている。

外国子会社配当益金不算入制度における外国子会社の判定に際しても、名義株は実際の権利者を株主とする取扱いを通達として明文化することが望まれる。

(5) 租税条約

1) 二国間租税条約の新規締結・改正の推進

【理由】

- ・ 投資・経済交流の促進の観点から、投資先国における投資所得（配当・利子・使用料）に係る源泉地国課税の軽減又は免除を盛り込んだ租税条約の見直しを期待する。
特に、親子間配当に係る源泉税の免除を備えた租税条約の改定、また、技術交流促進の観点から、使用料（インド及びパキスタンの「技術上の役務に対する料金」を含む）に係る源泉税の免除についての改定を要望する。
- ・ 二国間租税条約に親子間配当に係る源泉税徴収を免除する項目を入れ「外国子会社配当益金不算入制度」の本来目的である日本への資金還流と再投資を促進してほしい。特に多くの日系企業が進出しているドイツ、中国、台湾を最優先に、企業の競争力強化に繋げてもらいたい。
- ・ 現在、わが国の租税条約ネットワークは64ヶ国・地域（平成24年4月）を数えるが、100ヶ国以上に及んでいるイギリス、フランス等に比べるとなお後れをとっていると言わざるを得ない。租税条約は国際的な事業活動のインフラであり、近年の経済活動のグローバル化に伴う移転価格税制適用による国際的二重課税の解消を図る重要な手段である相互協議も租税条約の存在が前提となるため、未締結国との締結促進が急務であることから未締結国との締結を促進することを要望する。
- ・ 租税条約の各条項で規定されている持分保有割合について、連結納税を採用している場合には、連結納税グループ全体での持分保有割合を基準に判定できる旨を規定することを要望する。
- ・ 外国子会社配当益金不算入制度の対象となる外国子会社等は、持株比率25%以上とされているが、日米、日豪、日伯、日蘭、日カザフスタン（いずれも10%）、日仏（15%）租税条約においては持株比率要件が緩和されている。新規締結及び既存の条約の改定に際しては当該持株割合の引下げを促進することを要望する。
- ・ 租税条約は、国際的二重課税の解消や投資・経済交流の促進を図るための重要な手段であるため、未締結国との租税条約締結を推進していただきたい。特に、資源確保という観点では、チリ、ペルー、ポリビアなどの南米地域諸国や、ソロモン諸島、アフリカ地域諸国との条約締結に向けた取り組みをお願いしたい。

2) 配当に係る源泉所得税の引き下げ、減免規定を定める租税条約の締結促進

【理由】

- ・ 現行では、日本への配当に際して現地国で源泉税が課されるため、例えば源泉税率が高いドイツ（源泉税率15%）のように日本への資金還流が事実上困難な国も存在しており、資金還流を促進するため日米、日英と同様のゼロ税率を要望する。
- ・ 持株割合50%以上の子会社からの配当にかかる源泉税を免税とする等、各国との租税条約を新日米租税条約に準じて改正する。配当益金不算入制度のメリットを十分に享受するには、受取配当にかかる源泉所得税率の引き下げが必要である。
- ・ 外国子会社の配当益金不算入の創設をうけて、各国との租税条約による源泉税率などにより、その影響額が大きく異なる。
そのため、更なる租税条約の締結による、源泉税率の引き下げを要望する。
- ・ 既存の条約についても、更なる投資交流の活発化に向けて、配当等に係わる源泉税課税の撤廃ないしは大

幅軽減を盛り込んだ日米や日蘭租税条約をモデルとして改定を図るべきである。また、外国子会社配当益金不算入制度創設に伴い益金不算入となる配当に係わる源泉税が損金不算入となったことにより、配当に係わる源泉税率が高い国からの配当還流が阻害されることが懸念されるため、この面からも源泉税を撤廃する方向で租税条約の締結及び改定を促進することを要望する。

3) OECDモデルに準拠した租税条約の充実等

【理由】

- ・ 昨今のグローバル化の流れの中、国際取引が増加傾向にあるが、国ごとに異なる課税システムを有していることがグローバル投資の障壁となっている。

この現状を踏まえ、グローバル化推進の観点から、国際的二重課税の調整と国際的租税回避の防止を条約上規定するため、OECDモデルに準拠した租税条約の充実、制度の統一等の見直しが必要と考える。

4) 租税条約における恒久的施設の取扱い等

【理由】

- ・ 国外企業による本邦への情報通信設備の投資促進には、課税条件の国際的なイコールフットイングの確保が必要である。国際的な基準として広く認知されているOECDモデル条約コメントリーでは、情報通信設備（主にサーバ）の取扱いが示され、PE範囲が明確化されている。国際競争力の強化に向けた納税環境整備として、情報通信設備の取扱いについて、OECDモデル条約コメントリーに準拠した規定を法人税法基本通達等で定めることを要望する。

- ・ 非居住者又は外国法人が所有又は貸借する国内に設置されたサーバ等機器に、有価証券等の売買注文を行うためのプログラムを設定し自動的に発注を行う場合には、当該サーバ等機器を恒久的施設（Permanent Establishment）としないことを要望する。

欧米を中心とした外国投資家においては、情報通信技術の向上とアルゴリズム取引等の取引手法の高度化に伴い、投資評価・投資判断に係る取引プログラムの作成や各種パラメータの設定は自国で行い、投資先となる他国の市場では当該取引プログラム等を実装したサーバ等機器のみを設置し、当該取引プログラムに基づく自動発注により高速取引を行う取引形態が増加しています。

このような取引形態の執行成果は、各外国投資家の利用するサーバ等機器及び実装するプログラムやパラメータ等のテクノロジーやノウハウの優劣に依存するため、かかる外国投資家の間では、それらの情報を第三者に秘匿するニーズが非常に高いです。そのため、外国投資家の間では、第三者（例えば取引所等に注文を取り次ぐ証券会社）ではなく、外国投資家自らが、最適なサーバ等機器を投資先の国内に所有又は賃借したうえで当該機器に自身のプログラム等を実装して取引を行うニーズが非常に高く、それは日本においても例外ではありません。

その場合に外国投資家において懸念されるのが、投資先国において当該サーバ等機器が恒久的施設と扱われ、投資先国と本国とで二重課税される等の課税上のリスクですが、主要海外市場では、外国投資家が国内に設置したサーバ等機器が恒久的施設に該当しない旨の税制面での対応がなされており、これを受けて、外国投資家はこれらの主要海外市場に本格的な投資を行い、市場の流動性向上に寄与しているのみならず、新たな金融サービスやデータセンター事業等のITサービスの拡大につながっています。

一方で、我が国では、現在の税制の下では、外国投資家が国内でサーバ等機器を所有又は賃借した場合の取扱いは必ずしも明確でなく、上述のような課税上のリスクが存在するため、日本市場への本格的投資を躊躇し、対内投資の促進が図られない状況となっています。

そこで、税制面の対応を行うことにより、外国投資家が取引しやすい環境を整備し、海外からの本格的な投資を呼び込むとともに、新たな金融・ITサービスの拡大等を促すことで、我が国金融証券市場が、アジアの一大金融センターとして国際的競争力の強化を図ることが必要と考えます。この点は、総合的な取引所の検討において示された税制に関する論点と同じであり、ひいては新成長戦略の政策推進方針としての対内投資の促進やアジア拠点化の趣旨・方向性に合致するものと考えます。

(参考) 総合的な取引所検討チーム中間整理 (平成22年12月22日) (抄)

論点4: 税制について

総合的な取引所に魅力あるものとするためには、…外国法人が高速な取引のため国内に設置するサーバーに関する税制についても、その適正化を図ることが重要。

なお、平成24年度税制改正大綱においては、いわゆる「総合主義」から「帰属主義」への転換が検討事項とされていますが、これもあくまでも外国投資家が国内に恒久的施設を有することが前提であるため、なお各種の課税リスクやコストの問題 (恒久的施設に帰属すべき所得の算定の困難性、地方税の負担、納税管理人選任等の事務負担等) は解消されず、上記の政策目的を達成することはできません。

5) OECD非加盟国との租税条約における使用料条項の見直し

【理由】

- ・ OECD加盟国と締結している租税条約の殆どにおいて、使用料の範囲に「産業上、商業上もしくは学術上の設備の使用料」は含まない事とされているが、インド等いくつかの非加盟国との条約では使用料の範囲に含まれることとされ、使用料にかかる条約適用範囲が統一されていないことから、一定の国とのビジネス促進を阻害する可能性がある。

外国税額控除制度を活用しても二重課税を完全に排除することは困難であることから、OECD加盟国との条約に準拠することによる適用範囲の差異解消を図るため、使用料規定に「産業上、商業上もしくは学術上の設備の使用料」が含まれる一部OECD非加盟国との条約について、当該規定の削除を要望する。

6) 貸付利子に係る源泉所得税の免除

【理由】

- ・ アジア諸国 (特にシンガポール、韓国、タイ、インドネシア、マレーシア等) との租税条約改正により、日本とアジア諸国間における相互の貸付金の利子に対する源泉税を免除する。

「円の国際化」において、貸付金の利子に対する源泉税免除は、日本への投資資金流入だけではなく、対外投資の活性化に寄与するため、既に日本と米・英・豪等との間では租税条約改正により、源泉税免除を行っている。アジア地域での円投資促進のため、アジア諸国との租税条約改正による源泉税の免除を要望する。

7) 譲渡所得に対する源泉地国課税の範囲の限定・明確化

【理由】

- ・ 新規締結及び既存の条約の改定に際しては、譲渡所得について源泉地国課税が及ぶものの範囲を限定すると共にその範囲について予見可能性を高めることが重要であることから、当該取り決めに推進することを要望する。

8) 対応的調整規定・仲裁規定を備えた租税条約の締結促進

【理由】

- ・ 租税条約が未締結の国、及び租税条約に対応的調整の規定がない国は相互協議の枠組みで二重課税の問題を解決することができない為、未締結国については締結を推進し、対応的調整の規定がない国については、対応的調整規定を追加すべき。
- ・ 企業活動のグローバル化に伴いクロスボーダー取引が増加する中、移転価格課税に係る国際的二重課税リスクも高まっている。当該二重課税が確実に解消されるよう、相互協議が合意に達しなかった場合の仲裁規定が各国との租税条約に反映されることを望む。
- ・ 新規条約の締結、及び既存条約で標記両規定の存在しないものについては改定において、対応的調整の実施規定、仲裁規定を盛り込むことで、課税問題が生じた際に解決できる枠組みを整備していただきたい。

9) 国内源泉所得の租税条約による読み替え規定の見直し

【理由】

- ・ 租税条約で債務者主義が採用され、かつ、使用料の規定に設備が含まれている場合、非PEの駐在員事務所で賃借されている車・コピー機等の使用料に源泉徴収義務が生じる。これらは、契約も送金も現地にて完結しているため、業者からの日本国の税負担の理解が得られず、納税義務者側の負担にならざるを得ない。源泉徴収を強行するとすれば、現地での設備の賃借もできず、現地での事務遂行に著しい支障をきたすことになる。このように、源泉徴収義務者が納税負担を事実上予定されているような仕組みは源泉徴収制度の趣旨から完全に外されているものであり、制度上の手当がぜひとも必要である。

10) 租税条約届出書提出義務の見直し（撤廃・期限の延長・緩和）

【理由】

- ・ 租税条約は国と国が交わしている条約において税額の優遇を受けることが確定しているにもかかわらず、届出書の提出を定めている現状は、納税者に書類作成等の過度な稼働をかけるものであることから、届出書の廃止、もしくは手続き簡素化を要望する。
- ・ 租税条約届出書の提出期限につき、現状は支払日の前日となっているが、海外現地からの郵送日数、現地における居住者証明書の入手日数等、事務手続に要する期間を考慮すると、現状の提出期日では対応が非常に困難であるため、提出期日の延長を要望する。
- ・ 使用料等免税国（米、英、仏等）との租税条約につき、特典条項が使用料等以外にも適用されているため、特典条項に関する付表・居住者証明書の提出が義務付けられている。他国との間は、租税条約届出書のみで提出で軽減税率、免税措置の適用が受けられるのに比べて、過大な事務負担が生じているため、この提出義務撤廃を要望する。
- ・ 租税条約の適用を受ける支払につき、「租税条約に関する届出書」の提出要件を緩和すること。具体的には、人的役務提供事業等の対価の支払に関し租税条約上本邦にて課税されない場合の提出義務の撤廃、並びに特定国において提出が義務付けられている「特典条項に関する付表」の有効期限の撤廃を行うこと。
- ・ 租税条約の適用にあたり、届出手続の簡素化を行う。差当たり、手続が必要な所得を源泉徴収が必要な投資所得に限定し、同一の相手方に対する同一の所得は年に一度等定期に所得支払の実績を申請すれば足りることとする等制度の整備を行う。現行の複雑かつ煩瑣な手続は、国際的商取引の迅速性、確実性を阻害するものであり、また、企業の実務遂行にも大きな負担となっている。

Ⅱ 所得 税

1 所得税法

(1) 所得税制度全般

1) 課税単位の見直し

【理 由】

- ・ 所得税については、現行、個人ベースでの課税が行われている。社会保障と税の一体改革が推進されることに伴い、今後さらに「高額所得」及び「低額所得」の概念が重要になると考えられるが、個人ベースで所得の多寡が判断されることで、世帯ベースでの所得をみたときと比し、税負担や児童手当、社会保障等に不利な状況が生じる場合もあると思われる。したがって、たとえばアメリカのように、納税者の選択により個人申告と夫婦合算申告を選択できるようにするのも一案ではないかと考える。

2) 最高税率の引き上げ

【理 由】

- ・ 社会保障と税の一体改革当初案の実行として、現状所得税の6段階最高税率40%を7段階再構成率55%に増税を要望する。

(2) 給与所得関係

日本版ESOPの受益者が、当該日本版ESOPに係る分配により従たる給与の支払者から支払を受ける従たる給与所得について、同一企業グループに属する主たる給与の支払者において主たる給与所得と年末調整を行うことを認め、確定申告を不要とする措置を講じること

【理 由】

- ・ 日本版ESOPは、従業員持株会を通じた福利厚生制度の選択肢として普及し始めた制度であり、従業員へのインセンティブプランとしての活用も期待されるものです。上場会社が信託を設定し、信託が終了したときに上場会社のグループ企業の従業員に分配がなされます。この分配金は、税務上上場会社から支払われる給与所得と考えられます。

会社（B）（同社の親会社（A）は上場会社）の従業員がESOPの分配金を受けた場合、当該従業員はB（主たる給与等の支払者）から通常支払われる給与等に加えてA（従たる給与等の支払者）からも給与等の支払いを受けることとなります。Aからの分配金が20万円を超える場合には、当該従業員は確定申告を行う必要があります。しかし、同一企業グループ内で支払われる給与であり、AからBに分配金の支払等の情報を集約することで、年末調整を行うことが可能であるケースが想定されるため、確定申告をせずに納税関係が終了できる制度が措置されるべきです。

通常はBのみから給与等の支払いを受け、確定申告を要さない従業員に対して確定申告義務が発生する可能性があることが、上場会社にとってESOPの導入の障壁とされるケースがあり、本要望はかかる障壁を除去し、ESOPの普及促進に資するものと考えます。

(3) 所得控除

1) 生命保険料控除制度の安定的運営、制度拡充の検討

【理 由】

- ・ 生命保険は、公的保障とともに国民の生活保障を支える私的保障の中核的役割を担っています。この私的保障についての準備を幅広く支援・促進する制度として、これまでの生命保険料控除・個人年金保険料控除に介護医療保険料控除を加えた、新たな生命保険料控除制度の適用が、平成24年1月から開始されています。生命保険料控除制度は、公的保障を補完する私的保障の役割が重要性を増す中、遺族保障・老後保障・介

護医療保障といった、国民自らが必要とする多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する制度であり、同制度を国民が安心して生命保険に加入・継続できるよう安定的に運営することを要望します。

また、国民の自助努力を支援するため、社会保障制度改革の動向などを踏まえて、今後の制度拡充についても検討することを望みます。

①社会保障制度改革における自助努力の重要性と自助努力支援の必要性

近年、わが国では人口減少と少子高齢化の同時進行という大きな変化が生じています。2050年には国民の4割が高齢者となり、高齢者1人を1.2人の現役世代が支える社会が到来することが見込まれ、一般歳出に占める社会保障関係費の増大が懸念されます。また、国および地方の長期債務残高は、平成25年度末にはGDP比で約200%に達する見通しです。このような現状を踏まえ、現役世代や将来世代にとって持続可能な社会保障制度の構築に向けた、国民負担や社会保障給付のあり方の見直しが喫緊の課題とされています。

平成24年8月に成立した社会保障制度改革推進法においては、社会保障制度改革の基本的な考え方として「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと」と規定されました。これは、少子高齢化の急速な進展や厳しい国・地方財政等を踏まえ、国民一人ひとりの自助努力が重要であること、つまり、「公私二本柱の生活保障」という理念のもと、公的保障と私的保障が補完し合って、国民の生活保障を支えていく体制を構築することの重要性を示すものと考えられます。多様化する国民の生活保障ニーズに応じて、加入者間の「相互扶助」の原理により保障を提供する生命保険に期待される役割は、社会保障制度改革を通じて、今後ますます高まっていくと考えられますので、これまで以上に、自助努力支援のための生命保険料控除が恒久的な制度として安定的に運営されることが不可欠となります。

また、同法は「社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること」とも規定しています。国民にとっては、社会保障給付の見直し分を補完すべく、より一層の自助努力による私的保障準備が必要となる一方で、平成26年以降に予定される段階的な消費税増税に加え、将来的に給付に係る租税負担や社会保険料負担が大幅に増加しないまでも減少は困難となれば、国民一人ひとりが必要な私的保障準備を行うことを促すために、自助努力支援のための生命保険料控除制度の拡充も、検討することが必要となります。

②多様化する生活保障ニーズに対応した自助努力支援制度の重要性

国民が必要とする保障の種類は一人ひとり異なり、年齢や家族構成とともに変化していきます。例えば、男性の場合、20～40歳代は「遺族保障」、50～60歳代は「老後保障」を必要とする一方で、女性の場合、20～40歳代は「医療保障」、50～60歳代は「医療保障」および「老後保障」を必要とし、ライフステージの変化により必要とする保障も変化していきます。こうした国民の多様な生活保障ニーズを踏まえ、平成24年1月に新たな生命保険料控除制度の適用が開始されました。

生命保険については、「遺族保障」として年間約3兆円（平成23年度）の死亡保険金が支払われ、公的保障（遺族年金）を補完していますが、一昨年発生した東日本大震災によって、生命保険が果たすべき社会的使命の重要性、特に遺族の生活保障や生活再建における死亡保険金の重要性が国民全体に強く再認識されました。その他、公的保障（老齢年金）の支給開始年齢引き上げ等に伴う老後生活に対する不安への準備としての「老後保障」、近年保障ニーズが高まりつつある「介護医療保障」を含め、これらが全体として国民一人ひとりの生活保障として機能しています。

また、生活保障に対する国民の意識は、遺族・老後・医療・介護の全てにおいて約6～8割の人が「公的保障のみでは準備が十分でない」と考えていることに加え、私的保障に公的保障および企業保障を合わせた経済的準備に対しても、約6～7割の人が「充足感がない」と考えており、私的保障のより一層の充実が必要とされています。

一方で、生命保険の世帯加入率は長期的に低下傾向にあり、特に世帯主が30歳未満の若年層においては、

加入率が急速かつ大幅に低下しています。現在の若年層における私的保障の準備不足は、今後、国民全体の私的保障の準備不足へと波及することが懸念されるところです。

「公私二本柱の生活保障」の理念に基づき、公的保障を基盤とし、個々の重視するニーズに応じて私的保障を選択的に準備することで、より有効かつ効率的に、国・地方の財政負担を軽減しつつ、多様な生活保障ニーズを充足することが可能です。したがって、国民の自助努力を税制面から支援・促進する制度である生命保険料控除制度は、国民が安心して利用できるよう、引き続き恒久的な制度として安定的に運営されることが不可欠です。

③国・地方両面からの自助努力支援の必要性

生命保険料控除制度は、国税（所得税）と同様に、地方税（個人住民税）においても、地域住民の私的保障充実を支援・促進する制度としての役割を担っています。

今後、少子高齢化の急速な進展により社会保障に係る負担の増大や給付の見直しが見込まれる中、生活安定のための自助努力を促進する観点等から、公的保障を補完する私的保障の役割がますます重要になってくることは、国・地方ともに同様です。「公私二本柱の生活保障」の理念に基づき、地方の福祉サービスと私的保障が互いに補完しあって地域住民の生活保障を支える体制を構築するため、地方税（個人住民税）においても、国税（所得税）と同様に、地域住民の生活保障ニーズの多様化に対応し、様々な私的保障の準備を幅広く支援・促進する制度である生命保険料控除制度を引き続き恒久的な制度として安定的に運営していくことが必要です。

2) 年少扶養控除の復活、もしくは新たな特例措置の導入

【理由】

- ・ 少子高齢化は喫緊の課題であり、子育て支援対策の拡充が急務な状況であるにも係わらず、平成22年度税制改正において年少者扶養控除が廃止となり、子育て支援に係る措置は縮小されている状況にある。我が国の永続的な繁栄のためにも、当該制度の復活、もしくは子育て支援に係る新たな特例措置の創設を要する。

3) 所得税額控除における元本保有期間調整の撤廃

【理由】

- ・ 所得税額控除については、その元本を所有していた期間に対応する部分の金額だけが控除されることになっているが、保有期間に関わらず全額控除する。

所得税額控除は源泉税直接負担者の保有期間についてのみ控除が認められているが、債券等の売買などにおいては利金の経過利息調整が行われるため、全額控除が認められて然るべき。また、その他源泉税においても、売買当事者を通算してみれば源泉税額と控除額は一致しており、課税上の弊害はない。

(4) 源泉所得税

1) 完全支配関係のある子会社から内国法人が受領する配当については、源泉徴収の対象外とする

【理由】

- ・ 完全支配関係のある会社への配当については、平成22年度税制改正により、全額益金不算入となっており、金銭以外による配当を支払う者には、源泉徴収義務が課されていません。一方で、配当金を支払う者には源泉徴収義務が課されているため、一旦、配当金の20%を源泉徴収の上、税務署に納付する必要があります。配当金を受け取る会社においては、所得税額控除により当該源泉税の負担はなくなるものでありますが、納税者に金利負担を強いており、企業組織・再編のあり方を検討する際に影響を与えていることや、納税者の事務負担を考慮すると、源泉徴収不適用とすべきと考えます。
- ・ 非適格現物分配を行う場合、配当に係る源泉徴収が必要であるが、金銭交付を伴わないと、源泉徴収を行うことが困難である。特に、上場株式に係る配当の場合、株主数からして、株主より必要額を別途徴収することも困難である。これがため、子会社株式を親会社株主に分配して、いわゆるスピノフを行うことの障

碍となり、海外との事実上の制度格差が生じている。子会社分離によるグループ再編等を行えるよう、子会社株式を現物分配し、子会社でなくなる場合には、源泉徴収を要しないとする措置を講じていただきたい。

2) 匿名組合契約に基づく利益の分配に係る源泉所得税納付の時期及び課税の範囲に関する規定を整備すること
【理由】

- 匿名組合契約に基づく利益の分配に係る源泉所得税納付の時期及び課税の範囲に関する規定を整備することを要望する。

匿名組合契約の計算期間の途中で余剰資金を組合員に送金することがあるが、その際の源泉徴収税の計算の基となる所得の金額が法令上明確ではない。その計算期間の利益の分配の前払いと考えて、その時点で源泉徴収を行うべきであるという解釈と、計算期間終了後利益の額が確定した時点で源泉徴収を行うべきであるという解釈とが存している。また、源泉徴収の対象となる利益の分配の額を、会計上の額とすべきか、税務上の額（加減算調整考慮後）とすべきか、についても明らかとはされていない。

3) 投資事業有限責任組合における特定外国組合員が、投資事業有限責任組合から生ずる事業所得以外の所得について源泉徴収の適用を受ける場合の適用関係等を明らかにすること

【理由】

- 投資事業有限責任組合における特定外国組合員が、投資事業有限責任組合から生ずる事業所得以外の所得について源泉徴収の適用を受ける場合の適用関係等を明らかにすることを要望する。

平成21年度の税制改正により、特定外国組合員については国内にPEを有しないこととされ、組合事業から生じる所得については法人税及び所得税の申告納税が不要とされた。しかしながら、当該組合においてたとえば債券の利子等の源泉分離課税の対象となる所得が生じた場合、外国組合員の持分割合を調べたうえで外国組合員に帰属する部分についてのみ源泉徴収を行うこととなるのか疑問が生ずる。このような場合の源泉徴収の有無、源泉徴収の方法等を明らかにしていただきたい。

4) 金融機関等が行うデリバティブ取引に係る付随契約（Credit Support Annex：CSA：以下CSAとする）にもとづき授受する現金担保から生じる利息について、源泉徴収を免除すること。

【理由】

- 金融機関等はデリバティブ取引を行うに当たり、一般的に国際スワップ・デリバティブス協会（International Swaps and Derivatives Association：ISDA：以下ISDAとする）が定めるCSAを締結し、現金・国債等を担保としている。

現金を担保として授受している場合、担保提供者（ISDAマスター契約の対象取引は本店・支店が混在しており、通常、担保提供者となるCSAは本店のみ）に対し、受入れ期間に応じて現金を支払うが、これについて源泉徴収が行われている。

現在、バーゼル銀行監督委員会および証券監督者国際機構では、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制の最終提案に向けた作業が行われているが、わが国金融機関が信用リスク削減等のためにデリバティブ取引を円滑に行うことを可能とし、ひいては金融・資本市場の類似取引（例えば、レポ取引のように有価証券取引に関連した現金授受）との整合性の観点から、源泉所得税を課さない扱いとすることが必要である。

(5) 支払調書等の提出義務

1) 支払調書提出先の一括化

【理由】

- 二以上の営業所において支払調書作成の対象となる支払を行っている場合には、其々の営業所のある所轄税務署に対して法定調書を提出しているところ、主たる営業所もしくは、支払にかかる計算等を行っている営業所どちらかで、一括提出を許容する。

全国的に多数の営業所等を有する法人等では、効率化の観点で主たる営業所の特定部署において、支払実

務の大半を集中している場合が多く、調書の作成提出が各営業所においてなされていないケースが多い。法定調書の再提出や、修正が必要な場合には、支払明細を集中管理している営業所に一元化することで、迅速且つ網羅的に対応することが可能となる。

2) 社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴う税務分野での利用に係る措置

【理由】

- ・ 金融商品取引業者等が「マイナンバー」に基づき本人確認を行う仕組みを構築し、顧客の本人確認書類の提示義務を免除することを要望する。

現行、法定果実や譲渡対価の支払又は口座開設時に、顧客は、金融商品取引業者等に住所・氏名等の告知及び本人確認書類の提示を行うこととされていますが、運転免許証のコピーや住民票の写しの徴求などのペーパーワーク及び郵送等の手続が生じます。これを、社会保障・税に関わる番号制度導入後の「マイナンバー」を利活用することにより、顧客及び金融商品取引業者双方の事務負担等を軽減できることが見込まれます。

- ・ 「マイナンバー」を記載した支払調書及び特定口座年間取引報告書等が証券会社等から税務署に提出されることにより、税務署では情報を的確に入手することができるため、改めて投資者が同様の書類を提出することは不要と考えられます。

また、NISA及び特定口座に係る口座開設届出書については電磁的方法による提出が認められています。マイナンバーを利用することにより、各種告知書等の電磁的方法による提出を認めていただくよう要望します。

- ・ 非課税口座開設手続きに個人番号（マイナンバー）を利用することで、顧客及び証券会社等の非課税口座開設手続きの簡素化を図ることができるため、下記を要望します。

- ①マイナンバーによる重複口座確認を行い、住民票の写し等の提出を不要とし、また、非課税適用確認書の申請事項の提供を簡素化すること
- ②非課税適用確認書の書面交付を廃止し、電子データによる情報提供に一元化すること
- ③整理番号（NISA番号）を廃止すること
- ④非課税適用確認書の提出を受けた金融商品取引業者等の非課税口座開設に係る税務署への報告を廃止すること

3) 配当とみなす金額にかかる支払通知書

【理由】

- ・ 「配当とみなす金額にかかる支払通知書」の交付方法は、税法上、その支払の都度、当該通知書を作成して交付する方法（都度交付方式）のみが認められており、年間で支払った金額の合計額で当該通知書を作成して交付する方法（年間一括交付方式）は認められていません。一方、「上場株式配当等にかかる支払通知書」については都度交付方式と年間一括交付方式の両方が認められています。このため、「上場株式配当等にかかる支払通知書」について年間一括交付方式で受け取っている顧客にとっては、「配当とみなす金額にかかる支払通知書」のみ都度交付方式により受け取ることとなるため、確定申告時までに当該都度交付された「配当とみなす金額にかかる支払通知書」を紛失又は廃棄してしまうことが発生し、確定申告時において混乱するということがあります。

また、顧客にとって、「配当とみなす金額にかかる支払通知書」のみ都度交付方式になっているといった制度の違いについて、理解を得られにくいと考えられます。年間一括交付方式を選択する証券会社にとっては「配当とみなす金額にかかる支払通知書」についてのみ、都度交付方式により交付することとなるため、別途システム対応を行うほか、当該支払通知書を紛失又は廃棄してしまった顧客に対し、改めて郵送するコストが発生しております。

以上から、「配当とみなす金額にかかる支払通知書」の交付方法として年間一括交付方式の採用を可能とさせていただきたいと存じます。

(6) その他

1) 確定申告期限の延長

【理由】

- ・ わが国の給与の支払や取引の決済は月末近くに行われることが多く、特に取引量の多い大企業の場合は現行の支払月の翌月10日までに源泉所得税を算定・納付する作業は時間的制約を伴うため、源泉徴収義務者の事務負担の軽減及び期限後納付防止のためにも納付期限を支払月の翌月末日とすること。
- ・ 日本の確定申告期限は、課税年度終了後3カ月半（翌年3月15日）という短い期間にもかかわらず、提出期限の延長が認められていない。この期間は、諸外国の確定申告書の提出期限と比較しても圧倒的に短い期間となっている。（たとえばアメリカの場合、4月15日が提出期限となっているが、10月15日まで6ヵ月間の延長が認められる上、海外赴任者については12月15日まで8カ月の延長が認められている。また、イギリスの確定申告期限は、課税年度終了後9カ月となっている。）

日本においても確定申告期限の延長を認めることとすれば、多数の日本法人の事業年度末である3月において、確定申告書の作成及びその提出のための事務手続きが集中しないこととなり、これまで申告書の作成に十分な時間を割くことができなかつた企業及び納税者に時間的余裕が生じる。結果として、適正かつ自主的な申告を促進することができると考えられる。

2) 利子、配当及び源泉徴収選択口座に係る源泉所得税等の納付期限の延長

【理由】

- ・ 証券会社が投資者より徴収し納付する源泉所得税等については、支払日の属する月の翌月10日までに納付することとされています（源泉徴収選択口座に係る源泉所得税等の納付期限は、徴収の日の属する年の翌年1月10日）。しかしながら、証券会社における各営業所毎の納税額データの作成や納付書の作成等の事務作業は翌月初から開始することとなり、納付書の歳入取扱銀行への提出期限は納付期限日の4営業日前までとされていることから（国税当局及び地方公共団体の事務等の関係から変更等が困難とのこと）、実際の作業期間は1月及び5月は実質1営業日、それ以外の月は2～3営業日しかございません。このため、当該作業のため毎月30時間（1月及び5月は60時間）超の残業が常態化し、又は、追加の事務委託費が発生している状況です。

また、作業期間が短期間であるため、証券会社はその勘定のチェック等を十分に行わないまま納付しているという実態も存在いたします。

近年の経営環境が厳しいなか月初に偏った事務作業のために人員増ができず、残業やコストアップが常態化しており、また、過誤納や納付書の記入ミス等の発生が懸念されることから、現行の納付期限を翌月10日から翌月末日にしたいと存じます。

2 租税特別措置法（所得税関連）

(1) 金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置

【理由】

- ・ 平成28年1月からの金融所得課税の一体化（公社債等の課税方式の見直し及び損益通算範囲の拡大）の円滑な実施のため、次の事項について措置を講じることを要望します。

- ①証券会社等が顧客に割引債等の償還金を交付する際、取得価額の管理契約を締結していない顧客に対して、みなし割引率による課税がなされますが、例えば、発行価格を大幅にディスカウントしないような、市場実績により発行される特定公社債については、低クーポン債の定義に該当しないよう必要な措置を要望します。
- ②公共法人等、金融機関又は金融商品取引業者等、非居住者又は外国法人が、その受領する公社債等又は国外公社債等の利子の非課税又は源泉徴収免除の適用を受けるためには、非課税適用申告書又は源泉徴収不適用申告書を提出する必要がありますが、主体又は内外の公社債等の別により、銘柄若しくは回号に提出

するか、又は、口座毎に提出するかと取扱いが分かれています。

非課税又は源泉徴収免除の適用を受けるために、主体又は内外の公社債の別により差別を設ける必要性はなく、事務負担の軽減又はヒューマンエラー（書類提出等の手続失念により非課税又は源泉徴収免除が享受できなくなることを回避する観点から、それぞれの手続を統一し、口座単位で提出するようにすべきであると思料いたします。

- ③公社債の譲渡対価の受領者の告知について、実務に則した取扱いとすることを要望します。
- ④平成25年度税制改正により、個人に対して平成28年1月1日以後に支払うべき特定公社債等の利子等については、利子等の受領者の告知及び利子等の支払調書等の提出を要しないこととする措置を適用しないこととされています。当該利子等の支払調書については所得税法第225条の規定が適用され、年間一括方式により作成・税務署への提出がなされます。一方で、内国法人に対して支払うべき利子等の支払調書は、租税特別措置法第3条の2第1項により、1回の支払ごとに作成する方法も認められています。ついては、個人に対して支払うべき特定公社債等の利子等についても、年間一括方式のほか、1回の支払ごとに作成する方法を認めていただきたく存じます。
- ⑤特定公社債の範囲に、「売出債」が含まれていますが、「売出しを行う証券会社への保管の委託」が要件とされていることから、流通市場での売買等が制限されています。したがって、「売出しを行う証券会社への保管の委託」の要件の撤廃が必要となります。
- ・ 国内上場株式等の配当金等については、法人の税引後利益をその支払原資とするため、法人段階と個人段階の二重課税が発生しており、この状態を解消する必要があります。
- ・ わが国では、個人金融資産の有効な活用が経済活性化のための鍵となっており、それに資する金融・資本市場の構築が喫緊の課題である。そのためには、個人投資家が自らのリスク選好に応じて自由に金融商品を選択できるようにする必要があり、金融資産に対する課税は、簡素で分かりやすく、金融商品の選択に当たって中立的であることが求められる。

金融所得課税の一体化が着実に前進しつつあるなか、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、金融商品間の課税方式の均衡化を図るとともに、公社債等に係る金融所得課税の一体化に関する体制整備の完了後を目途に、預金等を含め損益通算を幅広く認めることで、一体化のさらなる推進を要望する。

その際、金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、その対象範囲が順次拡大されることを念頭に、一体化の実施時期に応じて、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関のシステム開発等に必要の準備期間を設ける等、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすることを要望する。

少額投資非課税制度（NISA）については、機動的・効率的な運用を可能とし、NISAを普及・定着させる観点から、口座開設手続の簡素化や勘定設定期間中の金融機関の変更・移管を可能とする等、投資家の利便性および金融機関の実務に配慮したより簡素な制度とすることを要望する。また、幅広い家計に国内外の資産への長期・分散投資による資産形成を行う機会を提供するとともに、国民の自助努力による教育資金等の資産蓄積を支援する観点から、NISAの恒久化の実現とともに、中長期的には若年層向けの「ジュニアISA」の導入を含めた制度拡充の検討が望まれる。

(2) 公社債市場の活性化に向けた税制措置

イスラム金融と一般の金融取引との税制面におけるイコール・フットイング

【理由】

- ・ わが国金融・資本市場の競争力強化等の観点から、英国やシンガポール、香港等のように、イスラム金融での利益や配当（利子相当分）を利子とみなす措置の導入や、イスラム金融スキームにおけるアセット売買時に発生する消費税、印紙税、不動産取得税の免除等を要望する。

イスラム金融とは、イスラム法に則した金融取引を総称するものであり、金利の概念が用いられず商品売買やリース等の形式が用いられること、教義に反する事業に関連する取引が認められないこと、等の特徴がある。近年、中東諸国の潤沢なオイルマネーを背景にイスラム金融の規模は拡大傾向にあり、非イスラム教国においても自国市場におけるイスラム金融の育成に積極的に取り組む例が見られる。

このように世界的にイスラム金融の存在感が高まるなか、イスラム圏の投資を国内に呼び込むとともに、

一般企業に対して多様な資金調達手段を提供することは、非常に意義深いものである。平成23年度税制改正において、社債との類似性が十分担保されたものに限定して、非居住者等が受け取る国内発行のイスラム債（社債的受益権）の配当（利子相当分）について非課税とする等、イスラム金融に関する所要の税制措置が講じられたものの、引き続きわが国においてはイスラム金融と一般の金融取引との税制面におけるイコール・フットイングを図るための措置が十分講じられているとは言い難い。

- ・ 内国法人が国外で発行するイスラム債（スーク）を特定民間国外債の対象に含めることによって、当該イスラム債の配当等について、非課税の取扱いを受けることができるように要望します。

(3) 特定口座制度の利便性向上に係る税制措置

- 1) 特定口座年間取引報告書の「⑩差引金額」においては、源泉徴収選択口座内配当等から譲渡損失の金額を控除した額が零を下回る場合には、当該通算後の損失額を記載すること

【理由】

- ・ 現行制度では、損益通算後の「⑩差引金額」が零を下回る場合には、「0（零）」と記載されるため、投資者は損失の繰越控除に係る確定申告ができないものと誤解するおそれがあります。そこで、損益通算後の「⑩差引金額」が零を下回る場合には、当該通算後の損失額を記載することを要望します。

- 2) 相続等による上場株式等の一般口座から特定口座へ受入れの際、当該特定口座が開設されている証券会社等を通じてその相続人等の住所地の所轄税務署長に対し、当該相続人等が、当該受入れに係る上場株式等と同一銘柄の株式等を被相続人等が保有していない旨の申出書を提出して受け入れられるようにすること

【理由】

- ・ 現行制度では、証券会社等は被相続人が他の証券会社等で上場株式等を保有しているか否かを把握することが困難であるため、相続等による上場株式等の一般口座から特定口座への受入れは困難です。当該受入れを一定の要件のもとで可能とし、また、仮に申出書と異なる事実が判明した際に特定口座を開設する証券会社等に帰責事由がない場合は、当該特定口座において計算された上場株式等の譲渡所得等の金額に係る源泉徴収税額は、正当な金額として計算されたものとみなすように要望します。

- 3) 信託型ESOPにより交付される上場株式等を特定口座に受け入れられるようにすること

【理由】

- ・ 信託型ESOPによる従業員の株価及び業績の向上への意欲や士気を高めることを目的として、本制度により交付される上場株式等の特定口座への受入れを認めることを要望します。

- 4) 特定管理口座制度を廃止し、特定口座内保管上場株式等であった株式等を上場廃止日以後も引き続き特定口座で管理できるようにし、当該株式等の無価値化損失を特定口座での計算対象とすること

【理由】

- ・ 特定管理口座制度のもとでは、上場廃止された株式等が無価値化した場合、特定口座による管理から特定管理口座による管理し、無価値化損失を確定申告することが必要となり、当該損失を特定口座で損益通算することはできませんが、上場廃止後も引き続き特定口座での管理を認めることによって、当該株式等の無価値化損失を特定口座での計算対象とすることを要望します。

- 5) 投資主が投資法人の新投資口予約権の無償割り当てにより取得した新投資口を特定口座に受け入れることを可能とし、NISA（少額投資非課税制度）の対象とすること

【理由】

- ・ 平成25年金融商品取引法の改正によって投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等が図られたことに伴い、投資法人の新投資口予約権により取得した新投資口の特定口座及びNISA口座への受入れを認めることを要望します。

- 6) 上場廃止となった新株予約権付社債又は新株予約権の権利行使により取得した株式について、一定の条件を満たすものについて特定口座に受け入れられるようにすること

【理由】

- ・ 現行制度では、上場廃止となった新株予約権付社債又は新株予約権の権利行使により取得した株式については、特定口座への受入れ対象外となっておりますが、一定の条件を満たすものについては特定口座に受け入れられるようにすることを要望します。

(4) NISA（少額投資非課税制度）の恒久化、拡充及び簡素化のための税制措置

1) NISAの拡充及び簡素化

【理由】

- ・ NISA口座を開設した居住者等について、一定の方法により当該口座で購入した上場株式等の譲渡益及び一定の方法により当該口座で受領する配当金等について非課税が享受できますが、教育資金や結婚資金、老後の備えなど国民の自助努力（資産形成）の本格的な支援のために、次の問題点を解決し、さらなる利便性の向上を図るよう要望します。

- ①同一勘定設定期間内（4年間）は、他の証券会社等にNISA口座を開設し、非課税管理勘定を設定することはできません。このため、投資家にとっては使いづらいものとなっています。そこで、同一勘定設定期間内（4年間）においても、他の証券会社等で非課税口座を開設し非課税管理勘定を設定することを認めることで、投資家の利便性の向上を図ることができます。

②非課税口座廃止後の再開設

非課税口座開設後、海外転勤等の場合には非課税口座は廃止されることとなっています。現行の制度では、帰国後も同一勘定設定期間（4年間）経過後でなければ、非課税口座を開設することはできない仕組みとなっています。そこで、非課税口座廃止後においても、非課税口座の廃止と開設が同一年に行われる場合を除き、再開設を認めることで、投資家の利便性の向上を図ることができます。

2) NISA口座の開設手続を簡素化

【理由】

- ・ NISA口座開設手続に個人番号（マイナンバー）を利用することで、顧客及び証券会社等のNISA口座開設手続の簡素化を図ることができるため、下記を要望します。

- ①マイナンバーによる重複口座確認を行い、住民票の写し等の提出を不要とし、また、非課税適用確認書の申請事項の提供を簡素化すること
- ②非課税適用確認書の書面交付を廃止し、電子データによる情報提供に一元化すること
- ③整理番号（NISA番号）を廃止すること
- ④非課税適用確認書の提出を受けた金融商品取引業者等の非課税口座開設に係る税務署への報告を廃止すること

(5) 投資信託等に係る税制措置

ETFの信託終了時における配当所得に係る源泉徴収について所要の措置を講じること

【理由】

- ・ ETFの信託終了時に受益者に返還する金銭のうち、配当所得として整理される金銭に係る源泉徴収を適切に実施することが困難となっておりますので、ETFの信託終了時の配当所得に係る源泉徴収に用いた課税標準の適正化を要望します。

(6) 個人投資者のリスクテイクを支援するための税制措置

1) 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

【理由】

・ 我が国個人金融資産の過半が預貯金に集中している状況の下、個人投資者の市場参加を促進することは、活力ある金融資本市場を構築するうえで極めて重要であると考えられます。個人投資者が自らの判断で長期的に幅広く金融商品に投資することを可能とするためには、頻繁な制度変更、複雑な条件付加は極力避け、恒久的で安定した簡素でわかりやすい税制を目指すべきです。さらに金融商品間の中立性に配慮し、個人投資者のリスク許容度を高めることができる制度整備も行うべきであると考えます。

まず、個人投資者のリスク許容度を高める観点及び損益を確定させるための売買による市場への影響を考慮すると、単年度で他の金融商品の利益から控除しきれない損失の繰越も広く可能とすべきであり、損益通算後における損失の翌年以降への繰越控除期間（3年間）の延長を認めるべきであります。

また、国内上場株式等の配当金等については、法人の税引後利益をその支払原資とするため、法人段階と個人段階の二重課税が発生しており、この状態を解消する必要があります。

2) 金融商品に係る税制を簡素なものとしつつ、金融商品全般を公平かつ中立に取り扱うため、申告分離課税を前提として、デリバティブ取引及び預貯金に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、当該通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認め、個人投資者がリスク資産に投資しやすい環境を整備すること及び特定口座においてデリバティブ取引に係る損益通算を認めること

【理由】

・ 我が国個人金融資産の過半が預貯金に集中している状況の下、個人投資者の市場参加を促進することは、活力ある金融資本市場を構築するうえで極めて重要であると考えられます。個人投資者が自らの判断で長期的に幅広く金融商品に投資することを可能とするためには、頻繁な制度変更、複雑な条件付加は極力避け、恒久的で安定した簡素でわかりやすい税制を目指すべきです。さらに金融商品間の中立性に配慮し、個人投資者のリスク許容度を高めることができる制度整備も行うべきです。そのためには、実務的な課題を十分に検証したうえで、金融所得全般に対する一体化課税について、その促進を図る必要があります。

具体的には、株式等以外の金融商品から生じた譲渡損益等の所得についても、株式等の譲渡損益との損益通算の対象とするなど、損益通算の範囲を拡大し、投資者がよりリスク資産に投資しやすい環境を整備する必要があります。

また、金融所得は、課税に敏感に反応する「足の速い」所得であることから、金融商品や所得の分類による税負担の違いをなくし、累進課税の対象となる所得に比べて低い税率で課税していくことが必要です。

以上のことを踏まえ、証券市場へのリスクマネーの供給を促進するためには、損益通算の対象を幅広い金融商品に認めることを要望します。

3) 会社法改正に伴い措置される予定の特別支配株主の売渡請求による譲渡について、租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる譲渡に含めること及び上場廃止後における全部取得条項付種類株式の取得事由の発生による当該株式の譲渡について、上場株式等の譲渡として取り扱うこと

【理由】

・ 特別支配株主の売渡請求により、株式の譲渡（証券会社は売買に関与しない）が行われた場合に、当該譲渡損益について、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除」の適用対象に含めることを要望します。

TOB後に、株主総会により全部取得条項付種類株式の取得事由が発生し、大株主が少数株主から当該株式を取得する場合、当該取得を上場株式等の譲渡として取り扱うことで、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除」の適用対象に含めることを要望します。

(7) 居住用財産の買換特例

- 1) 住宅借入金等特別控除において、セカンドハウスや転居が予定されていて、いずれ住むための住宅購入に対する借入金等も住宅借入金等特別控除の対象とすること

【理由】

- ・ 現行税法上、住宅借入金等特別控除は、居住の用に供する住宅を二つ以上所有する場合には、主として居住の用に供する一つの住宅に限られている。しかし、セカンドハウスや転居が予定されていて、いずれ住むための住宅購入に対する借入金等もその対象とすることにより、不動産市場の活性化及び個人貯蓄の有効活用が期待できる。

- 2) 住宅取得、住生活の安定確保および向上をさらに進めるため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化、税額控除の拡充を図ることを要望する。

【理由】

- ・ 住宅は、国民の社会生活や経済活動の基盤となる重要な資産であり、自然災害に強く良好な居住環境を形成するためには、社会経済情勢等の変化に左右されることのない、安定かつ公平な住宅取得の機会が、国民に与えられることが重要である。

こうしたなか、平成18年に制定された住生活基本法では、政府の責務として、住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策を実施するために必要な措置を講じるべきことが規定された。持家取得に伴う初期負担の軽減により住宅投資を促進し、これが景気浮揚にも資するとの観点から、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度は、平成21年度税制改正によって大幅に拡充され、平成25年度税制改正においても、消費税率の引き上げに伴う一時の税負担の増加による影響を緩和する観点からの措置が行われたが、わが国経済においては、住宅投資が拡大することに対する期待は依然として大きいところである。

- ・ 住宅の譲渡に係る税負担を軽減することにより、新築住宅の取得を促進するため、以下の要望をする。
 - ①特定の居住用財産の買換えに伴う譲渡損失の損益通算・繰越控除の特例の適用期限（平成25年12月31日）を延長する。
 - ②居住用財産を譲渡した場合の損益通算・繰越控除の特例の適用期限（平成25年12月31日）を延長する。
 - ③特定の居住用財産の買換えに伴う長期譲渡所得の課税の特例の適用期限（平成25年12月31日）を延長する。

- 3) 個人の優良長期譲渡所得の軽減税率特例の延長

【理由】

- ・ 優良住宅地等のための譲渡を優遇することにより、市街地再開発事業や都市再生、マンションの建て替え事業などを促進するため、本特例の適用期限（平成26年3月31日）を延長することを要望する。

(8) その他

新規・成長企業の成長や事業再編等の円滑化に資する税制措置

【理由】

- ・ 我が国の経済成長を担う新興企業の成長を支援する観点から、個人投資家によるリスクテイクに対するインセンティブとなるように新興企業投資に対する優遇税制措置を講じていただきたいと存じます。

3 確定拠出年金税制の見直し

- 1) 企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金に係る支給要件の緩和

【理由】

- ・ 厚生年金基金、確定給付企業年金では、中途脱退給付の支給が認められています。一方、企業型確定拠出年金制度においては、退職しても原則として、60歳に達するまで給付を支給することができず、制度普及

の障害となっています。

また、退職給付に係る会計基準の見直しなどを背景とした企業型確定拠出年金への移行ニーズや、中小企業の退職金規程からの全面移行ニーズが近年増えつつあるにもかかわらず、この支給要件があることにより、制度普及の障害となっています。

そのため、企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金について、年齢および資産額にかかわらず支給可能とすべく、支給要件の緩和を要望します。

2) 加入対象者の拡大

【理由】

- ・ 確定拠出年金では国民年金の第3号被保険者（専業主婦等）や60歳以上の者は個人型年金に加入できません。このため、老齢給付金を受給するまでの間、資産が目減りする状況にあり、第3号被保険者や60歳以上の者も個人型年金に加入できるようにすべきです。確定拠出年金制度の拡充を図るため、公務員等についても個人型年金に加入できるようにする必要があると思料いたします。加入対象者の制約は確定拠出年金制度の特色であるポータビリティを阻害しており、また、サラリーマンの公平性の観点から職場に確定給付年金制度のみがある企業の従業員についても個人型年金への加入を認めるべきです。
- ・ 個人型確定拠出年金の加入対象者を、確定給付型の企業年金のみを実施し企業型確定拠出年金は実施していない企業の従業員や専業主婦等にまで拡大する等、確定拠出年金の対象者を拡充するほか、平成24年1月から開始された企業型確定拠出年金のマッチング拠出の限度額要件のうち、従業員拠出額を事業主拠出額の範囲内とする要件の緩和を要望する。

3) 確定拠出年金の拠出限度額の撤廃・引き上げ

【理由】

- ・ 拠出限度額は、同制度が公的年金制度を補完するものとして十分に機能し、広く国民に普及された制度となるよう、拠出限度額については老後の所得を保障するために十分な額が確保できる水準となるまで引上げる必要があります。また、平成24年1月からマッチング拠出が認められ、これを所得控除の対象とされましたが、上述の拠出限度額の枠内にかつ企業拠出額の範囲内との制限があります。確定拠出年金の掛金の設定方法は85%以上が昇格・昇給に伴い掛金額の増えるタイプであり、一般的に給与の低い若年期に、掛金拠出枠の「使い残し」が発生します。マッチング拠出の導入によりこの問題は緩和されますが、解消はされません。このため、マッチング拠出額につき企業拠出額を上限としないこと、「生涯拠出限度額」の考え方から拠出限度額の繰越しを認めるなどの検討をいただきたいと存じます。
- ・ 運用時非課税を実現し、国際的に見劣りのない制度とする観点から、平成26年3月までの時限措置として課税が停止されている退職年金等積立金に対する特別法人税を撤廃するか、少なくとも課税停止措置の期限を延長するほか、拠出限度額のさらなる引き上げを要望する。

わが国において少子高齢化が進行するなか、自助努力による老後生活の維持向上を図る観点から、公的年金を補完するものとして、確定拠出年金の果たす役割の重要性は高まっている。また、確定拠出年金の一層の普及は、より多くの個人に対して投資性商品を選択する機会を提供し、「貯蓄から投資へ」の流れを後押しすることにもつながる。

こうした確定拠出年金制度の重要性に鑑みれば、わが国においても、欧米における同種の年金と同様に、拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本とする十分な税制上の措置を講じる必要がある。

平成16年度税制改正では、確定拠出年金の拠出限度額が引き上げられた一方、公的年金等控除の縮小および老年者控除の廃止等、拠出時非課税と給付時課税の措置がなされた。また、拠出限度額は平成21年度税制改正でも一部引き上げられている。しかしながら、老後に必要とされる生活資金の水準や公的年金の給付縮減可能性等を勘案すれば、引き続き、税制面の整備を推進する必要がある。

4) 中途引出し要件の緩和

【理由】

- ・ 確定拠出年金は、年金という理由で拠出の損金算入等の税制措置を得ているため、60歳到達前での引出

は原則として加入者の死亡又は障害などに限定されるなど、厳格な制約が課せられています。確定拠出年金の年金支給時までは超長期にわたるため、加入者は将来的に経済的な困窮状態になることも想定されますが、中途の引出しが認められない現状では、加入者の不安は大きく制度導入の阻害要因になります。なお、米国 401 (k) では、加入者の困窮時に引出し等を行うことが認められていますが、我が国でも、加入者自らの確定拠出年金個人勘定資産を時限的に引き出すことを認める措置を導入するなど、中途引出しの要件を緩和すべきです。

Ⅲ 相続・贈与税等

(1) 相続税の基礎控除の見直し

- ・ 社会保障と税の一体改革当初案の実行により、バブル後の地価の大幅下落に伴う現状の基礎控除を40%減額することを要望する。

(2) 死亡保険金の相続税非課税限度額の拡充・維持

遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額（「法定相続人数×500万円」）に「配偶者分500万円+未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算することを要望する。

また、税制の抜本的な改革等の中で、相続税制の見直しがなされた場合において、少なくとも現行の非課税措置における対象範囲および水準を維持することを要望する。

【理由】

- ・ 生命保険の加入目的については、「万一のときの家族の生活保障のため」と回答する割合が高い（51.7%、生命保険文化センター「平成24年度 生命保険に関する全国実態調査」より）状況となっています。こうした状況が示すように、生命保険は被相続人（被保険者）の死亡により生じる、残された家族の経済的負担に備えるために加入されるものであり、死亡保険金は「加入」という被相続人の明確な意思に基づき支払われた保険料によって準備され、遺族の生活資金と目的付けされているという点で、他の相続財産とはその位置付けが大きく異なるものです。また、一昨年の東日本大震災においては、被災された方の遺族の生活保障や生活再建のために死亡保険金が活用されており、その社会的重要性については広く認められているところです。

死亡保険金は、保険金受取人が保険金請求権を固有の権利として原始的に取得し、保険会社から直接受け取るものであり、相続税創設当初においては非課税として取り扱われていました。その後、死亡保険金を相続財産と「みなす」ことにより「みなし相続財産」として課税対象に取り込むこととされましたが、現在では、全ての法定相続人について1人あたり500万円を非課税とすることとされています。これは、死亡保険金が多く、多くの保険契約者が支払った保険料のプールの中から保険金受取人に支払われるものであり、通常の相続財産とは異なり、相互扶助の原理に基づき遺族の生活安定のために支払われるという性格が考慮された結果によるものです。

相続財産の大半（約5割）は土地・家屋等の換金性の低い資産で占められております。これらの資産は残された家族が継続して居住の用に供する等、遺族の生活基盤となる財産であって、実際に生活資金の柱となるのは「遺族年金」、「現預金」や「死亡保険金」等となります。しかしながら、例えば、サラリーマンの世帯主を亡くされた配偶者と未成年の子1人ないし2人の母子・遺族世帯の場合、「遺族年金」は月額十数万円程度であり、必要な生活資金がピークとなる被相続人が30歳代から40歳代の場合、生活費を賄うことができず、相続財産を切り崩して生活資金を確保していると考えられます。

また、生命保険文化センターの調査によれば、30歳代から40歳代の世帯主が加入している普通死亡保険金額は2,000万円～3,000万円となっていますが、この金額は世帯主が現在の収入水準で準備することができる、最低限必要な遺族の生活資金相当額と考えられます。しかしながら、厚生労働省の「平成23年 国民生活基礎調査の概要」における1世帯あたりの「世帯平均人員」は減少傾向を示しており、母と未成年の子1人の母子・遺族世帯を想定した場合、現行の非課税限度額は1,000万円にしかありません。また、配偶者と未成年の子2人を想定した場合でも、現行の非課税限度額は1,500万円にしかならず、いずれのケースも非課税措置として十分な状況にあるとは言えないものと考えます。

よって、遺族の生活資金にまで課税されることのないよう、配偶者および未成年の被扶養法定相続人に対して、現行の非課税限度額にそれぞれ500万円を加算することを要望します。

また、平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」において、相続税に関して「課税方式を始めとした様々な角度から引き

続きその在り方を検討する。」と記載されていますが、今後、相続税の課税方式について検討される場合には、本要望の趣旨を踏まえ、十分な遺族の生活資金を確保するための非課税限度額が得られるような措置を講ずることを要望します。

(3) 世代間の資産移転を促進するための相続・贈与に係る税制措置

- 1) 株式及び株式投資信託の相続・贈与について、その評価額を「現行制度の70%相当額」、「課税時期から起算して1年前の日までのうち最も低い最終価格」、「相続・贈与の日から申告をする日までの間のうち最も低い最終価格」のいずれかを選択できるような措置等を図ること

【理 由】

- ・ 現在、上場株式等の贈与・相続が行われる場合の評価については、課税時期の最終価格などで評価が行われることから、実際に相続税の納付までの間に大幅に株価が下落した場合には、受贈者が予想しない過度な負担が生じます。高齢者から若年層への資産移転を円滑に行い、幅広い年齢層の投資促進に資する一環として、上記に掲げる措置等を講じていただきたいと存じます。

- 2) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置制度について、高齢者層に偏在している豊富な金融資産を子どもの将来の教育費として移転し、家計による次世代人材育成に必要な資金の更なる確保を後押しするため、同制度を恒久化するとともに、手続の簡素化を図り、高等教育等に係る費用に用途を限定した口座（個人奨学金口座（仮称））での運用益非課税を可能とすること

【理 由】

- ・ 資源の少ない我が国において、限られた資本（財産）を効率的に活用することが、経済の活力を取り戻すためには重要です。我が国にとって人材こそが資本（財産）ですが、現役世代にとって、次世代を担う人材の育成に必要な教育資金の確保が困難となっております。

最近アジアでSandwich Generation が議論になっています。Sandwich Generationとは子どもの教育費と親の介護の費用が同時期に集中する現役世代という意味ですが、昨今の晩婚化、高齢出産が増加すると、20年後の我が国では、① 子供の教育費、② 自分の老後、③ 親の介護が同時期に集中する3重苦（トリレンマ）が発生することが想定されます。

また、近年は我が国の所得水準も低下傾向にある上、運用利回りを年利0.5%にするなどの一定の前提を置いたシミュレーションでは、子供が1人から2人に増えた場合、2人目の子供が大学に進学する頃には両親の貯蓄額がゼロとなるという試算もあるなど、教育費が家計のかなりの圧迫要因になっています。我が国においては、このような経済的な不安要因から教育費の負担感により、子供を産み育てることに困難を覚えるといった現象が少なからず生じている可能性があり、これが少子高齢化や人材不足の進行に拍車がかかる要因になり得るものと考えられます。

我が国が直面している問題である人口減少に伴う経済成長の鈍化を克服するためには、有能な人材を育てて活躍してもらうことが、これまで以上に重要です。しかし、アジアにおける大学進学率を比較すると、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、タイに続き、我が国は5位（約50%）に甘んじており、もはや教育大国とは言えない状況であります。

人材育成や教育というテーマは、主要先進国では既に重要な政策課題となってきたという経緯がありますが、実務的な議論になったときに、どのようにその費用を手当するのが大きな問題になります。

我が国の家計における教育費負担は、主要国と比べても高水準にあるうえに、現役世代の賃金所得が伸び悩んでいることもあり、負担感が高まる一方となっています。

我が国の現行の大学教育費をめぐる制度としては、奨学金制度や金融機関による低利の融資制度があるものの、いずれも大学入学以後の支援制度となっています。

我が国同様、大学段階での家計負担の高い米国、英国では、大学入学以後の支援はもちろんのこと、入学以前の準備段階での税制上の優遇制度もあり、充実しています。

特に、両国においては、大学教育資金作りのための自助努力を後押しする税制優遇制度（米国においては529プラン、英国ではチャイルド・トラスト・ファンドとその後継制度ジュニアISA）があることから、我

が国においてもそのような制度が必要であると考えます。

- 3) 高齢者層から若年層へのリスク資産移転を円滑に行い、我が国の個人投資者の裾野拡大を図る観点から、施行日以後に祖父母等（贈与者）が購入した上場株式等で、当該贈与者において3年以上保有されたものを子・孫等（受贈者）に贈与した場合には、当該受贈者1人につき1,000万円までの価額については、贈与税を課さないものとする

【理由】

- ・ 我が国の個人金融資産の保有状況を年齢別で見ると、60歳以上の高齢者が全体の約6割を保有し、株式、株式投資信託では、実に7割超を保有しています。一方で若年層ほど少ないという傾向があります。若年層は、資産運用ニーズはあったとしても、住宅ローンや子供の教育費などの負担により、投資にまわす余裕資金は少ないという状況が一般的です。

このように高齢者に偏在する金融資産を若年層に円滑に移転する施策を講じることにより、既存の資産の有効活用による経済活動の活性化が期待されます。

- 4) 住宅取得等資金の贈与に係る特例の拡充

【理由】

- ・ 新築住宅取得に係る税負担を軽減し、新築住宅の取得を促進するため、直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額を大幅に引き上げることを要望する。

Ⅳ 消費 税

(1) 消費税制度全般

1) 消費税率引き上げに伴う経過措置

【理 由】

- ・ 消費税率引き上げの際には、売上（保険料受領）が原価（保険金支払等）に先行するという損害保険事業の特性から、保険始期日が消費税率引き上げ日より前の契約において、引き上げ分の消費税相当額を保険料に転嫁できないこととなります。即ち、保険料は旧消費税率を前提に算出されているにもかかわらず、実際の保険金支払等は引き上げ後の新消費税率で行うこととなります。

税の公平性の観点からは、消費税率引き上げが決定された際には、保険料に織り込まれていない消費税相当額に対応した経過措置が必要であると考えます。

2) 軽減税率が導入される場合における経過措置

【理 由】

- ・ 軽減税率について、現時点では企業実務への影響が見通せないが、導入された場合は適用税率毎の区分経理が必要となることから、インボイス方式の導入等が予想され、従来の手続きから大幅な事務負担増となることとともに、システム改造が必要となると考える。軽減税率の導入に当たっては、簡素な事務処理を認めるとともに、システム改造等へ対応するため相応の期間を設けることを要望する。

- ・ 平成26年4月と同27年10月の2段階で予定される消費税率の引上げに対応するため、転嫁対策特別措置法により、値札等価格表示における総額表示の特例措置が認められた。

今後、様々な価格表示が一時的に同一店舗内に混在する可能性があり、百貨店も値札やPOP等の交換（貼り換え）作業や関連システムの修正が必要になる見込みである。

これらは、制度変更に伴う適正納税に必要な支出であることから、システム等の特別償却（早期償却又は単年度処理）や、支出費用（貼り換え作業の為の人件費も含む）の一定割合の税額控除等の特例措置を創設されたい。

3) 消費税に複数税率（軽減税率）制度は導入せず、単一税率を維持すること

【理 由】

- ・ 以下の5つの理由により、消費活動を歪める複数税率制度は導入せず、経済（消費）活動に中立である単一税率を維持すべきである。

- ①税率区分に明確な基準を設定することは困難であり、不要な混乱を与える。
- ②ひとたび複数税率が導入されると、軽減税率の対象範囲が時々判断で変更されるおそれがあり、税率区分が変更される都度に経済活動が混乱する。
- ③複数税率制度による逆進性緩和の効果には疑問があり、さらに、税収減が社会保障制度の安定性を損なうおそれがある。
- ④軽減税率を導入すると標準税率が高くなる。
- ⑤複数税率制度は、商品やサービス（モノとコト）のセット商品など、事業者の創意工夫による商品（サービス）提供に制約を与え、消費者の利便性を損なう。

4) 複数税率の採用

- ・ 住宅取得時における消費税の負担を軽減することにより、消費者の住宅取得を促すため、消費税率10%時に複数税率が導入された場合には、住宅取得に5%の軽減税率を適用することを要望する。

5) 複数税率制度にかわる逆進性対策

【理 由】

- ・ 消費税の逆進性対策には、軽減税率制度や非課税品目の拡大ではなく、給付つき税額控除制度の導入を検

討すべきである。食料品等の基礎的支出に対する消費税分を所得税から控除する制度は、英国等でも複数税率の弊害を除くものとして研究されており、消費税制度見直しの参考となるものと考えらる。

6) グループ企業間取引について消費税を非課税とする連結消費税制度の導入

【理由】

- ・ 欧州付加価値税（VAT）を導入しているEU加盟国では、グループ企業間取引について非課税とするVATグループ課税制度を認めている。
国際的な競争力を確保するため、わが国でも同様の制度の導入を要望する。

7) 損害保険に係る消費税制度上の課題解決に向けた中長期的視点からの検討を行うこと

【理由】

- ・ 平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」において、消費税および地方消費税（以下、「消費税」と表記）は、経済状況を好転させることを条件として、平成26年4月に8%、平成27年10月に10%に引き上げられることが定められました。また平成25年度税制改正大綱では、消費税率引き上げに関わる諸課題について検討を進めることが明記され、順次論議が行われています。

我が国において、損害保険料は、消費税の導入以来、「課税することになじまないもの」と位置付けられ非課税とされてきています。しかし、このために、一般事業会社であれば認められる仕入に係る消費税負担の控除（仕入税額控除）が、ほとんど認められないこととなり、結果として損害保険料には、代理店手数料や物件費などにかかる消費税相当額が、転嫁せざるを得ない「見えない消費税」として含まれる構造となっています。このことにより、一般事業会社にとって原価の一部である損害保険料の中に「見えない消費税」が含まれ、本来、転嫁の連鎖により最終消費者が負担する仕組みである消費税を、一般事業会社が実質的に負担する構図となっています。これは流通過程の中で「税の累積」を発生させるとともに、消費者から見てわかりやすく透明な税制という観点からも課題があると考えます。

また、損害保険会社は、効率性を追及し競争力を高める観点や専門性を高めサービス水準を向上させる目的などから、事務やシステム開発等の業務をグループ内子会社に外部委託しています。しかしながら、自社で内製化した場合には消費税が課せられないにもかかわらず、外部委託した場合には消費税が課されるため、消費税負担のみを考えた場合には、業務を内製化した方が有利となります。これは、消費税制のあり方によって企業活動が左右される「税の中立性」の課題（セルフ・サプライ・バイアス）の顕在化と言え、企業の活力ある事業展開や消費者サービスの向上に影響を及ぼしかねないものと考えます。

付加価値税制度を導入している諸外国では、こうした観点も踏まえながら制度設計を行ってきており、併せて、このような課題の影響の緩和策として、グループ間取引に係る税制上の措置などの諸施策も実施してきています。消費税率の引き上げが検討される中では、我が国においても、諸外国と比して不利にならない税制となるよう改めて制度のあり方を検討していく必要があると考えます。

(2) 仕入税額控除

1) 大企業に対する95%ルール不適用の見直し

【理由】

- ・ 現下の状況で、システム対応等に日本企業のリソースを配分させるのは本末転倒。「従前の制度に戻す」、もしくは簡便な制度に修正すべき。
- ・ 仕入税額控除に係る95%ルールについては、事業者の事務負担軽減に配慮する観点から制度が設けられていたものであり、廃止に伴い、個別対応方式へのシステム対応や業務量の増大など企業の負担は極めて大きいものとなった。課税売上高が多いほど事務処理が煩瑣となり、企業の事務負担が増加すると考えられることから、本制度を導入した趣旨を鑑み、制度の復活を要望する。
- ・ 事業者の事務負担等を配慮し、課税売上割合が一定割合以上の場合、仕入税額を全額控除するようご検討いただきたい。

- ・ 消費税に係る納税事務等を効率的・簡素に実施するためには、平成23年度税制改正により廃止となった、課税売上割合が一定以上の場合に全額仕入税額控除することができるルールを復活させることが必要。
- ・ 平成23年度税制改正により廃止となった仕入税額控除の95%ルールを復活することで、消費税の納税事務等を効率的・簡素に実施できるため。
- ・ いわゆる95%ルールに関しては事業者の事務負担に配慮して設けられた制度であるが、事務負担の多寡は必ずしも会社規模により画せるものではない。益税の問題については95%の割合を引上げる等で手当て、課税売上高の要件を撤廃し、全体の事務手数・コストを考慮して個別対応方式採用の簡素化、明確化及び損金経理要件の廃止等制度全体を見直して柔軟化すべきである。
- ・ 課税売上割合が100%に近いにも係わらず、全ての取引を売上に対応する仕入区分ごとに把握することにより、会社経理が徒に複雑なものとなっている。企業の事務処理負担の軽減、経理処理の簡素化を図るべく、95%ルールの復活を要望する。
- ・ 95%ルール廃止への対応は非常に煩雑な事務処理を伴い、またそれを回避するためには多額のシステム改定費用が発生することとなり、企業の負担が大きいため、95%ルールの復活を要望したい。
- ・ 「95%ルール」の廃止は、企業に過度な事務負担を強いるものであるため、その点を配慮し見直すことを要望します。
- ・ 今後、改正が見込まれている中で業務の煩雑さを解消するため、95%ルールの見直しを要望する。
- ・ 95%ルールの撤廃により消費税申告が非常に複雑化しているが、一方で、追加負担額については、全体としては軽微と考えられる。95%ルールを復活させることで、申告業務の重すぎる負担が解消し、人的資源をより有効活用できる。
- ・ 課税売上割合を計算する場合、金銭債権の譲渡金額はその全額を非課税売上として分母の額に算入する実務が一般的となっているが、ファンドを通じた企業再生支援や、貸出債権等のクレジット市場の発展はわが国金融市場にとっても重要な課題であることに鑑み、貸出債権等の金銭債権の譲渡については、有価証券と同様、譲渡対価の5%のみを非課税売上に算入するよう見直すことを要望する。

消費税については、平成24年に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」において、平成26年4月と平成27年10月の2段階で税率を引き上げることとされている。消費税の納税額は、課税売上に係る消費税額から、課税仕入れに係る消費税額を控除する（仕入税額控除）ことで算出されるが、この仕入税額控除を計算する際に用いられる課税売上割合の算定方法について、現在の経済実態に合わせた見直しが求められる。

具体的には、近年、わが国では、企業再生支援に伴うファンド等への貸出債権の売却、住宅金融支援機構を中心とした住宅ローンの証券化、貸出債権を銀行間で個別に売買するローントレーディング等、貸出債権の売買が一般化している。

2) 介護・福祉等に関わるいわゆる95%ルールの復活

【理由】

- ・ 事業者は消費税を「(お客様からの) 預かり税額－仕入税額＝納税額」として納めているが、福祉車両は非課税扱いのため預かり税額が無い一方で、ベース車料や福祉装備部品の仕入れ段階で負担する消費税額は控除できず、事業者が負担。(平成24年3月待つまでは、95%ルールにより事業者負担は回避されていた)

特に、福祉車両は「ベース車＋福祉装備」で構成されているため、仕入れ段階で負担する消費税額が、他の非課税商品に比べて圧倒的に大きく、仕入れ税額控除できない影響(＝負担)も極めて大きい。

消費増税に伴い、更に影響は拡大。その負担額は企業努力で吸収できるものではないと同時に、仮に販売価格に転嫁すれば、福祉車両しか選択の余地が無いユーザーが負担を被ることになり、非課税扱いが無意味になりかねない。

3) 控除対象外消費税額等の損金算入

【理由】

- ・ 消費税95%ルールの撤廃に伴い、資産に係る控除対象外消費税額を損金算入しなければならないが、課税売上割合の算出など数値の確定には時間を要するため、決算時に控除対象消費税額を確定することは難し

く、資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件の撤廃を要望する。

- ・ 控除対象外消費税を損金計上する為には、法人税法施行令139条4により損金経理が要件とされている。一方で、正確な控除対象外消費税額の算出には、当年度末までに計上された全ての仮払消費税を3区分し、自己宛輸出等のみなし輸出額を含めた課税売上割合の算定が必要になり、決算時には間に合わせることは困難である。よって、企業実務を考慮し、損金経理要件を撤廃すること。
- ・ 売上高が5億円を超える企業では消費税の95%ルールが適用できなくなり、控除対象外消費税等は損金算入されることとなったが、控除対象外消費税等のうち資産に係るものを損金算入するには損金経理が要件となっている。

しかし、

- ①決算確定日までの短い期間に控除対象外消費税等の正確な金額を把握することは極めて困難であること
- ②決算確定後、法人税の確定申告期限までの間に申告調整が必ず発生するため、確定した控除対象外消費税等と損金経理した控除対象外消費税等が一致することはまずありえないが、その差額は通常それほど多くなるとは考えられないこと

等から、資産に係る控除対象消費税等について、資産に係るもの以外の控除対象消費税等と同様に損金経理要件を撤廃し、法人税の確定申告書において取得を減算できるよう要望したい。

- ・ 事務処理の煩雑さを鑑み、損金経理要件の撤廃を望む。
- ・ 資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件の撤廃を要望する。
資産に係る控除対象外消費税額については損金算入要件があるが、課税売上割合の算出など数値の確定には時間を要するため、決算時に控除対象消費税額を確定することは難しい。よって、現状、期末に見積り計上を行うこととし、但し結果として実績が見積り計上額を上まわった場合（損金経理要件を満たさない場合）は、その超過額相当については繰延消費税として調整処理を行うという対応をとっているが、見積り計上の際も合理的な計算を行うために相当の負荷が発生しているし、実績超過のケースは結局、繰延処理を行うこととなるため、対応が難しい状況がある。
- ・ 95%ルールが適用できなくなり、控除対象外消費税額等は損金算入されることとなったが、資産に係る控除対象外消費税額等を損金に算入するためには、決算において損金経理しなければならないとされている。
しかし、決算確定日までの短い期間において、控除対象外消費税額等の正確な金額を把握することが極めて困難であること、また、決算確定後、法人税の確定申告期限までの間に、収益計上もれ、費用過大計上などの申告調整が必ず発生するため、控除対象外消費税額等と、損金経理した額が一致することはまずありえない。特に、確定額>損金経理額の場合、その差額は60カ月で損金化することとなるが、通常、差額はそれほど多額にはならないと思われ、わずかな金額を5年間にわたり加減算するのは労力がかかること等から、資産に係るもの以外の控除対象消費税額等と同様に損金経理要件を撤廃し、法人税の確定申告書において、所得を減算できるよう要望したい。
- ・ 資産に係る控除対象外消費税額の損金算入は損金経理が要件とされており、損金経理しなかった場合には、翌事業年度以降に損金経理することを要件として5年で損金算入することとされている。しかしながら、実務上は、決算確定日までに課税売上割合を算定することが困難なことから、見積もりで控除対象外消費税を損金経理している会社も多く、損金経理額が申告上の金額より小さい場合には、当該損金経理不足額を繰越処理せざるを得ないといった弊害が生じている。これらの控除対象外消費税については、特段課税上の弊害も認められないと考えられ、損金経理要件を廃止していただきたい。
- ・ 現行の法人税法においては、一つの資産に係る控除対象外の消費税額が20万円以上となり、一定の条件に該当する場合には、当該控除対象外の消費税は「繰延消費税」として取り扱われ、5年間かけて償却することとされています。

消費税率が引き上げられた際に特段の措置が取られない場合、課税売上割合の低い損害保険会社にとっては、繰延消費税の対象となる範囲が拡大し、法人税の負担とともに実務負担も増加することになります。

4) 資産に係る控除対象外消費税に関する規定の明確化

【理 由】

- ・ （現行通り、上記・資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件が継続する前提の場合）

期末の見積り損金経理額と実績確定額との差額相当分について、資産に対応するものか・経費に対応するものかの判別方法について明確化するよう要望する。

資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件に関連して、経費関連分と資産関連分との合計額相当ベース（経費/資産の区分をつけていない）で期末に損金経理（見積り計上）した場合において、仮に実績（確定額）が見積り計上額を超過したときに、損金経理要件を満たさず繰延消費税とすべき当該・超過部分が、資産にひもづくものか・経費にひもづくものかの判別がつかない。よって、何らかの合理的な基準にもとづき按分計算を行うべきか、その取扱いについて明確化してほしい。また仮に、資産・経費の区分を考慮せず、総額で見積り損金経理した金額が（総額ベースで）実績確定額に満たなかった場合においても、資産に係る実績確定額が按分計算によって計算された資産対応相当額を超過する場合は、当該・損金経理要件を満たさないと扱われてしまうのか、明確化して頂きたい。

5) 「課税売上割合に準ずる割合」の明確化

【理由】

- ・ 「課税売上割合に準ずる割合」を採用する際、認められる要件が不明確であるため、明確化を要望する。

6) 課税売上割合の計算方法の見直し

【理由】

- ・ 有価証券の譲渡等についてはその譲渡金額の5%を非課税売上として分母に計上しているが、同一銘柄等（国債等）を頻繁に売買しているディーリング業務では、その譲渡金額の5%であっても非課税売上が極端に大きくなっているため、課税売上割合が実態と乖離しているため、適正な水準とするために算出基準を変更していただきたい。
- ・ 現在、貸出債権の取引環境は相当成熟しており、特に金融機関においてはバルクセールやローン・パーティシペーション等を含めた流動化の手法により毎年相当額の債権を売却している。この状況下、譲渡価額をそのまま非課税取引として加算し続けることは不当に課税売上割合を低下せしめることになってしまうため、有価証券と同様、譲渡等の対価の額の100分の5に相当する金額とする措置を講じていただきたい。
- ・ 現行では金銭債権の譲渡は、有価証券に類するものとして規定されているが、有価証券等の譲渡をした場合には、譲渡の対価の額の100分の5に相当する金額を課税売上割合の計算上分母の対価の額に含めるのに対し、金銭債権は全額となっている。債権譲渡が倒産時の債権回収から平時の資金調達等の手段として、一般的に行われるようになってきたことから、経済の実情を踏まえ、金銭債権の譲渡における課税売上割合計算上の取扱いは、有価証券と同様、譲渡の対価の額の100分の5に相当する金額を分母に含める取扱いを要望する。

7) 株式交換・移転における有価証券の譲渡取引を不課税取引とすること

【理由】

- ・ 株式交換・移転（「株式交換等」という）が行われる場合、完全子法人の株主はその所有する完全子会社株式と完全親会社株式との交換による有価証券の譲渡取引を行うこととなる。当該取引は、現行消費税法では「有価証券等の譲渡」に該当し『非課税取引』とされる。

組織再編税制の改正により適格株式交換等が認められた現状下で、株式交換等についてのみその消費税における取扱いを現行のまま「譲渡取引（非課税取引）」とすることは、組織再編を活性化する左記税制の趣旨に合致しない。

合併等による諸資産・諸負債の移転・承継は、譲渡に該当せず消費税の枠外とされているところ、株式交換等も本法化され、組織再編税制に組み込まれたことを鑑みれば、消費税の取扱いについても合併等とその取扱いを整合させるべきである。

- ・ 株式交換・株式移転が行われた場合の「有価証券の譲渡」を対象外取引とするよう整備することを要望する。

消費税法上、包括承継は「資産の譲渡」に該当せず、消費税の対象外取引となるため、会社法上、資産・負債の承継が包括（部分）承継と整理されている合併又は分割は対象外取引となる。

一方、株式交換・株式移転は包括（部分）承継には該当せず、株式の譲渡と整理されることから、完全子法人の株主が取得する株式交換完全親法人株式又は株式移転完全親法人株式の価額（及び交付金銭等の価額）の合計額が譲渡対価の額となり、消費税法上、非課税取引となる。

株式交換・株式移転も会社法上の組織再編法制であり、合併・分割と並んで用いられるM&Aの手法である以上、株主における消費税の計算に影響を及ぼさないようにする（つまり対象外取引とする）ことが、企業の組織再編を活発にし、ひいては日本経済の活性化に資することになると考えられる。

- ・ 適格現物出資を行った場合、現物出資法人は適格現物出資直前の帳簿価格により現物出資対象資産の譲渡をしたものとして法人税法上取り扱われる（法62条の4）。

また、株式交換親法人又は親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産の交付がされない株式交換・移転が行われた場合、株式交換・移転完全子法人の旧株主は、株式交換直前の帳簿価格を対価とした譲渡が行われたものとして取り扱われる（法61条の2⑧）。

一方、消費税法上、現物出資における非課税売上高の計算の基礎となる金額は、当該出資により取得する株式の取得時の価額とされ、また株式交換・移転については明確な規定はないものの、法人税法上の規定を準用する規定もなく、対価となる株式の時価となると考えられる（消令2①二、消45条②三四他）。

これらの株式について、将来譲渡を行った場合には再度、非課税売上高に含まれてしまうこと、また、企業の再編を促す目的で適格組織再編税制が導入された背景を鑑み、現物出資については、消費税法上の取扱いを不課税とする、若しくは法人税法上の取扱いに合わせる、すなわち課税標準を帳簿価額（×5%）とすべきである。

また、株式交換・移転についても、少数株主の意思にかかわらず起こってしまう組織再編行為であることに鑑み、不課税取引として頂きたい。

- ・ 消費税法上現物出資における課税標準額は、当該出資により取得する株式の取得時の価額とされ、また株式交換・移転に係る課税標準額については明確な規定はないものの、法人税法上の規定を準用する規定もなく、対価となる株式の時価となると考えられる（消令2①、45条②三他）。

（これに対し、法人税法では適格現物出資等の場合は帳簿価格にて資産の譲渡を認識する）

企業の再編を促す目的で適格組織再編税制が導入された背景を鑑み、消費税法上の取扱いを法人税法上の取扱いに合わせる、すなわち課税標準を帳簿価格とすべきと考える。

また、株式交換・移転については、少数株主の意思にかかわらず起こってしまう組織再編行為であることに鑑み、不課税取引として頂きたい。

- ・ 株式交換等の企業組織再編の際に、株主が株式の交換に伴う譲渡損益を認識しない等、一定の要件を満たす場合は、消費税法上の取扱いにおいて、当該株式の交換を資産の譲渡に該当しない不課税取引とするよう見直すことを要望する。

近年、企業の組織再編が一般化している。組織再編時の株主に係る消費税については、対価として合併法人株式のみを交付する合併等では、被合併法人の旧株主が旧株式と合併法人株式を交換する行為について、資産の譲渡に該当しない不課税取引とされている。一方、株式交換の場合、完全親会社株式のみが交付される場合であっても、完全子会社の旧株主が、完全子会社株式と完全親会社株式を交換する行為は資産の譲渡となる（非課税取引）。

組織再編の形態により株主側の消費税法上の取扱いが異なることは、組織再編形態の選択に歪みを生じさせるおそれがあり、合併法人株式を対価とする合併と平仄を合わせる形で、他の組織再編に係る株主の消費税法上の取扱いを見直すべきである。

8) DESにおける消費税の課非区分の明確化

小規模事業者の納税事務負担の軽減。

白色申告者を青色申告に誘導することにより、記帳水準の向上を図ることができる。

【理 由】

- ・ DESが行われた場合の債権者の消費税の取扱いについて、一般的に、以下の2説が論じられている。
①貸付金債権の現物出資による株式の取得は「金銭以外の資産の出資」であるため「資産の譲渡等」に該当し、非課税売上となる。

②貸付金債権の現物出資は、株式の払込みと実質的には変わらないことから、消基通5-2-1に該当せず、金銭出資による株式取得と同様、不課税取引となる。

消費税法上の取扱いが明確ではなく、実務上、混乱をきたしていることから、改正により明らかにしていただきたい。

9) 一括比例配分方式から個別対応方式に変更する際に必要な2年間継続適用要件の撤廃

【理由】

- ・ 簡便処理（一括比例配分方式）から原則処理（個別対応方式）への変更について制限が課されるのは合理的とは思われず、納税者に過剰な負担を強いるだけであることから撤廃を要望する。

10) 個別対応方式適用における区分経理の明確化

【理由】

- ・ 現行の通達では、明確に区分できないグレーゾーンが多く、実務対応が困難である。部門による割り切り等が認められる範囲等、詳細な規定を要望する。
- ・ 所謂「区分経理要件」について、区分すべき段階（会社帳簿記帳が必要か、申告時の金額計算段階で区分すれば良いのか）が不明確であるため明確化を要望する。

11) 仕入税額控除の帳簿等保存要件の緩和

【理由】

- ・ 仕入税額控除の要件を「帳簿及び請求書等」の保存から「帳簿又は請求書等」の保存へ緩和することを要望する。仕入税額控除は、帳簿に一定事項の記載をすること及びその記載要件を満たした帳簿と請求書等の両方の保存をすることを要件としているが、その記載内容は重複していることから、帳簿か請求書等のいずれか一方のみの保存を容認し、事務負担の軽減を図る。

(3) 申告・納付期限の延長

【理由】

- ・ 消費税は法人税と連動している部分が多く、法人税側で5月末の見込み納付後に修正等があった場合、消費税側は修正申告もしくは更正の請求の手続きが必要になるが、事務負担軽減の観点から、法人税に合わせて1ヶ月の申告期限延長が可能となるよう要望したい。
- ・ 確定決算主義とは必ずしも連動はしないが、法人税の課税所得計算における扱いに準じるよう規定する通達が多く存在することや、個人事業者の消費税確定申告期限が3/31であることなどを踏まえると、法人税と同様、課税期間終了後3ヶ月以内としてもよいのではないかと。むしろ、決算額が変更した場合に修正申告や更正の請求を行う等事務負担軽減を考慮すれば延長特例を制定すべき。
- ・ 消費税の申告・法定納付期限につき、法人税と同様に1ヶ月間延長特例を法制化すること。
- ・ 消費税に影響のある法人税の調整が分かった場合に、消費税の修正・更正が必要となり手続きが煩雑であるため、法人税と申告期限を合わせてほしい。
- ・ 会社法の規定に基づき監査役や会計監査人の監査を受けなければならない等の理由により決算が確定しないため、法人税法第75条の2《確定申告書の提出期限の延長の特例》の規定により確定申告期限の1ヶ月間延長を受けている法人は、消費税についても同様に確定申告期限を延長する特例を設けることを要望する。
法人税では第75条の2の特例が認められている一方、消費税には同様の規定がないため、会計監査人等の監査により納付すべき税額に異動を生じた場合には、修正申告又は更正の請求を行うしかない。
- ・ 消費税は法人税と連動している部分が多く、法人税側の見込み納付後に修正等があった場合、消費税側は修正申告もしくは更正の請求の手続きが必要になるが、事務負担軽減の観点から、法人税に合わせて1ヶ月の申告期限延長が可能となるよう要望するもの。
- ・ 法人税の確定申告の場合、確定決算に基づく申告が求められていることから、決算が確定しないこと等の理由による申告期限の延長が認められている。

消費税においては、法人の事業年度が課税期間とされているが、法人の決算が確定しない限り、消費税の課税標準額及び課税仕入れ等の税額も確定しないこととなる。

したがって、たとえば、課税期間の末日が事業年度の末日である場合には、消費税の確定申告期限の延長が認めることとすれば、確定決算に基づいた消費税の申告が行えると共に、決算の確定に至る過程において生じた調整額を適正に消費税の確定申告書に反映できるようになり、納税者の事務負担の軽減と適正な申告を推進する効果が期待できると考えられる。

- ・ 消費税の確定申告期限は決算日から2ヶ月以内となっている。一方、法人税申告については、決算確定までの1ヶ月の延長期間が認められている。

このため、法人税の課税所得の変動があった場合には、確定申告の時点で消費税の修正申告または更正の請求を行わざるを得ず、事務手続きが煩雑となっている。

については、法人税同様、1ヶ月の延長を認めていただきたい。

(4) その他

1) 航空機の譲渡における輸出免税範囲の拡大

【理由】

- ・ 消費税法施行令第17条第1項及び第2項において、外航船舶等の譲渡等のうち船舶運航事業、船舶貸渡業又は航空運送事業を営む者に対するものが輸出免税の対象とされている。船舶においては、運航事業者に加え、貸渡事業者も対象となっている一方、航空機においては、貸渡事業者が対象となっていない為、航空機においても輸出免税の規定に貸渡事業者を加えること。

2) 電子商取引にかかる消費地課税制度の導入

【理由】

- ・ 課税条件の国際的なイコールフットイングを確保して国際競争力を強化する観点から、海外からインターネットを介して提供されるデジタルコンテンツに関する取引に対し、サービス受給者に納税義務を課す「リバースチャージ方式」及び国外の事業者に対して国内での課税事業者登録を義務付けて納税義務を課す「課税事業者登録制度」の導入を要望する。
- ・ 現行制度上、海外から電子書籍や音楽、広告などを日本へ配信する場合、国外取引に該当するため課税対象外となるが、一方で日本国内にサーバーを設置して同様の事業を行う場合は、国内課税取引に該当し、全く同一の事業を行う場合でも、事業者の居住により、競争上の不整合が生じてしまっている。このような電子商取引については今後もますます規模の拡大が見込まれるため、経済実態に法が一刻も早く追いつくよう法整備の拡充を希望する。

3) 役務提供に係る輸出免税の適用要件の明確化

【理由】

- ・ インターネット等の通信網を介して海外の事業者に役務を提供する場合、役務提供に係る輸出免税の適用要件である「非居住者に対して行われる役務の提供で、国内において直接便益を享受するもの以外のもの」の解釈が不明確であることから、当該取引は輸出免税に該当する旨を通達等で明確化することを要望する。

V その他の国税

(1) 印紙税

1) 印紙税の廃止・簡素化

【理由】

- ・ 実務では多種多様な契約内容があり、収入印紙の要否又は金額の判断が複雑かつ煩雑である。この税制を廃止又は簡素化し、企業の実務負担が軽減されることを望む。
- ・ 経済実態と著しく乖離している印紙税は直ちに廃止すべき。
- ・ 印紙税は、日常の経済取引に担税力を見出し、その取引において作成される文書に課税されるものであるが、近年、電子取引の普及により書面を作成せずに行う取引事例が増加し、IT化が進んでいる企業と他とで課税の公平性を欠く状況が生じていること等から廃止すべきである。
- ・ ペーパーレス化が進んだ社会において、文書に課税する現在の印紙税は課税の公平性の観点から合理性を欠いており、廃止を要望する。
- ・ 印紙税はあくまで文書に課税されるものであり、電子書類には課税されない。電子取引が益々進展する現状においては、課税の不公平が発生しており、文書課税の印紙税は、経済情勢の実情に合わないので、この際印紙税を廃止されたい。
- ・ 印紙税はあくまで文書に課税されるものであり、電子書類には課税されない。電子取引が進展する現状においては、課税の不公平が生じており、文書課税の印紙税は、経済情勢の実情に合わないので、この際に印紙税は廃止されたい。
- ・ 電子商取引が増える中で書類のみに課税する不公平な制度となっている。廃止を要望する。
- ・ 有形の文書の有無により課税の有無が分かれる状況にあるが、インターネット取引の増加等を鑑みると、制度そのものが不合理なものとなりつつあるため、印紙税制度の抜本の見直しあるいは廃止を要望する。
- ・ 電子商取引の急速な普及に伴って課税客体自体が存在しなくなりつつある現状に鑑み、公平性の観点より契約書等に係る印紙税を廃止すること。
- ・ 情報化社会が浸透し電子商取引も一般的となりつつあるなかで、契約文書にのみ課税することは課税の公平性の原則に反するため、印紙税の廃止を要望します。
- ・ 電子商取引等の普及に伴い、課税負担の公平性の観点から不公平が生じていること、印紙税は課税文書の作成の有無、記載金額により税額が異なるため、特に、領収書、手形、不動産の売買、建築請負契約書に係る印紙税については、事務処理を含めて企業にとって大きな負担となっており、その結果、商取引の活発化・円滑化に支障をきたすものとなっている。
また、ドイツ、フランス等では付加価値税（消費税）の引き上げに伴い、印紙税を段階的に引き下げ、現在は廃止されている。今回の消費税の引き上げにより印紙税を廃止すべき。
- ・ 流通課税として、消費税との二重課税としての側面もあり、何らかの抜本的な見直しが必要ではと思慮されるため。
- ・ 電子商取引が一般的となる中で契約文書にのみ課税することは課税の公平性に反する。
- ・ 印紙税は、諸外国では多くはなく、徴税コストもかかり財政面から非効率といわざるを得ない。
- ・ 印紙税は、本来軽微であるべき流通税としては極めて高い税率となっており、金融取引に悪影響を及ぼさないよう整理し、軽減・簡素化することが必要である。

2) 課税物件の明確化

【理由】

- ・ 時代の移り変わりによって、作成される文書の内容や手段が異なってきている。またIT化も踏まえて、課税文書となる要件をより明確化すべきである。
現時点、曖昧な規定の割りに、大規模な印紙不貼付の指摘をされる事例も多く、企業の事務処理合理化の流れに対し、いたずらに萎縮効果を与えている。

3) 印紙税の課税範囲の見直し

【理由】

平成25年度税制改正により、平成26年4月以降作成される領収書等（第17号文書）の非課税金額が、3万円未満から5万円未満に引上げられたことは、適正な方向に前進したものと受けとめている。

なお、未だに印紙税制度を残している他の国では、不動産等の高額取引のみが課税対象となっており、日常の消費活動に関する文書類まで課税対象とはしていないことを考慮し、引き続き、印紙税の課税範囲を見直されたい。

百貨店では、衣料品の裾上げ等のお直しや名入れをはじめとする様々な修理や加工を承っているが、具体的な修理加工の内容は伝票（文書）に記載して、百貨店・消費者・加工業者等で共有している。

こうした1点につき数百円から数千円程度の日常の取引であっても、修理費用を見積りする場合にお渡しする「お預かり書」「承り書」等は、「記載金額の無い請負契約書」として1通200円の印紙税（第2号文書）が課税され、その結果、加工修理と材料費等の合計が1万円以上の場合には、金額や出来上がり期日等を記載した「承り書」（請負契約書）を別途作成し、改めて200円の印紙税（第2号文書）を負担している。

一方、見積りの結果が1万円未満であっても、最初に作成した「記載金額の無い請負契約書」には課税されており、不課税取引に対しても課税している点は不合理である。

修理費用が不明な場合にお渡しする「お預かり書」「承り書」等については課税せず、実際の価格が決定した後には課税・不課税を判断するよう改められたい。

なお、日常の消費活動に関する文書類課税を縮小するため、印紙税（第2号文書）の非課税金額は、領収書等（第17号文書）と同じ5万円未満に引上げられたい。

(2) 登録免許税

1) 認定低炭素住宅に係る特例の延長

【理由】

- ・ 良質な住宅ストックを増やすことを促進するため、以下の要望をする。

認定低炭素住宅の取得に係る登録免許税の特例措置（所有権の保存登記：本則0.4%→特例0.1%、所有権の移転登記：本則2%→特例0.1%）の適用期限（平成26年3月31日）を延長する。

2) 長期優良住宅に係る特例の延長

【理由】

- ・ 良質な住宅ストックを増やすことを促進するため、以下の要望をする。

長期優良住宅に係る以下の特例措置の適用期限（平成26年3月31日）を延長する。

- ①登録免許税の特例（所有権の保存登記：本則0.4%→特例0.1%、所有権の移転登記：本則2%→特例0.1%（戸建ては0.2%））
- ②不動産取得税の課税標準の特例（一般住宅：1,200万円→長期優良住宅：1,300万円）
- ③固定資産税の特例（新築から5年間床面積120㎡までの部分の税額を2分の1に軽減、中高層耐火建築物は7年間）

3) マンション建替え事業に係る特例の延長

【理由】

- ・ マンションの建て替えに係る税負担を軽減し、マンションの建て替えを促進するため、以下の要望をする。

マンション建替え円滑化法に基づくマンション建替えにおいて、権利変換等に係る登録免許税の非課税措置の適用期限（平成26年3月31日）を延長する。

4) 登録免許税の軽減・簡素化

【理由】

- ・ 登録免許税が持つ手数料的な性格を踏まえ、低額の定額税率とする等、大幅に軽減・簡素化することを要

望する。

平成25年4月に国会に提出された「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」において、国内銀行が出資関係の有無を問わず外国銀行の業務の代理・媒介を行うことを可能とすることが盛り込まれているが、当該代理・媒介は、国内の顧客保護の観点から、海外で行われる場合に限るとされていることから、本件に係る「外国銀行代理業務の認可」については登録免許税の課税範囲から除外することを要望する。

登録免許税は、手数料的な性格を持つ流通税であるにもかかわらず、負担が極めて重い。このため、わが国企業の競争力強化に必要な組織再編成や、資産流動化、担保権の信託を利用するシンジケート・ローン取引等の経済取引に影響し、経済の活性化を阻害している面がある。

特に、担保権信託に関しては、不動産信託の所有権移転登記に係る登録免許税が非課税にもかかわらず、抵当権設定登記に加え、信託登記についても登録免許税が課されている。

地方税の部

I 地方税全般

(1) 地方税制度全般の抜本的見直し

【理由】

- ・ 今般の消費税改正に伴い、消費税が各地方税とその役割にとってかわるべきである。
外形標準課税の平成16年度からの導入により、既存の応益課税（固定資産税、事業所税等）との関連で、地方税全般を見直す必要がある。
- ・ 地方法人課税の廃止（法人税との統合）により、法人の所得に対する実効税率の引下げを図るとともに、地方法人課税の申告作業の大幅な簡素化を実現すること。
法人の所得に対する課税を国が一元的に管理することにより、今後の国際競争力強化等の成長戦略の視点に沿った税制度の改革（法人税率の引下げを含む）に迅速に対応することが可能となり、また国からの交付税を地方の財源とすることにより、地域間の税源偏在の是正にも寄与する。また企業にとっては連結納税制度や外国税額控除制度等、法人税とは異なる地方税特有の所得計算・申告作業について大幅な簡素化が期待できる。
- ・ 地方法人特別税は遅くとも消費税率の10%への引き上げ時まで廃止（単純廃止）すること。
- ・ 申告拠点を多数有する企業は、市町村民税の申告のみならず、確定申告や、修正申告・更正の請求等において多大なる事務負担を費やしているのが現状です。東京都においては、23区（特別区）の法人区民税見合いを東京都民税に合算して納税する仕組みも現実であり、市町村合併が進行した現在においては同様の仕組みを他の道府県にも創設するよう要望します。
- ・ 暫定措置的に事業税から分離して創設された地方法人特別税を廃止することを要望します。ただし、万が一、単純廃止が困難である場合は、地方法人特別税、法人事業税及び法人住民税の全部又は一部、とりわけ所得に対する課税部分を国税の法人税に統合し、国家の成長戦略として国際的な水準へと段階的に縮減することも1つの選択肢であると考えられる。
- ・ 本制度は平成20年度に偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として暫定的に導入された制度である。
平成23年度税制改正において法人実効税率引き下げが認められたものの、実効税率は今なお諸外国と比べて高水準にある。
また、社会保障と税の一体改革が行われ、地方消費税が充実した際には、地方法人課税のあり方を見直し、税源の偏在性の小さい税収が安定的な地方税体系を構築することとされている。消費税引上げにより税の偏在性が是正される段階で本制度の目的は果たされることとなることから、本制度は消費税増税のタイミングで廃止していただきたい。

(2) 地方税制度の簡素化

【理由】

- ・ 現行地方税の税額算定は煩雑であり、所得割／法人税割、外形標準課税／均等割／事業所税／固定資産税という形で、似通った課税客体を基礎として異なった方法により税額算定を行っており、また、自治体毎に税率が異なる等の煩雑さも存在しているため、事務負担軽減等の観点から簡素化を要望する。
(例：外形標準課税、事業所税、固定資産税を廃止し、均等割に統合する。)

(3) 法定外税

1) 総務大臣による不同意要件の明確化

【理由】

- ・ 核燃料税などの法定外税について、地方自治体がその創設等を行う場合には、公平・中立などの原則に照らし十分な検討が行われることが重要であり、安易な法定外税の創設、見直しは問題。

法定外税に係る総務大臣の不同意要件について、課税の合理性、負担水準の適正性、国の重要な施策との適合性などの観点から、その判断基準を明確化することは、法定外税制度の透明性向上に資すると考えられる。

2) 納税義務者からの意見徴収の義務化

【理由】

- ・ 法定外税導入に際しては、納税義務者からの意見徴収を義務化し、総務大臣の同意に際しての判断内容の公表を法制化していただきたい。

(4) 連結納税制度の導入

連結納税制度の導入

【理由】

- ・ 納税事務の簡素化に資する形で、地方税においても連結納税制度が導入されることが望ましく、地方税を含めた事務簡便性に配慮した連結納税制度の見直しを要望する。
- ・ 法人税同様企業活動の実態に沿うように、地方税についても企業グループ全体を一体として課税する制度にしてもらいたい。(事務作業の簡素化にも繋がるため)
- ・ 企業の国際的競争力を更に高めるため、また、納税者の事務負担を軽減するため、連結納税制度を法人税のみならず法人事業税及び法人住民税にも拡大すべきである。
- ・ 法人税法上、連結納税制度を導入している企業の決算実務・納税実務の煩雑さを軽減すべく、法人事業税・法人住民税にも連結納税制度を導入することを要望します。
- ・ 地方税においても企業グループ内の損益通算が可能となる連結納税を適用すべきである。損益通算の効果拡大は延いては業界再編・事業再構築の円滑な促進につながり、日本再興戦略で示された事業再編を推進する企業に対する税制を講ずる方針にも合致している。
地方法人課税は都道府県、市町村ごとに申告・納税を要するため、特に全国展開している企業にとっては事務負担も大きいことから、企業の事務負担軽減にもつながる。
- ・ 連結納税制度を導入している企業の決算実務・納税実務の煩雑さの軽減を図るべく、地方税（法人事業税・法人住民税）への連結納税制度の導入を要望する。
- ・ 地方税への連結納税制度を導入してほしい。また子会社が持ち込んだ繰越欠損金をグループ内で通算できるようにしてほしい。連結納税制度を地方税にも導入することが企業の柔軟な競争力の確保向上に資すると考えられる。
- ・ 連結納税制度を活用し企業が活力あるグループ戦略を実行していくためには、同制度を地方税全般についても導入し、選択適用できるように整備することが必要である。
- ・ 地方税にも連結納税を導入することにより、連結納税制度全体の運用が簡素化し、グループ企業経営を促進すると考えられること。
- ・ 現在、連結納税制度は国税に限定されており、法人住民税・法人事業税は単体申告を行う必要があるため、申告手続きが非常に複雑なものとなっている。地方税についても連結納税制度の対象とすることで、連結納税を採用する企業の事務負担を軽減し、制度全体の簡素化を図ることが望ましい。

(5) その他

超過課税の廃止

【理 由】

- ・ 超過課税の廃止により、全国一律の税率とすることを要望します。

Ⅱ 住民税・事業税

(1) 申告納付先の一元化

【理 由】

- ・ 全国各所に事務所を有する法人においては、事務所の所在地毎に申告・納付をする必要があり、更には自治体別の問合せ対応等、事務処理負担が甚大である一方、申告・納付を管理する自治体側においても、作業が重複しており非効率であることから、申告及び納付の統一化を要望する。
特に法人事業税・住民税の申告書様式や納付書様式が自治体毎に異なっており苦慮していることから、早急な措置を要望する。
- ・ 現行は、各々の自治体に申告納付する納付形態となっているが、納税者に過度の事務負担が生じている。事務負担軽減を考慮し、納付窓口は一本化し、そこから各自治体へ配分する仕組みを要望する。
- ・ 全国に支店・工場等を有する法人にとっては、納付事務及び申告事務において多大な時間を費やすことから、納税者事務負担の軽減を実現していただきたい。一方、地方自治体においても、税務事務の集約化が図れる体制を構築された場合は、行政コストの削減に寄与すると考える。
- ・ 事務負担の軽減の観点から、法人事業税・住民税も地方消費税と同様、国（税務署）に一括して納付できるよう改善を要望したい。
- ・ 煩瑣な納税事務の負担軽減の観点から、課税ベースが重複する租税の一体化を図り、徴収機関を一元化して企業の納税コスト低減を推進すべきである。
- ・ 事業税・住民税は事業所の所在する全都道府県・市町村との申告書類の提出・控え入手・納付還付手続きがあり、事務処理が煩雑となっているため、申告・納税事務の一元化を要望する。
- ・ 地方税の統一納付期間の設置、または本店所在地の地方公共団体への一括申告・納付により、手続きを簡素化すること。
- ・ 納税事務簡素化のため、本店所在地または主たる事業所等の自治体への一括申告・納付制度の創設を要望します。
- ・ 法人課税は制度が複雑であり、また全国多数に事業所がある場合、その事務手続きは煩雑を極めるため、国が一括徴収し、各地方自治体へ配分するような制度を創設するか、各企業の本店所在地において一括申告・納付する等の簡素化等を検討して欲しい。
- ・ 建設業を営む場合、建設現場が事務所として課税標準の分割対象となりますが、比較的短期間に設立廃止を行うため申告手続きが煩雑になるため、申告納付の窓口を本店所在地の地方公共団体へ一括して申告納付するように手続きを簡素化してほしい。
- ・ 地方税を本社一括で申告・納付すべきである。また法人事業税の外形基準である付加価値割について、計算方法等の見直しを行い、申告書類についても整理・合理化を図るべきである。
- ・ 現在は、事業所等の存在するすべての都道府県・市区町村に対し個別に申告書の提出・納付をするため、事務負担が非常に大きい。
都道府県・市区町村とも課税ベースは共通であり、一括申告納付する方式を採用していただきたい。
- ・ 事務負担の軽減の観点から、法人事業税・住民税も地方消費税と同様、国（税務署）に一括して納付できるよう改善を要望するもの。

(2) 外形標準課税の廃止

【理 由】

- ・ 全国で事業を展開する企業にとっては申告納付作業の事務負担があまりにも大きいため、外形標準課税の廃止を要望する。
- ・ 外形標準課税は賃金課税に資本金課税を加えたもので、雇用の維持・拡大や自己資本の充実等に悪影響を及ぼすほか、企業の国際競争力を削ぐなど問題が多いので、内容を抜本的に見直すこと。
- ・ 外形標準課税については、例えば付加価値割の算定において、雇用の創出・確保で地域社会に多大な貢献

をする企業ほど負担が重くなる等の問題があることやその算定が複雑であり多大な稼働を要すること等、雇用の確保と企業体質の強化を阻害する税制となっていることから、廃止を要望する。

(3) 外形標準課税の算定方法・記載様式の簡素化

【理由】

- ・ 申告記載様式が従来の所得割に加え、付加価値割等に関する各明細書が追加されたが、その記載内容が詳細すぎるため、企業にとってはかなりの事務負担増となる。企業の申告事務負担の軽減を図るためにも記載様式の簡素化を要望する。
- ・ 事業税（外形標準課税）については、付加価値割（報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料）の範囲・基準が複雑であることから、その金額の把握に莫大な稼働を要している。より簡素で納税事務負担の少ない制度への変更を要望する。
- ・ 付加価値割の申告実務に多大な労力を有するため、付加価値割額の算定基準の簡素化と付加価値割の申告書記載事項の簡略化を要望する。
- ・ 外形標準課税の適用につき資本基準が設けられているが、企業実態は何ら変わらずとも減資によって適用対象外となることは合理性に欠ける。また、添付を必要とする書類が多様であり、派遣従業者や賃貸借を多く擁する企業の実務に多大な負担を強いている。純額でマイナスとなる場合や金額が僅少なものは明細不要とする、保存要件とする等措置が図られるべきである。
- ・ 付加価値割の算定方法が煩雑で納税実務負担が大きく、算定方法の簡素化を要望します。
- ・ 平成16年度から導入された法人事業税における外形標準課税は、実質的に大企業に対する資本金ならびに賃金課税であり、企業の雇用や投資、分社化等の企業再編に抑制的に作用し、経済活力を削ぐ虞がある。特に、資本の大半を海外資源開発事業等に投資している場合において、海外に事業所がない場合や投資先が子会社ではない場合は、資本割の負担が著しく重くなる。

従って、外形標準課税について、資本割の軽減措置の拡充（※）を図るとともに、計算方法の簡素化および住民税均等割、事業所税等、他の外形標準課税制度との整理・統合による地方税制度の簡素化を検討していただきたい。

（※）特定子会社株式の総資産に占める割合が50%超の場合のみ、特定子会社株式に対する軽減措置が適用されるが、50%を境に適用・非適用の格差が大きいため、基準の引き下げ等をお願いしたい。

加えて、連結納税グループ内で合併を行う際、事業税については適格合併であってもみなし共同事業要件を満たさなければ欠損金の引継ぎに制限が生じる。組織再編による企業競争力促進のためにも制限の撤廃をお願いしたい。なお、住民税については同様の制限はなく、税制間の不一致を是正することにもなる。

(4) 外形標準課税における課税標準の見直し

1) 保険業に係る法人事業税の現行課税方式の維持

【理由】

- ・ 平成15年度税制改正により、資本金1億円超の法人を対象として一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成16年度から適用されています。生命保険業については、既に昭和29年から収入金額による外形標準課税が行われており、地方の安定的な税収確保に貢献してきました。しかしながら、与党の平成25年度税制改正大綱の検討事項において、「現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。」といった方向性について記載されています。

一般事業会社について導入された外形基準は「地方分権を支える基幹税の安定化」という視点や「増税を目的としたものではない」という考え方に基づいて導入されていますが、生命保険業の現行の課税方式は、まさに税収の安定化に寄与していると考えられます。よって、生命保険業の法人事業税については、現行の

課税方式を維持することを要望します。

- ・ 法人事業税は、地方公共団体の提供する種々のサービスに対する応益課税の性格を有することを明確化し、また安定的に地方税源を確保すること等を目的として、平成15年度税制改正により、従来の所得課税方式が見直されました。具体的には資本金1億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成16年度から実施されています。また、平成20年度税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税が創設されました。これと関連して平成25年度税制改正大綱において、既に収入金額課税となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の4業種の課税方式については、引き続き検討することとされています。

損害保険業に係る法人事業税は、昭和30年より収入金額を課税標準とする100%外形標準課税が導入されており、地方公共団体の安定的な税収確保に貢献してきました。一方、一般事業会社に導入された外形標準課税は、経済環境に対する配慮もあって、4分の3部分については所得課税を継続し、残りの4分の1部分についてのみ外形基準を組み込んだものとなっています。このため、仮に上記4業種の課税方式が見直されるとすれば、損害保険業の課税標準に所得が組み込まれることも想定されます。

しかしながら、損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持する方が税収の安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。また、応益課税という事業税の基本的な性格に鑑みれば、100%外形標準課税である収入金額課税方式が適当と考えられます。

2) 電気供給業・ガス供給業に係る法人事業税の現行課税方式の見直し

【理由】

- ・ 法人事業税については、資本金1億円超の大企業について、平成16年度から一部外形標準課税が導入されましたが、現行収入金課税が行われている電気事業をはじめとする3業種については、外形標準課税の対象外となっており、不公平税制は解消されない状況。

電気事業など特定の事業のみがその他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題であることに加え、結果として電力供給のコストを押し上げ、電気の利用者に重い負担を強いることとなるため、こうした不公平な取り扱いを解消すべき。

25年度与党税制改正大綱においても検討課題と位置づけられており、今後の地方法人課税のあり方や、税体系の抜本的改革を踏まえた検討が必要。

- ・ 電気事業など特定の事業のみがその他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題であり、その他の事業と同様の扱いに改められるべきである。
- ・ ガス供給業は、法人事業税の課税標準として収入金額が適用されていることから、「その他の事業」（付加価値割、資本割及び所得割が課税標準）と比べて取扱いが著しく不公平になっている。

ガス供給業に対する法人事業税の不公平を是正するためには、「その他の事業」と同一の扱いとすべきだが、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、段階的な実現を要望するもの。

ただし、資本金1億円以下のガス事業者は、経営基盤の脆弱性等から「その他の事業」と同一の扱いとするよう要望する。

- ・ 課税の公平性・担税力の観点から、ガス・電力事業の課税方式について、収入金課税方式から他業種と同様の課税方式（もしくは収入金課税をベースに新しい外形標準課税を組み入れた形）とするよう要望したい。

3) 「法人事業税の課税標準の特例制度」の恒久化

【理由】

- ・ ガス事業においては、平成13年度から託送供給制度の運用が開始され、20年度より電気事業と同じく法人事業税の課税標準から託送料金に係る控除制度が創設された。

「重複課税回避」「電気事業における託送料控除とのイコールフットイング」「自由化促進」のため、現行制度の恒久化を要望する。

- ・ 電気事業者が、電気の供給を行うにあたり、収入金額に対する法人事業税を課される他の電気事業者に送電、変電または配電を行うことを委託して電気の供給を行った場合に、それぞれの電気事業者に対して全収入金額を課税標準として課税するとすれば、同一の電気について、重複して法人事業税を課税することとなる。

このため、重複した課税を回避する観点から、法人事業税の課税標準の算定にあたり、託送料を収入金額から控除することが必要であるため、現行制度の恒久化を要望する。

4) 収入金課税の廃止

【理由】

- ・ 所得課税事業と収入金課税事業を併営する場合に、区分計算を実施する事務作業量が負担となっているため。また固定買取制度の導入により電気供給への新規参入する者との課税の公平性を確保するため、収入金課税について所得課税に一本化してほしい。

(5) 法人住民税額の計算

1) 法人住民税（法人税割）における試験研究費の税額控除額の考慮

【理由】

- ・ 法人税で計算した試験研究費税額控除の金額について、法人住民税の課税標準の計算上も控除を認めていただきたい。
- ・ 法人税で計算した試験研究費税額控除の金額は、法人住民税の課税所得計算上、減算項目となっていない。国と地方の平仄を合わせるべく、法人住民税の課税所得計算上においても、減算項目とするよう要望する。
- ・ 法人住民税（法人税割）の課税標準は法人税額であるが、試験研究費の税額控除前の法人税額が用いられる。企業の研究開発活動を地方でも支援しイノベーションを促進する観点より、試験研究費の税額控除後の法人税額を課税標準とするよう改正を要望する。

2) 連結納税における中間申告の仮決算方式の導入

【理由】

- ・ 連結納税制度における法人税の中間申告は、前年度実績による予定申告、又は、仮決算による中間申告のいずれかを選択できるものと同様に、連結納税適用法人の地方税の中間申告においてもいずれかを選択できるようにするとともに、申告納付期限を2ヶ月延長していただきたい。

Ⅲ 事業所税

(1) 事業所税の廃止

【理 由】

- ・ 法人事業税の外形標準課税（付加価値割）の課税標準に報酬給与額や支払賃借料が含まれ、事業所税の従業者割及び資産割と課税標準が重複すること及び納税者の事務負担の軽減の観点からも事業所税（あるいは法人事業税付加価値割）を廃止願いたい。
- ・ 全国で事業を展開する企業にとっては申告納付作業の事務負担があまりにも大きいため、事業所税の廃止を要望する。
- ・ 大都市のみが課する不公平な制度である。他の地方税と重複しており、廃止を要望する。
- ・ 事業所税は大都市機能維持のための環境整備等財政支出を進出企業に利益負担させるため設けられた目的税であるが、都市整備及び企業の地方分散が概ね進み、創設目的は果たされたといえる。また、その課税ベースとなる床面積（資産割）と給与（従業者割）についてはそれぞれ固定資産税と外形標準課税の二重課税となっており、事業所税はもはや廃止すべきである。
- ・ 事業所税は、事業所床面積を課税標準とする資産割と、従業者給与総額を課税標準とする従業者割からなりますが、これらは固定資産税と事業税の付加価値割と課税標準が類似しており、地方税の整理・統合の中で廃止することを要望します。

(2) 課税標準の見直し

【理 由】

- ・ 事業所税の従業者割については、全国規模の会社等、事業所を多数有する企業では、給与等の支払額の把握に多くの稼働を要している。納税者の事務負担を軽減するため、従業者給与総額を期末人員数により按分して課税標準を算定する方法に変更することを要望する。

(3) みなし共同課税の廃止

【理 由】

- ・ 一定規模までの事業所は事業所税免税とされているが、グループ企業が事業所を一箇所に集約して事業を行った場合は、全く異なる事業を実施していたとしても形式判断として共同事業とみなされ、単独であれば免税点に達しない企業があったとしても合算課税の対象（みなし共同課税）となる。また、この合算の税額算定にあたっては、互いに気づかないうちに納税処理を漏らしているという事象も発生しうるため、廃止を要望する。

(4) その他

1) データセンター（DC）建物に係る税制優遇措置

【理 由】

- ・ クラウドコンピューティング技術の発達により、データの保管場所であるDCの重要性が高まっているが、保管場所を選ばないことからグローバルな競争にさらされ、日本企業の情報が国外DCに保管されている状況がある一方、情報漏れなどの問題対処への懸念から国内DCへの保管ニーズは高く、情報通信社会におけるサービス実現にあたっての拠点そのものとなることから、DC活性化策の一つとして税制優遇を推進することで、より低廉なサービス提供を可能にし、グローバルな競争に耐えうる環境を整える必要がある。具体的には、DC建物に係る事業所税（資産割・従業者割）の非課税措置を要望する。

2) 携帯電話事業の用に供する施設の非課税措置の創設

【理由】

- ・ 第1種電気通信事業の用に供する施設については、都市機能の維持向上を図るために必要不可欠な施設として事業所税の非課税とされているが、そのうち携帯電話事業者が事業の用に供する施設は除かれている。しかし、移動電気通信設備は都市機能の維持向上には不可欠なインフラであり、先の東日本大震災時においても固定電話と同等の効力をもたらし、公共性及び都市機能向上への必要性が高いと考えられることから、携帯電話事業の用に供する施設について、非課税措置の創設を要望する。

Ⅳ 固定資産税

(1) 償却資産に対する固定資産税の廃止

【理 由】

- ・ 国際的に稀な償却資産税を廃止、もしくは大幅に縮小し、国際競争力強化のためイコールフィッティングの実現を要望する。
- ・ 償却資産に課する固定資産税の廃止、又は免税点の金額の引き上げ、及び課税標準額の見直し（法人税との償却計算の統一化）を要望する。
- ・ 償却資産税については、製造業等の特定業種に負担が偏重すること、国際的にも生産財に対する課税は極めて異例であること等不公平性や二重課税を生ずる等の問題が指摘されている。地方税体系の抜本的見直しにおいて償却資産に対する固定資産税を廃止すべきである。
- ・ 全国で事業を展開する企業にとっては申告納付作業の事務負担があまりにも大きいため、償却資産税の廃止を要望する。
- ・ 取得価額の5%に到達した償却資産は、その耐用年数を満了した、いわば使用済み資産である。固定資産税では、5%到達資産は、その金銭的価値がないにもかかわらず、保有し続ける限り永久に課税される。5%到達時に課税を終了すべきである。
- ・ 国際的イコール・フッティングの観点から、償却資産課税の縮減を要望する。
- ・ 償却資産に課税を行うのは国際的に見ても稀であり、設備を多く有する特定業界に負担が偏重し、課税の公平性も失するため、縮減・廃止を検討すべきである。また、法人税法において新減価償却制度が導入された今なお旧法によっている点は合理的ではなく、企業実務に過大な負担を強いている点も改善すべきである。
- ・ 償却資産税は製造業に負担が重く、また当該資産で稼得した所得に法人税が課せられることから二重課税となっていると考えられる。また、国際的にもあまり例を見ない税制であり、廃止を要望する。
- ・ 償却資産税は特定の設備型産業に偏重しており、国際的に見ても生産財に対する課税は極めて異例であることから、廃止すること。
- ・ 国際的にみても償却資産に対する課税は特異であり、国際競争力の観点、また設備投資促進の観点より償却資産税の廃止を要望します。平成19年度に導入された新減価償却制度と償却資産税の評価額計算が統一されておらず、納税実務が煩雑となっており、廃止が実現されない場合であっても、最低限、法人税法と地方税の償却計算方法の統一を図ることを要望します。
- ・ 固定資産を購入するだけで固定資産税（償却資産）がかかってしまうため、投資抑制になってしまう。償却資産税は製造業にとって負担が大きく、当該資産で獲得した所得に法人税が課せられるため二重課税となっている。
- ・ 償却資産を課税客体とするケースは国際的に見て極めて例外的であり、グローバル市場で過酷な競争に晒されている企業にとって、海外企業のイコールフッティングの観点から大きな問題を有している。

そもそも償却資産は取得時には消費税、償却に伴う収益には法人税が課税されているが、償却資産税は単に設備を保有するだけで課税されることから、フローを伴わず、担税力がない。一方で、償却資産税は社会保障の割合が高い地方自治体の行政サービスの財源となっていることから、償却資産保有に関連した応益の対価としての意味合いも薄い。設備型産業に偏重するといった税の公平性の観点からも、償却資産に対する固定資産課税は問題があり、廃止すべきである。
- ・ 少なくとも、製造業の国内立地維持や雇用確保、また、日本再興戦略における生産設備の新陳代謝のため、国内設備投資を促進するといった観点から、新規投資分から廃止すべきであるが、地方の税財政を取り巻く諸事情により速やかな撤廃が困難であれば、国税における減価償却制度の取り扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時廃止すべきである。
- ・ 償却資産に係る固定資産税は国際的に稀な課税であり、企業の国内における設備投資意欲を低下させ、雇用の増加を阻害する要因ともなり得るため、廃止することを要望する。

廃止されない場合、圧縮記帳の取扱い、残存価額、償却方法など法人税と相違する点があり、統一すること

により事務負担の簡素化を進めて欲しい。

- ・ 国際的整合性や業種間での税負担の公平化のため、償却資産にかかっている固定資産税を廃止することを要望する。
- ・ 機械装置、工具、器具備品等の償却資産に係る固定資産税を廃止することを要望する。耐用年数の短い動産は、原材料、水道光熱費等の経費と同様、製品・部品を製造するために費消される投入原価要素であり、固定資産税の課税対象にはなじまないことから、課税対象から除外すべきである。
- ・ 店舗内のエレベーターやエスカレーター、建物と一体となった電気設備や可動間仕切、絨毯、さらに保冷・冷蔵設備や陳列什器等は、事業用償却資産として、土地・建物とは別に固定資産税が課税され、個々に税務上の管理をしている。

これらの設備は、バリアフリーや商品の鮮度（安全性）を確保しつつ、消費者の商品選択の利便性を確保するため、店舗には必要不可欠な設備であるが、こうした設備を課税することで、店舗を持たない通信販売事業者の負担は軽減されており、経済活動に非中立になっている。

多くの事業用資産は、別途課税されている店舗等建物と不分離の設備であり、営業上必要な設備である。事業用償却資産に関わる固定資産税は、速やかに廃止されたい。

- ・ 償却資産に対する固定資産税の課税制度は、速やかに廃止すべきである。直ちに廃止が困難であるならば、新規に取得した償却資産は、課税対象外とするとともに、固定資産税（地方税法）の残存価額と償却可能限度額を、法人税法（国税）に合わせ撤廃するなど、段階的に廃止すべきである。

償却資産に対する固定資産税は、国際的に稀な制度であり、対象が一部の設備型産業に偏るため、課税の公平性で問題がある。また本税制は企業収益を考慮しないため、特に赤字決算企業は大きな負担を強いられる。さらに投資額に応じて課税されるため、企業の国内への投資意欲を削ぎ、政府の進めている成長戦略とも逆行する。

- ・ 償却資産は事業所得を生み出すための費用としての性格を有しているが、本制度による税負担は設備型産業に偏重するという性質を持ち、大型設備を保有する非鉄金属業界においても相応の負担をしているところである。

また、償却資産への課税は国際的に見ても極めて異例である。特に昨今わが国企業の置かれる事業環境は以前に増してかなり厳しい状況にあり、国内産業の空洞化が懸念される状況にある。国内産業の空洞化は企業の利益の問題だけでなく、雇用の問題や税収の問題にも波及する。

国内産業の保護・活性化、国際競争力確保の観点からも、償却資産に対する固定資産税については段階的な縮小・廃止をお願いしたい。その中で、償却資産の課税標準については法人税法に合わせて、

- ①5%残存価格の撤廃
- ②中小企業に対する少額減価償却資産の特例（30万円未満は損金算入）

を認めていただきたい。

その際、地方財政の健全化を損なわないように代替財源の手当ても必要である。

(2) 償却資産税の評価額算定方法と法人税法上の減価償却制度の統一

【理由】

- ・ 固定資産税の課税事務においては、家屋と償却資産の区分が明確でないことに加え、法人税法上の取扱い（減価償却資産の定義や償却計算の方法）と異なっていることから、課税標準の計算等における事務負担が大きい状況にあり、例えば、固定資産税における家屋・償却資産の区分を法人税法上の区分に合わせる等、固定資産税の課税事務の簡素化を要望する。
- ・ 法人税法では、平成19年度改正により償却可能限度額が撤廃されたが、固定資産税の償却資産の最低評価額は依然として従前（取得価格の5%）のまま据え置かれており、法人税と固定資産税で異なる減価償却計算を強制されている。システム対応を含めて、企業の実務負担を軽減する観点から、早期に法人税と同様の措置が導入されることを要望する。
- ・ 固定資産税の課税対象につき、家屋・償却資産の区分、償却方法等を法人税法上の区分と同一にして、固定資産税の課税方法を簡素化する。

固定資産税の課税実務においては、家屋と償却資産の区分が不明確であり、法人税法上の取扱いと相違しているため、課税標準の計算等における事務負担が大きいため。

- ・ 建物の価格は、建築技術の向上に加え、需給関係や資材価格の変動等コスト要因に左右されるため、再建築価格方式ではなく、当該建物の収益力を反映した収益還元方式に改めるべきである。

また、百貨店（店舗）は、定期的な大規模なリニューアル工事を行うことで、商業集積としての魅力を維持している。耐震基準等の繰り返し見直されており、現行の経過年数65年は明らかに長すぎる。法人税の耐用年数39年と統一されたい。

さらに、経過年数（65年）の終了後の残存価格（20%）は、法人税の償却限度額（備忘価格）と比較して負担が大き過ぎて不合理である。残存価格も国税の備忘価格並に引き下げられたい。

- ・ 地方税法上の残存価額と償却可能限度額の早期撤廃を要望する。また法人税法、地方税法、会社法、金融商品取引法、これら法律間の会計処理統一化を強く要望する。

わが国の減価償却制度は、平成19年度税制改正において法人税法上は残存価額と償却可能限度額が撤廃されたが、固定資産税（地方税法）上は制度の改正がなされていない。また昨今の会計基準のコンバージェンスにより、企業会計と法人税法の乖離拡大の恐れもあるなど、法人税法と地方税法のみならず、法人税法と会社法、金融商品取引法においても異なった処理が必要となっており、企業の事務負担が増大している。

- ・ 不動産に係る固定資産税は、バブル崩壊後、土地をはじめとする資産価格が下落したなかで過重な税負担となっており、評価方法の見直し・税率の軽減をお願いしたい。

(3) 固定資産税の負担の軽減

1) 固定資産税の引下げ

【理由】

- ・ 平成25年1月の公示地価は、全国平均で見ると、住宅地および商業地ともに5年連続の下落となり、平成3年のピーク時と比較すると商業地においては約74%下落しているなど、依然として市況の回復には至っていません。

土地の有効利用と流動化の促進に向けた税制の適正化・簡素化を図るとともに、納税者の立場に立った課税事務のあり方も含めた、不動産関連税制の総合的な見直しを要望します。

固定資産税については、土地の収益性ととの比較において過大な負担となっていることから、税率や評価額について適正な水準まで引き下げるよう要望します。

2) 固定資産税の評価方法の明確化・見直し

【理由】

- ・ 賦課課税方式である固定資産税について、評価の誤りによる課税額の誤謬は納税者自身で点検する必要があるが、現状、自治体では評価プロセスを公表しておらず、課税額の点検が困難となっていることから、例えば、評点数計算書等の評価プロセスが分かる資料の公開等、固定資産税の評価プロセスの透明性向上を要望する。

また、納期の設定や納税通知のスケジュール設定は自治体に委ねられ、課税事務が多様多様となっており、交付を受ける課税明細書についても記載内容、様式が統一されていないため、データ整備や事務の効率化が図りづらくなっていることから、自治体によって異なる課税事務の標準化を要望する。

- ・ 納税者にとって固定資産評価の内容が複雑なためほとんどの場合その内容のチェックは不可能であるため、建物に関する固定資産税の評価基準を簡素化、透明性の高いものにすることを要望する。

3) 非住宅用地の固定資産税負担の適正化・均衡化

【理由】

- ・ 百貨店は、来店客の利便性の高い駅前等交通の要所に出店している。中心市街地の活性化には、地域を代表する百貨店を核とした街づくりが重要であり、大都市部と比較して経済環境が厳しい状況にある地方の中心市街地（県庁所在地等）に立地している百貨店の事業コストを軽減するため、商業地等事業用地に係る営

業店舗の固定資産税を全国一律で軽減されたい。

- ・ 土地に対する税負担の適正化を図るため、負担水準の上限を60%へ速やかに引き下げを要望する。

4) 公害防止用設備の固定資産税の課税標準特例の適用期限の延長

【理由】

- ・ 電気事業者は特例を活用して公害防止設備を設置することで、地方自治体が独自に設定する厳しい環境基準を遵守してきており、今後も追加投資が考えられることに加えて、電気事業への新規参入者に対して環境対策を促す効果も有する制度であるため。
- ・ 公害防止に対する社会的要請は、地球環境問題への関心の高まりもあって、ますます厳しくなっており、電気事業においても、公害防止のための投資を継続的に行い、設備の整備に努めるなど、環境保全を図るための徹底した公害防止策を推進している。

しかし、公害防止関係の支出は、企業の収益に直接貢献することのない負担であり、電気事業の経理にも大きな影響を及ぼしているため、今後一層の環境保全を推進する観点から、現行制度の適用期限の延長を要望。

- ・ 環境対策設備（汚水廃液処理設備）の固定資産税課税標準の特例制度（三分の一特例。適用期限：平成26年3月31日）の延長を要望する。
- ・ 固定資産税の課税標準の特例については、産業廃棄物処理用設備、汚水または廃液処理施設、産業廃棄物焼却施設等に対する指定年度の期限が到来する。本制度は地域の振興、あるいは公害防止対策上大きな役割を果たしており、このため、本制度を是非延長していただきたい。

5) 道路占用料に係る課税の特例

【理由】

- ・ 道路に設置する電柱等の償却資産について、固定資産税の他に道路占用料という2種類の道路使用対価を支払う状態のため、当該資産を道路占用料の対象外とするよう要望する。

6) 新築住宅に係る固定資産税の軽減の延長

【理由】

- ・ 新築住宅取得に係る税負担を軽減し、新築住宅の取得を促進するため、新築住宅に係る固定資産税の特例（現行：床面積120㎡までの部分を中高層耐火住宅は5年、その他3年、税額を1/2に軽減）の適用延長（平成26年3月31日）を延長して頂きたい。

7) 電気通信事業に係る償却資産の課税標準の特例措置の創設

【理由】

- ・ 社会生活に不可欠なインフラである電気通信サービスについては、その公共性を鑑み、電気通信事業者が新設した電気通信設備等に係る特例措置として、公共事業等に対する課税標準の特例と同様に、適用期限を設けず課税標準の特例を要望する。例えば、当該サービスは東日本大震災時に安否確認・災害情報の提供等において重要な役割を果たしたものであり、課税標準の軽減等により自己資本の充実を図り、将来の通信インフラ構築に充当させることで、大規模災害時においても継続したサービスを提供するためにも、特例措置の創設が必要であると考えらる。

8) データセンター（DC）建物に係る税制優遇措置

【理由】

- ・ クラウドコンピューティング技術の発達により、データの保管場所であるDCの重要性が高まっているが、保管場所を選ばないことからグローバルな競争にさらされ、日本企業の情報が国外DCに保管されている状況がある一方、情報漏れなどの問題対処への懸念から国内DCへの保管ニーズは高く、情報通信社会におけるサービス実現にあたっての拠点そのものとなることから、DC活性化策の一つとして税制優遇を推進することで、より低廉なサービス提供を可能にし、グローバルな競争に耐えうる環境を整える必要がある。具体

的には、固定資産税の課税標準の軽減措置を要望する。

9) 固定資産税の抜本的見直しにおける除外事業の削除

【理由】

- ・ 経済産業省で、国際的に稀であり、設備投資を抑制する償却資産（工場の設備等）に課される固定資産税の抜本的見直しが検討されている中、公益性の高いガス・電力等は対象から外されている。税負担の軽減は、ガス料金の低廉化へつながること、および公平性の観点からガス業等も含めて検討することを要望する。

(4) その他

1) 公益法人関係税制の整備

旧制度における公益法人等が一般社団法人・一般財団法人に移行する場合、これらの図書館、博物館等の施設に対する平成26年度分以降の固定資産税等については、収入規模に関わりなく非課税とする等、適切な措置を講じることを要望する。

【理由】

- ・ 平成20年度税制改正では、公益法人制度改革関連法に対応するため、公益法人関係税制が整備され、同法に定める公益社団法人・公益財団法人や、一般社団法人・一般財団法人のうち共益的活動を目的とする法人等について、収益事業課税を適用する等の措置が講じられた。このなかで、固定資産税等に関しては、公益社団法人・公益財団法人の施設について、旧民法第34条にもとづく社団法人・財団法人と同様の非課税措置が講じられるとともに、一般社団法人・一般財団法人に移行した法人の既存の施設（図書館、博物館等）についての非課税措置が平成25年度まで継続するとされているが、平成24年度税制改正において、平成26年度以降の当該非課税措置の対象は、非営利型法人であって、遊休財産額が一定の基準を満たすもののうち、年間収入額5,000万円以下のものに限ることとされた。

公益法人制度改革の目的は、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し民による公益の増進に寄与すること等であり、公益的な性格からこれまで非課税措置が講じられてきた施設の性格に、本来、何らの影響を及ぼすべきものではなく、新制度に円滑に対応できるようにする必要がある。

2) 申告、納税手続きの簡素化

【理由】

- ・ 複数の市町村に固定資産を有する企業については、その市町村ごとに納付期限、分割回数、報奨金制度、納税通知書様式等が区々であり、納税及び申告書作成等に膨大な事務処理稼働を要していることから、制度の統一化や市町村を包括する都道府県が徴収等を実施する等の制度の簡素化を要望する。

V 不動産取得税・軽油引取税

(1) 不動産取得税

1) 不動産取得税の廃止

【理由】

- ・ 不動産取引に係る流通段階のコストは、不動産取得税および登録免許税が課せられていることにより、他の金融資産等と比べて割高なものとなっている。
不動産市場活性化のため、不動産取得税の廃止および登録免許税の適正水準への引き下げによる、負担軽減措置の拡充を要望する。

2) 不動産証券化を促進するための特例措置の延長又は恒久化

【理由】

- ・ 会社型投資信託やSPC等に係る不動産取得税および登録免許税について、既に一定の税制上の措置が講じられています。しかしながら、会社型投資信託やSPC等は、本来、導管体であり担税力を持っていないことや、今後、不動産投資信託をはじめとした不動産流動化市場が発展していくためには更なる税制上の措置が不可欠と考えられることを考慮し、会社型投資信託やSPC等を利用した不動産流動化に係る不動産取得税の廃止を要望します。
また、所有権の移転登記に係る登録免許税については、特例措置の恒久化を要望します。

3) 不動産取得税及び固定資産税が非課税とされている不動産について、投資法人、特定目的会社又は信託形式による不動産証券化スキームを利用した場合における、当該不動産に係る不動産取得税及び固定資産税の非課税化

【理由】

- ・ 公立及び公的医療機関や社会福祉法人などが公的な活動等に使用し所有する不動産については、不動産取得税・固定資産税が非課税とされているが、資金調達の一環としてREITやSPC等の不動産証券化手法を利用し、投資法人等に当該不動産の所有権が移った場合、当該不動産について今までと同じように公的な活動等に使用されても、不動産取得税・固定資産税は課税されることになるため、公立及び公的病院や社会福祉法人などの賃借料負担軽減や不動産証券化手法促進の観点から、上記病院と同様に非課税としていただきたい。

4) 住宅及び住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例の延長

【理由】

- ・ 新築住宅取得に係る税負担を軽減し、新築住宅の取得を促進するため、以下の要望をする。
 - ①住宅用土地に対する不動産取得税の特例措置（住宅の床面積の2倍（200㎡を限度）相当額を減額）を受ける場合の土地取得から新築までの期間要件の特例措置（本則2年→特例3年、やむを得ない事情の場合には100戸以上のマンションは4年）について、適用期限（平成26年3月31日）を延長する。
 - ②デベロッパー等に対する新築家屋のみなし取得時期の特例措置（本則6ヶ月→特例1年）について、適用期限（平成26年3月31日）を延長する。

(2) 軽油引取税

軽油引取税に係る免税措置の復活

【理由】

- ・ 特例利用率が低いこと及び免税額が経営規模に比して僅少であることを理由として、電気通信事業者については軽油引取税の課税免除措置の対象外とされたが、電気通信事業の公共性の高さ及び東日本大震災の発

生以降、災害や大規模停電時に通信を守るための電源設備の重要性が従来以上に高まっている状況を踏まえ、電気通信設備の電源用に使用するための軽油を免税とする、本措置について復活を要望する。

その他の部

I 環境・エネルギー税制

(1) 地球温暖化対策のための税の見直し

【理由】

- 地球温暖化対策のための税については、昨年10月から施行されているが、当該税制の必要性、妥当性等を再度検証するとともに、その導入による経済・雇用等への影響を提示し、国民の理解と納得を得るプロセスが不可欠である。

現在、ほとんどの原子力発電が停止状態にある中、火力発電を最大限に活用せざるを得ず、政府が閣議決定した日本再興戦略においても電力・エネルギー政策の克服とコスト低減を指向し、高効率火力（石炭・LNG）の導入等の施策を掲げており、エネルギー政策として石炭、LNG、石油等の化石燃料の使用増加を進めなければならない状況下での、化石燃料への課税強化は政策としての統一性を欠いている。現に火力代替に伴う燃料コストの増加や再生可能エネルギーの全量買い取り制度等による電気料金の上昇が全国的な問題となっており、震災復興、経済回復の足かせとなることから、地球温暖化対策のための税は廃止すべきである。

- エネルギー政策の見直しに合わせ、地球温暖化対策税の廃止を要望する。
- 国内外の市場において、熾烈な国際競争を行っている紙パルプ製品について、国内の生産事業者だけに賦課される地球温暖化対策税は、国内の生産事業者の国際競争力を著しく損なうので廃止すべきであり、少なくとも段階的引き上げは凍結すべきである。

地球温暖化対策税の導入により、当業界は国際競争力がさらに低下することとなる。その結果、過去大幅に省エネを実現しているわが国の生産品が減少し、エネルギー効率の悪い海外生産品が増えるため、地球規模ではCO₂排出量が増加するおそれがある。また地球温暖化対策税は、必ずしもエネルギー需要抑制につながるとは限らず、CO₂排出削減が確実に保障されるものではない。

原子力発電所の稼働停止による割高な化石燃料使用の増加や、再生可能エネルギー固定価格買取制度による新たな負担により電力価格は上昇しており、その上さらに地球温暖化対策税を上乗せすることは、企業の経営体力を著しく阻害する。

(2) 環境負担削減へのインセンティブ

石油石炭税における「鉄鋼・コークスの製造に使用する石炭」の恒久免税化

【理由】

- 国際的イコール・フットィングの観点から、原料用途免税の本則非課税化を要望する。

Ⅱ 自動車税制

(1) 自動車関係諸税についての軽減・簡素化

【理由】

- ・ 自動車取得税は道路特定財源の一般財源化により課税根拠を喪失しており、また税体系上も自動車取得税は消費税と二重課税であり、廃止すべき。

自動車取得税を存続したまま消費税が10%引き上げれば、自動車購入時の負担は15%にものほり購入意欲が著しく阻害される。これにより国内販売は致命的な打撃をもたらす、国内生産や雇用の維持が一層困難になる。わが国経済へ深刻な影響を及ぼすため、廃止すべき。

- ・ 依然として国際的に過重な自動車ユーザーの負担軽減を図るため、簡素化・グリーン化の観点から、自動車重量税など保有課税を廃止・抜本的に見直すべき。

自動車には取得・保有・走行の各段階で9種類もの税金が課せられ複雑・過重。消費税が引き上がると保有時の税負担は軽減されず、自動車購入意欲は著しく阻害。これにより国内販売は致命的な打撃をもたらす、国内生産や雇用の維持が一層困難になる。わが国経済へ深刻な影響を及ぼすため、廃止すべき。

(2) 自動車税のグリーン化の拡充

【理由】

- ・ 平成26年3月末で適用期限の到来する自動車税のグリーン化特例を以下の通り拡充の上、延長すべき。

①制度延長：

平成26年度3月末で期限切れとなる自動車税・グリーン化特例措置を延長。

②制度拡充：

・ 軽減期間拡充：新車購入の翌年度に限られている軽減期間を拡充。

・ 軽減率の拡大：現行（50%/25%）の軽減率を拡充。

消費税増税による自動車ユーザーの税負担増を緩和するとともに、環境性能に優れた自動車の普及促進のためには、税制上のインセンティブが不可欠。

政府は「2020年までに新車販売に占める先進環境対応車の割合を積極的な支援を前提に80%にする」との目標に挙げている（次世代自動車戦略2010）が目標達成を加速・確実なものとするためにも自動車税のグリーン化の拡充が必要。

Ⅲ 納税環境の整備

(1) 納税者権利憲章の法制化

【理由】

- 平成23年税制改正案に織り込まれていた納税者権利憲章を法制化すること、特に以下項目を要望する。
 - ①納税者の権利利益の明確化及び法制化
 - ②国税庁に求められる役割・行動、国税庁の使命と税務職員の行動規範についての策定と法制化
国税通則法を改正し、納税者の権利利益や国税庁に求められる役割・行動、及び国税庁の使命と税務職員の行動規範について法制化することにより税務執行の透明化を促進していただきたい。

(2) 更正の請求期間の延長

【理由】

- 更正の請求をすることができる期間を9年以内（現行5年以内）とすること。また、後発的理由による請求期間の特例については、1年以内（現行2ヶ月以内）とすることを要望する。
納税者の権利確保の観点から、更正等の期間と整合させるべきである。

(3) 電子申告・納税システム

電子帳簿保存の適用範囲拡大・要件緩和

【理由】

- 現行法制では、電子帳簿保存の適用範囲・要件が厳格すぎるため、適用できる企業は極めて少ない。電子帳簿保存を適用しやすくなるよう、企業の行動実態に則して、適用範囲の拡大・要件緩和を要望する。（例えば下記のような事項）
 - ・適用対象の契約書・領収書等の金額上限（現行3万円）の撤廃もしくは引き上げ・文字の認識に関する要件（現行4pt）の緩和
 - ・法人税申告書については、電子申告を行う際には、電子署名及び電子証明書の添付によって本人性の確認を行うこととなっている。しかし、代表者・経理責任者の変更があった場合、電子証明書取得の事務処理に時間を要するので、電子申告においては旧代表者・責任者による仮申告が可能な措置を要望する。
 - ・帳簿書類の保存方法は、紙による保存が原則とされており、これに替えて電磁的記録にて保存を行おうとする場合には、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」の規定に従うこととされているが、特に事業年度を通じた取引件数が膨大な数に及ぶ企業においては同法が定める保存要件を完全に充足することは容易ではない。
他方、環境保全並びに保管コスト等の観点から、企業全般の共通認識として紙媒体による帳簿書類の削減ニーズは高いものと思われる。
よって、
 - ①現状紙媒体での帳簿書類に出力されている内容と同一の内容を電磁的記録として保持し、紙媒体での帳簿書類と同様の形式により画面又は紙に出力することが可能なこと。
 - ②システムコントロール等により改竄可能性が無いことの疎明ができること。の要件を充足することを条件に、当該電磁的記録を紙媒体での帳簿書類に直接代替するもの（紙媒体での帳簿書類に復元可能な原本）として認めるべきである。
- 「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」においては、電磁的記録の形式はデータベース形式（ExcelやAccess等に各種データが整然と配置される形式）を想定していると思われるが、紙媒体の帳簿書類保存に代替する措置としての電磁的記録での帳簿書類保存という位置付け上、そもそも紙媒体の帳簿書類であれば具備し得ない検索機能を電磁的記録の帳簿書類に求めることは保存要件として過大である。
よって、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則」

において規定されている保存要件のうち見読可能性（規則3条1項4号）及び検索機能（規則3条1項5号）について、「紙媒体の帳簿書類と同等の見読可能性及び検索機能を有すること」旨とする保存要件緩和を実施すべきである。

- ・ 国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存については、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下、電子帳簿保存法）および同法施行規則において、カラスキャン、所轄税務署長の承認、タイムスタンプ、「認定認証事業者」による電子署名等、他の法令に比較して厳しい要件が課されており、タイムスタンプ、電子署名にかかるコストが大きいものとなっています。

また、ある法令により電磁的記録による保存が認められている書類が国税関係帳簿書類にも該当する場合、結果として電子帳簿保存法上の電磁的記録による保存の要件を満たさなければならず、文書の電磁的記録による保存が阻害される要因となっています。例えば、保険業法で保存義務が課せられている申込書、請求書等の書類が法人税法で保存義務が課せられている国税関係帳簿書類にも該当する場合、電磁的記録による保存を行うためには保険業法上の保存要件を満たすだけでなく、電子帳簿保存法上の保存要件をも満たす必要があります。一般的に電子帳簿保存法上の保存要件は厳格であり、保険業法上の保存要件を満たすことができたととしても、電子帳簿保存法上の保存要件を満たすことができず、結果として、法人税法で定められた7年間の保存期間は書類での保管とせざるを得ず、書類の保管コストが大きくなっています。

カラスキャン、タイムスタンプおよび電子署名の代替措置として、経済産業省の文書の電磁的保存等に関する検討委員会報告書（以下、「e-文書法ガイドライン」）や他の主務省令で規定する電磁的記録の保存要件および電子帳簿保存法施行規則第8条の電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件における電子署名、タイムスタンプの代替措置を満たすことで、電磁的記録の公証力を担保できると考えられることから、電子帳簿保存法および同法施行規則において、国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存要件からカラスキャン、タイムスタンプ、「認定認証事業者」による電子署名の要件を除き、「e-文書法ガイドライン」に記載された見読性、完全性、機密性、検索性の要件を満たす他の方法による保存についても認められることを要望します。

(4) 社会保障・税番号制度

1) 社会保障・税番号制度に関する制度設計の適切な実施

【理由】

- ・ 現在、我が国において社会保障・税番号を導入し、平成28年1月から税分野においても社会保障・税番号を利用すること等が検討されています。また、平成24年2月17日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」において、税務署長に提出すべき法定調書の記載事項に保険金受取人の個人番号等を追加することとされています。

生命保険会社は、現行の所得税法等に基づき、例えば、生命保険契約の一時金の支払額が100万円を超える場合や生命保険契約の年金の支払額が20万円を超える場合等に、法定調書提出義務者として毎年多数の法定調書を税務署長に提出しています。

このような実態を踏まえ、社会保障・税番号制度の設計にあたり、生命保険会社および生命保険会社から委託を受ける事業者が、保険金受取人等への支払に係る法定調書を税務署長に提出する業務を円滑に行うことができるよう、事務・システムの開発負荷や導入・維持管理コストに配慮いただき、適切に制度設計がなされることを要望します。

- ・ 社会保障・税番号制度の導入に際し、実務の詳細等を検討するに当たり、関係者である金融機関との事前協議を行い、十分な準備期間の設定等を含め、金融機関が実務面でも対応可能な制度設計とすることを要望する。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（「番号法」）では、制度導入当初の社会保障・税番号制度の利用範囲を、税分野等の行政手続に限定することとされている。利用範囲の拡大について同法では、法律の施行の状況等を勘案し、施行後3年を目途として所要の措置を講じるものとされており、民間分野においても利用者と金融機関との双方の利便性向上に資するかたちで幅広く活用されることが期待されるが、金融機関の実務への影響等を十分に勘案したうえで、民間分野における活用が検討

されることが重要である。

平成22年より導入に向けた検討が進められてきたが、「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」、「社会保障・税番号大綱」等の取りまとめを経て、第183回通常国会において「番号法」が成立した。

社会保障・税番号制度の導入に際し、行政のみならず民間においても相当規模の負担・コストの発生が想定される。

- ・ 税制のインフラ整備として、着実かつ効率的な制度導入を要望する。

2) 制度活用に向けた利便性の向上

【理由】

- ・ マイナンバー制度活用のため、源泉徴収事務について、現状では税務署及び受給者双方に支払調書を提出・交付する必要があるが、マイナンバー導入後においては税務署が受給者に支払調書を公開する仕組みとすることで、事業者負担の大幅な軽減が可能であると考えことから、当該手続き等の利便性向上を要望する。